

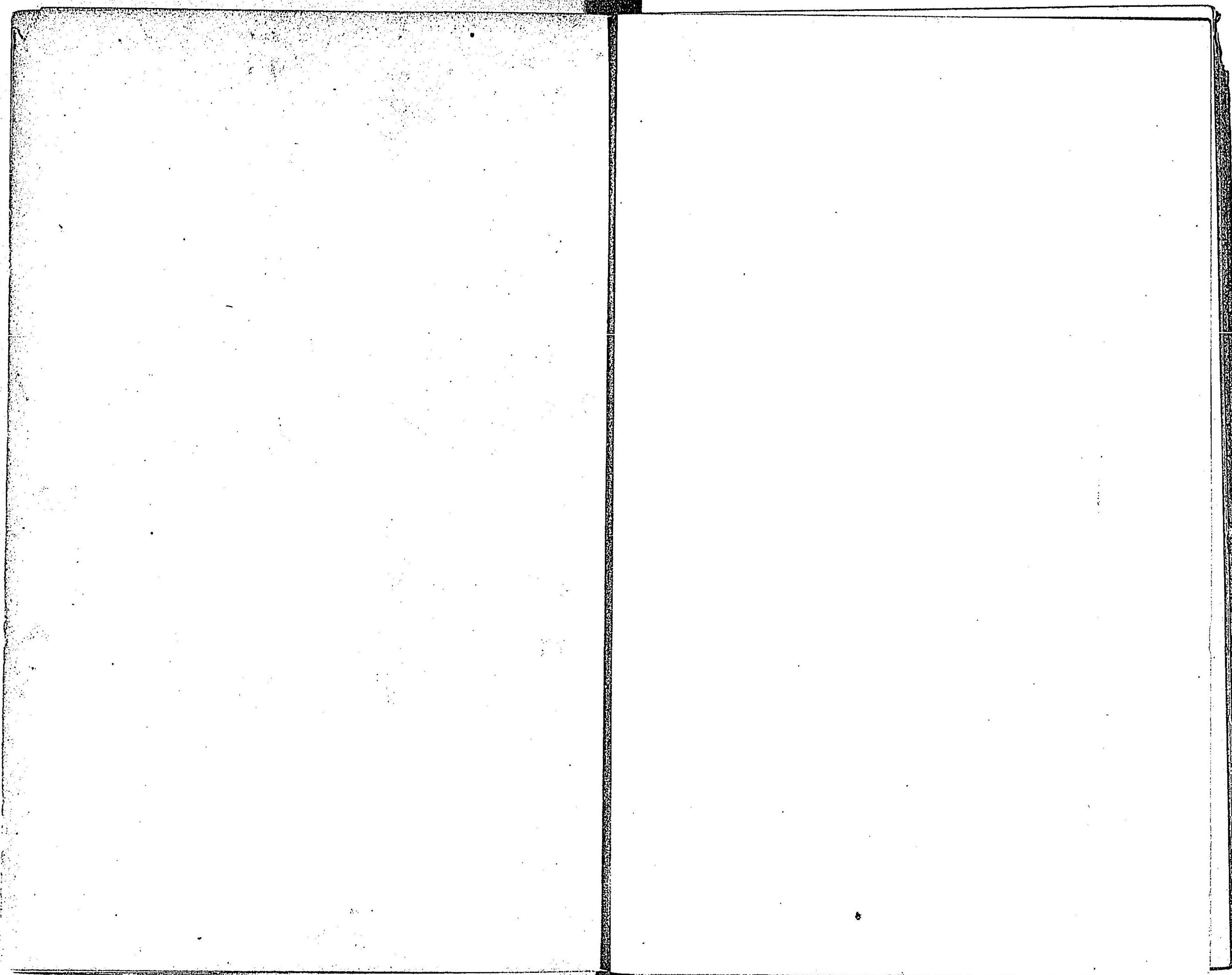
五
九
體
見











勲
功
表
彰

明治三十九年

五月二十七日

東洋海軍大將書

丹

心

歟島員規直

憲憲

報國

明治三十九年

五月十七日

庚子

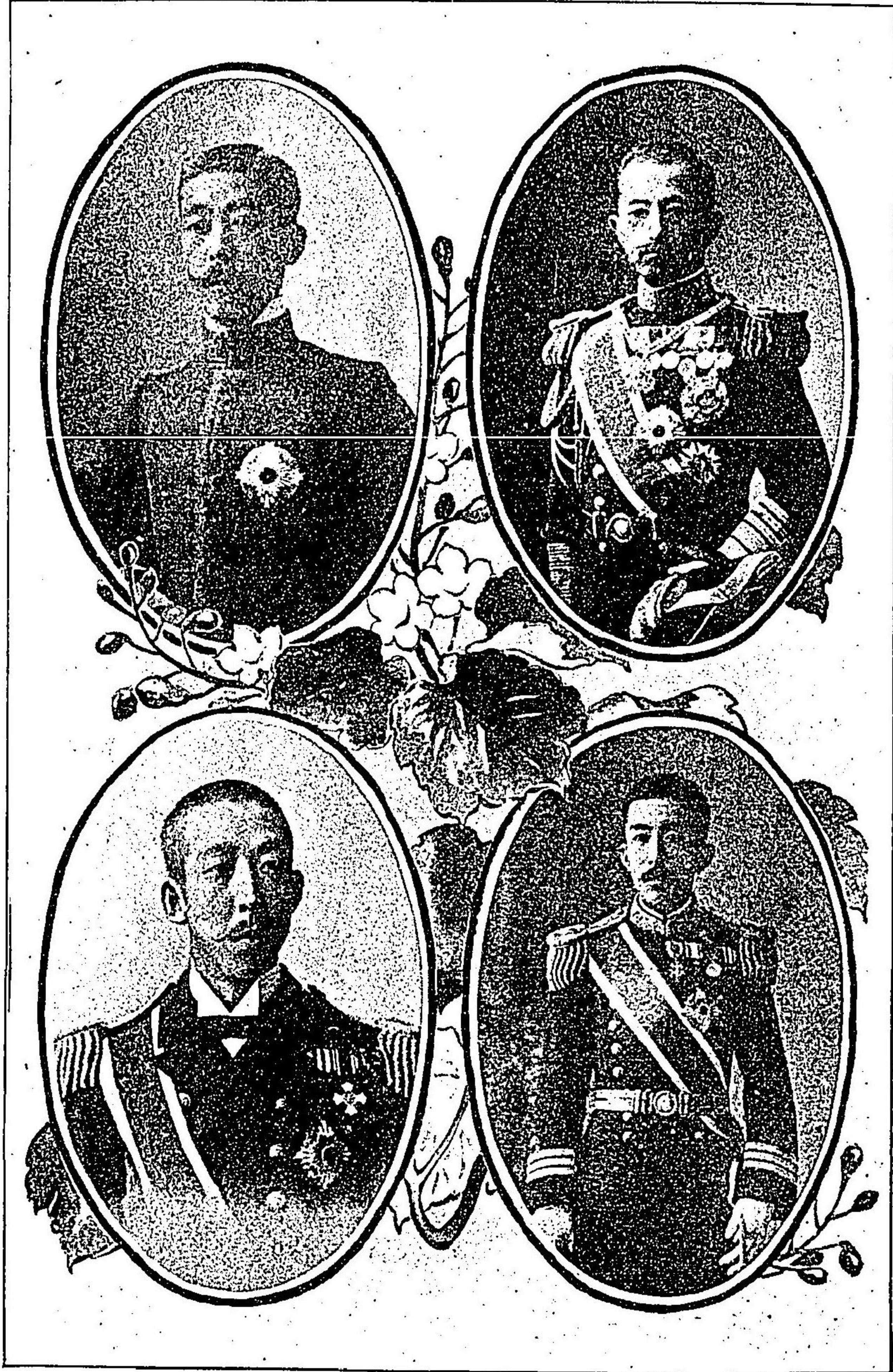
斬擗
鯨魚

兩字為首

海軍中將以長語為題

佐大軍海
下殿王親仁依宮見伏東

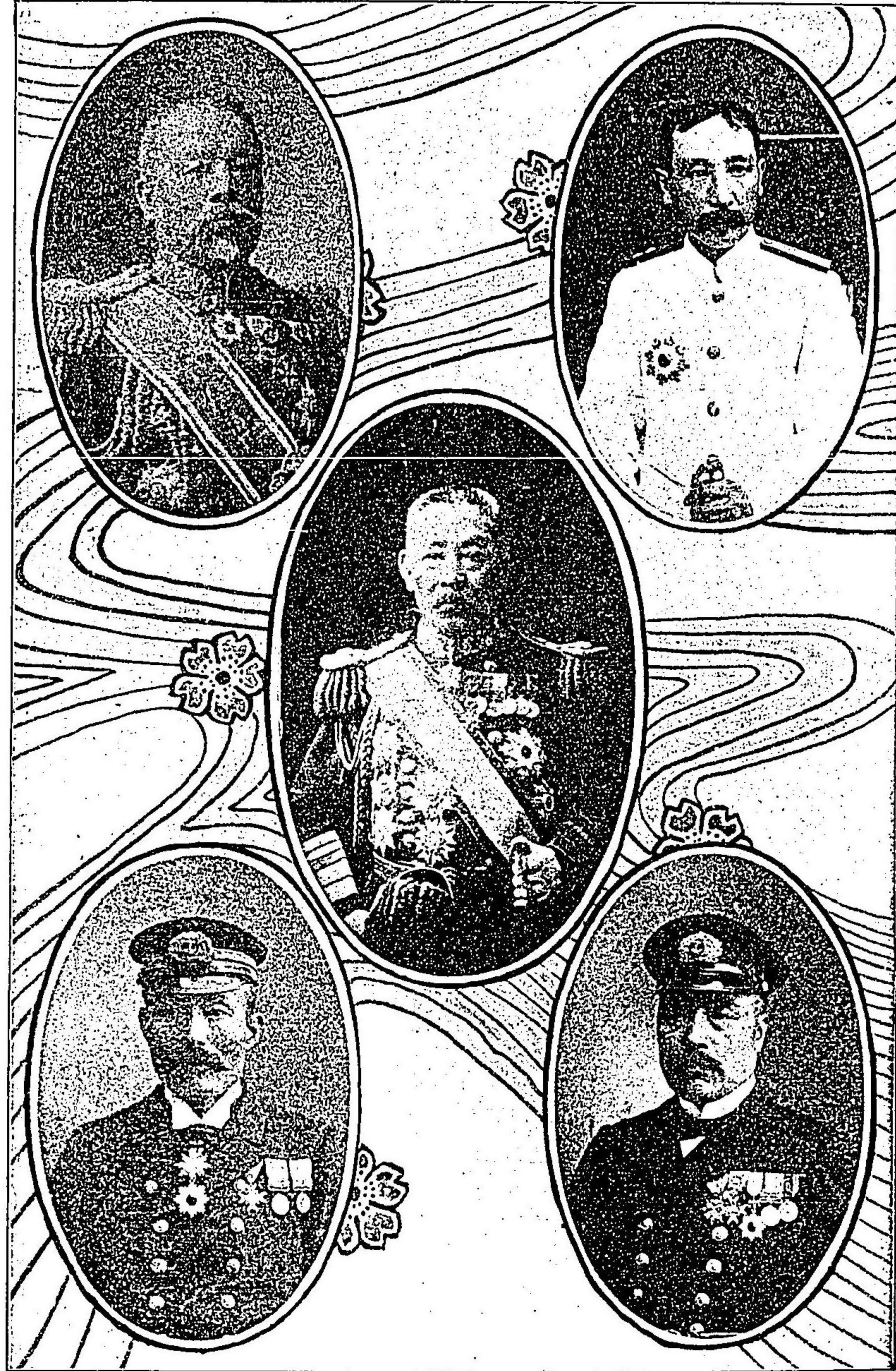
將大軍海
下殿王親仁威宮川栖右



佐中軍海
下殿王恭博宮若見伏

佐中軍海
下殿王廣菊宮階山

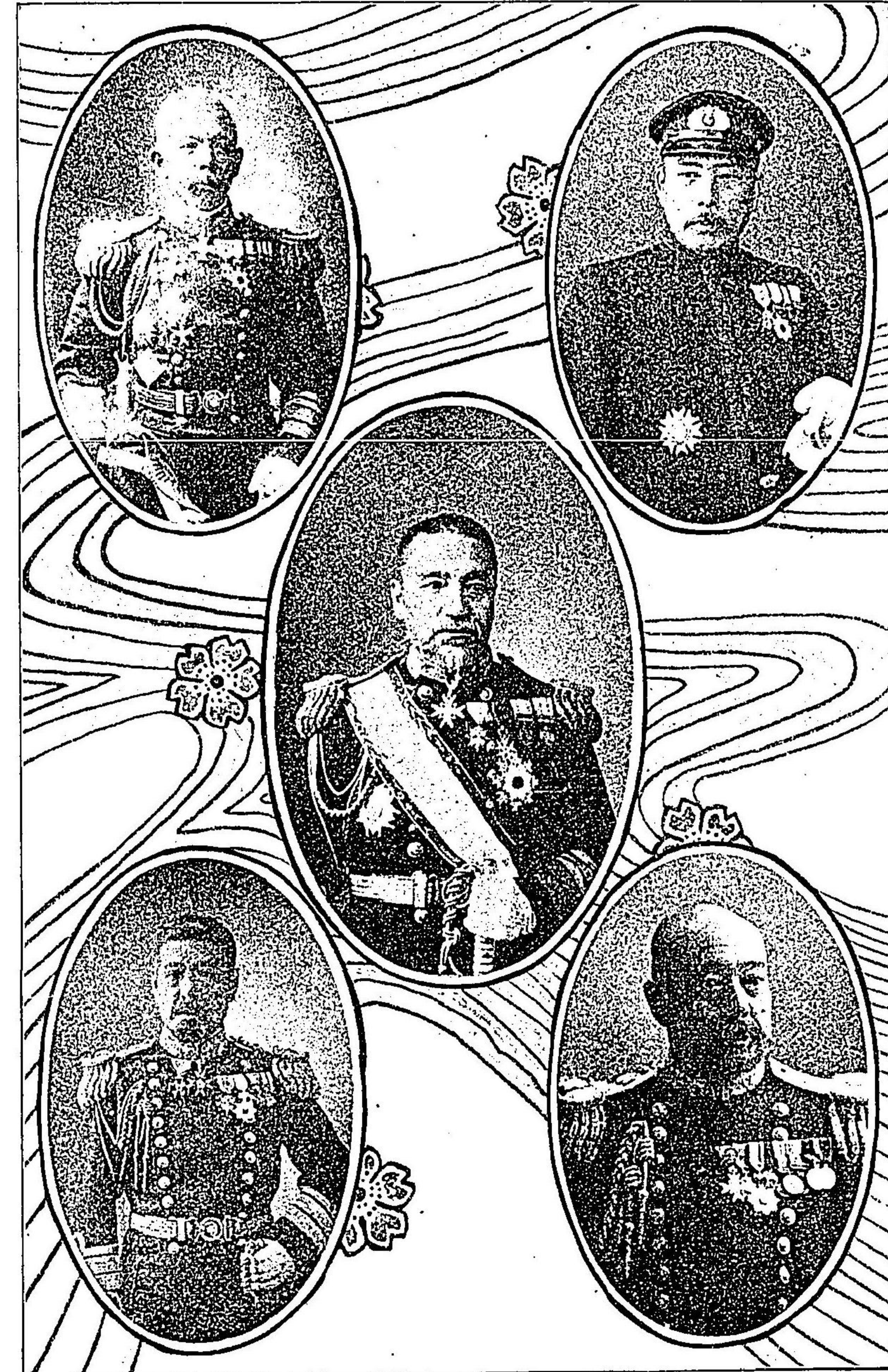
將中軍海 將大軍海 將中軍海
 君遠重羽出 君亨祐東伊 君吉外生瓜



將少軍海
 君雄速村島

將少軍海
 君鼎邦宮武

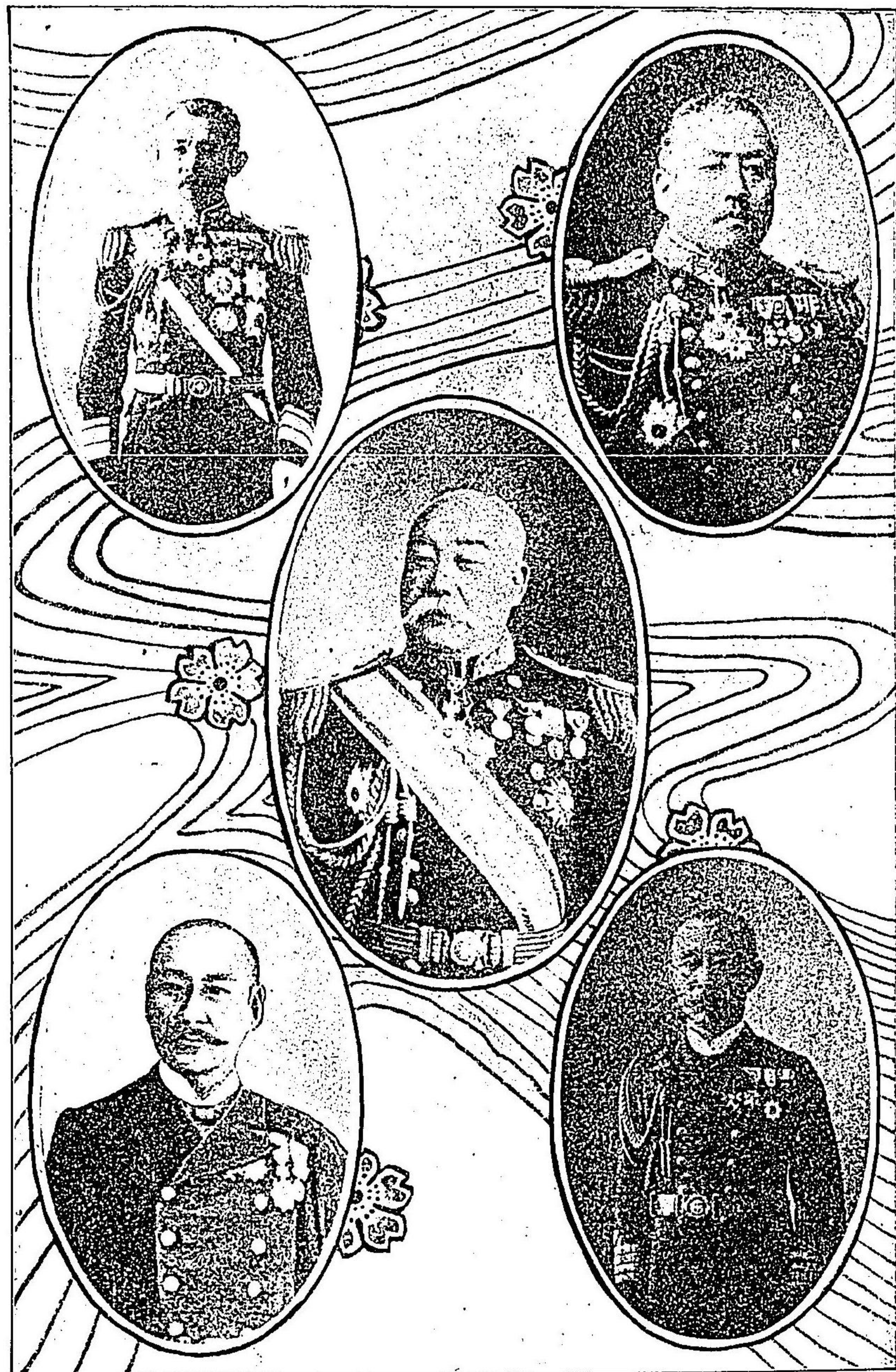
將中軍海 將大軍海 將中軍海
 君郎七岡片 君郎八平郷東 君亟之彦村上



將少軍海
 君氏資谷細

將少軍海
 君起時羽梨

將中軍海 將大軍海 將中軍海
 君耶五院集伊 君譽良上井 君賀藤齋



將少軍海
 君耶八紙倉小

將少軍海
 君八彦田山

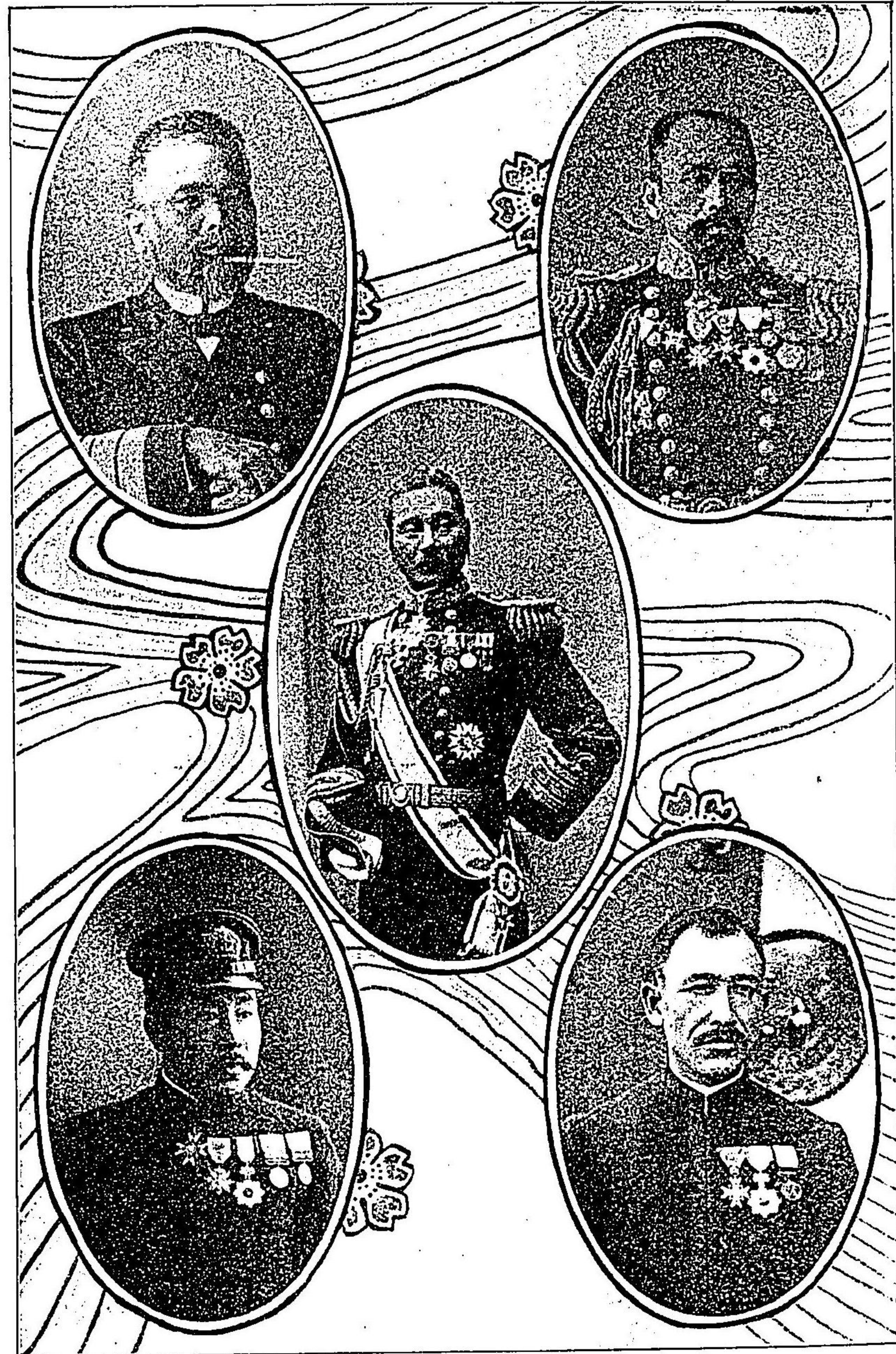
將中軍海 將大軍海 將中軍海
 君路正郷東 君衛兵權本山 君耶太宗須三



將少軍海
 君耶三友藤加

將少軍海
 君雄尾中

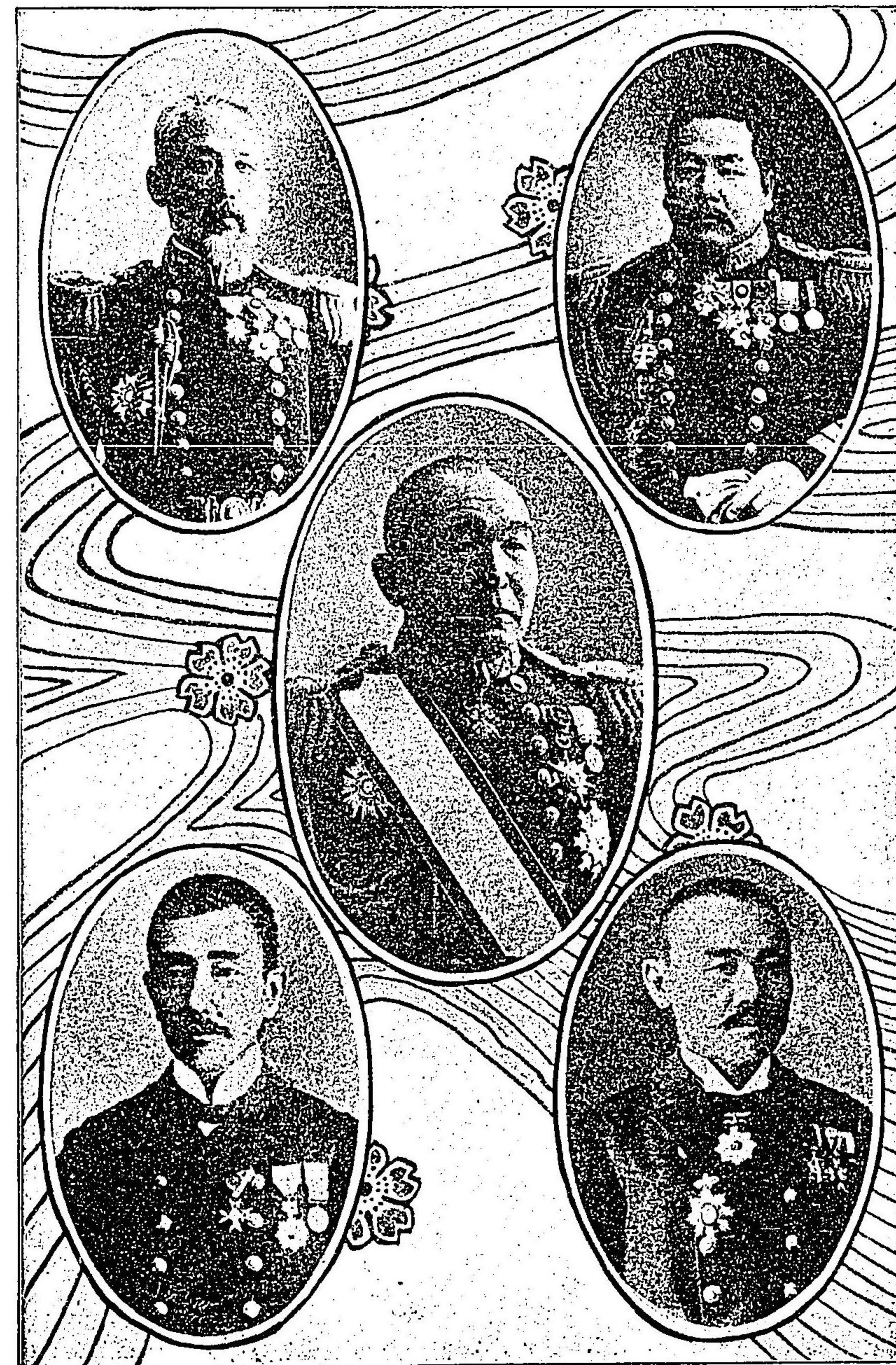
將中軍海 將大軍海 將中軍海
 君松秀田角 君八矢山柴 君亟之壯高日



將少軍海
 君和本松

將少軍海
 君一較井藤

將中軍海 將大軍海 將中軍海
 君一新馬右 君規員島鮫 君篤俊本坂



將少軍海
 君三猪垣寺

將少軍海
 君耶太茂松吉

君至孝藤齋佐大軍海



君人他屋山佐大軍海



君保暹土佐大軍海



君三郎太澄山佐大軍海
君衛兵一利毛佐大軍海

君一助木高佐大軍海
君吉浩村木佐大軍海

君甫橋石佐大軍海
君金光屋土佐大軍海

君珍季知地伊佐大軍海



君那六代八佐大軍海



君那次彦知地伊佐大軍海



君助賢田和佐大軍海
君吉純鳴矢佐大軍海

君央武頭仙佐大軍海
君一本坂佐大軍海

君信有本松佐大軍海
君義正井福佐大軍海

君勝廣木々佐佐大軍海



君磨久上井大佐大軍海



君耶次令島川佐大軍海



君耶一田石佐大軍海
君耶三木鈴佐中副機

君耶次安木山佐大副機
君助之嶋崎山佐大副機

君耶太平内竹佐大軍海
君耶太鋼藤加監大計主

君耶次正井浅佐大軍海



君吉群井長佐大軍海



君光重川中佐大軍海



君基義司莊佐大軍海
君道忠屋釜佐大軍海

君樋長馬右佐大軍海
君六麟手井佐大軍海

君古比勝淵廣佐大軍海
君衛宮典佐大軍海

君助之鷲山大佐少軍海



君郎士石大佐少軍海



君輝昌田福佐少軍海



君助道瀧大佐少軍海
君行篤手井佐少軍海

君郎次梅木士富佐少軍海
君亨田山佐少軍海

君敬光永松佐少軍海
君七利原藤佐少軍海

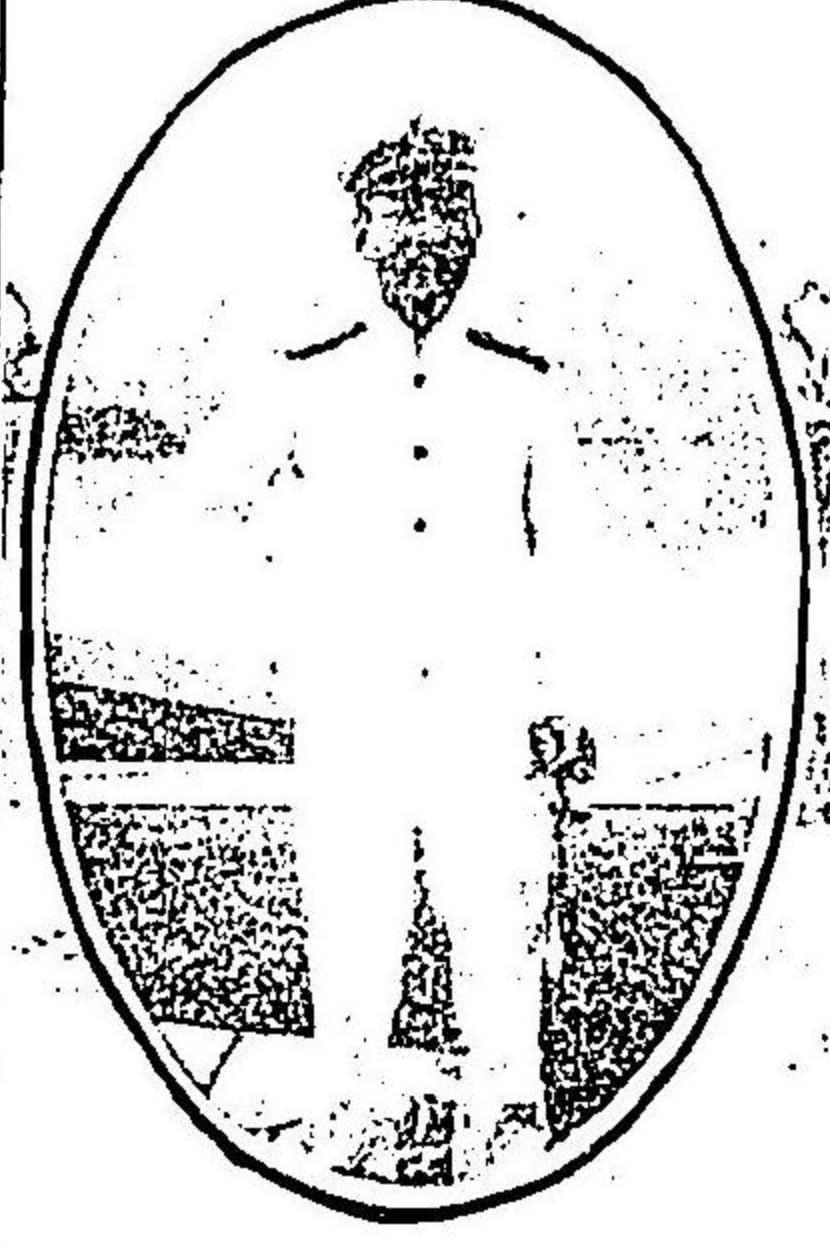
君郎次智坂千佐中軍海



君郎太鐵藤佐佐中軍海



君郎次柳井黑佐中軍海



君郎四川越舟佐中軍海
君雄雅見津九佐中軍海

君郎次殿野眞佐中軍海
君孝重湖佐中軍海

君郎太順淵廣佐中軍海
君藏修岡佐中軍海

君男辰田吉佐少軍海 君毅正島大佐少軍海 君耶一定田津志佐中軍海



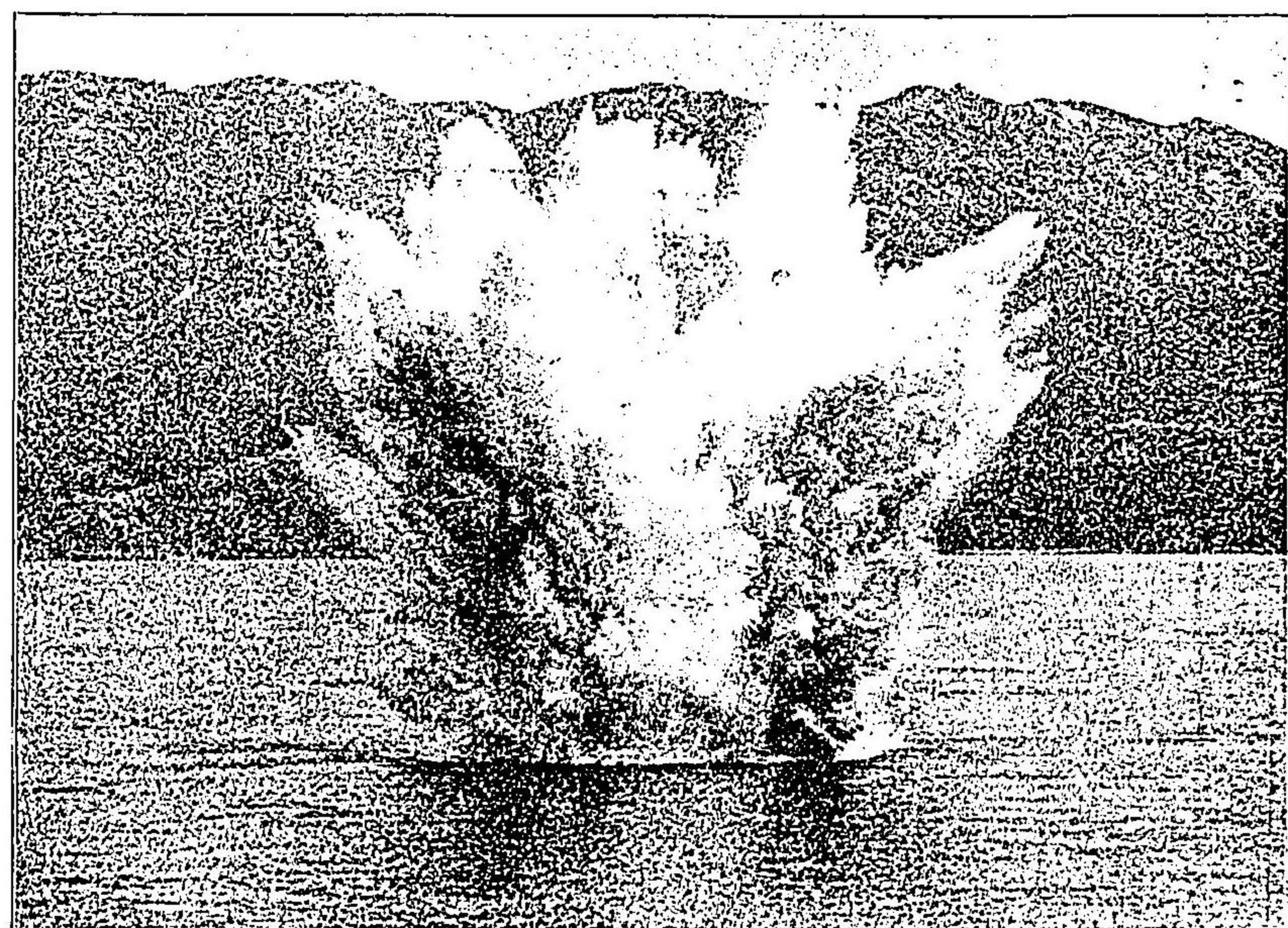
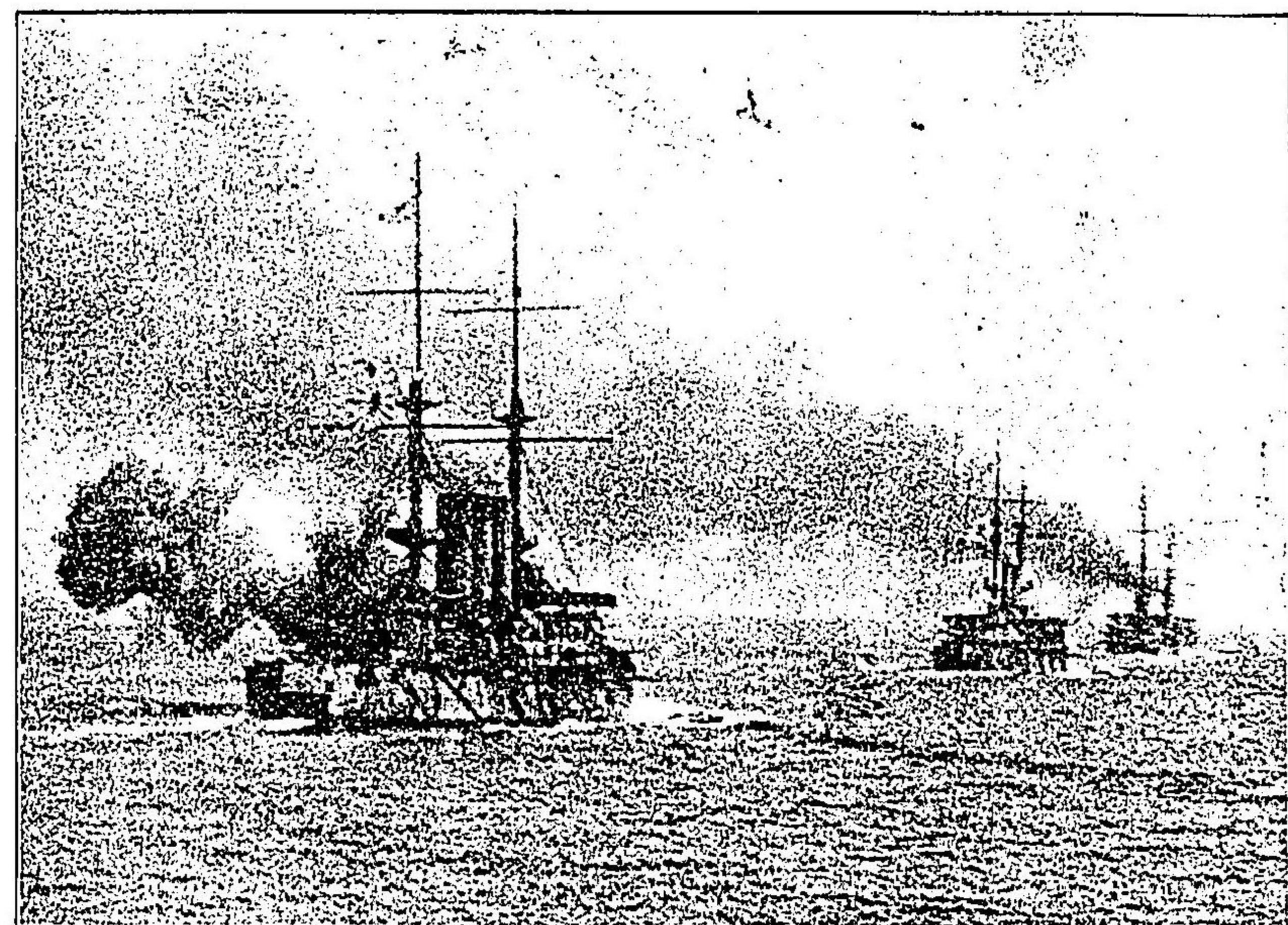
君國重本坂佐少軍海 君清眞井澤佐少軍海 君郎三津馬右佐少軍海
 君耶次松田原佐少軍海 君維義野庄佐少軍海 君子孟田吉佐少軍海

君夫武瀨廣佐中軍海 君孝惟馬但佐大軍海 君間伯佐佐大軍海

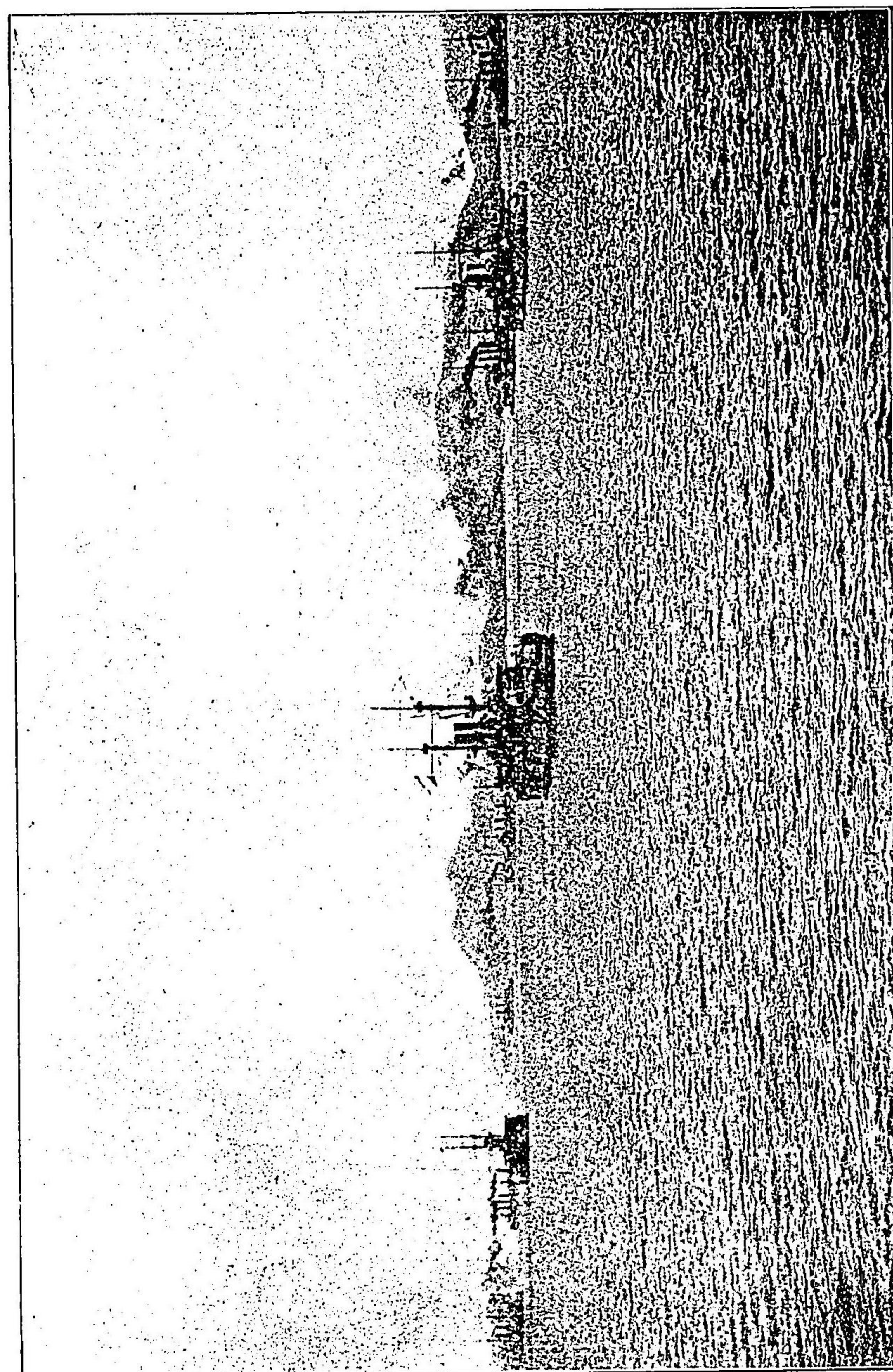


君太義木正尉大軍海 君幹中山佐少軍海 君夫直柳高尉大軍海
 君藏初田島尉中軍海 君美瑛宇島寺尉大軍海 君耶五七藤齋佐少軍海

八月十日黄海戰我艦發砲ノ光景

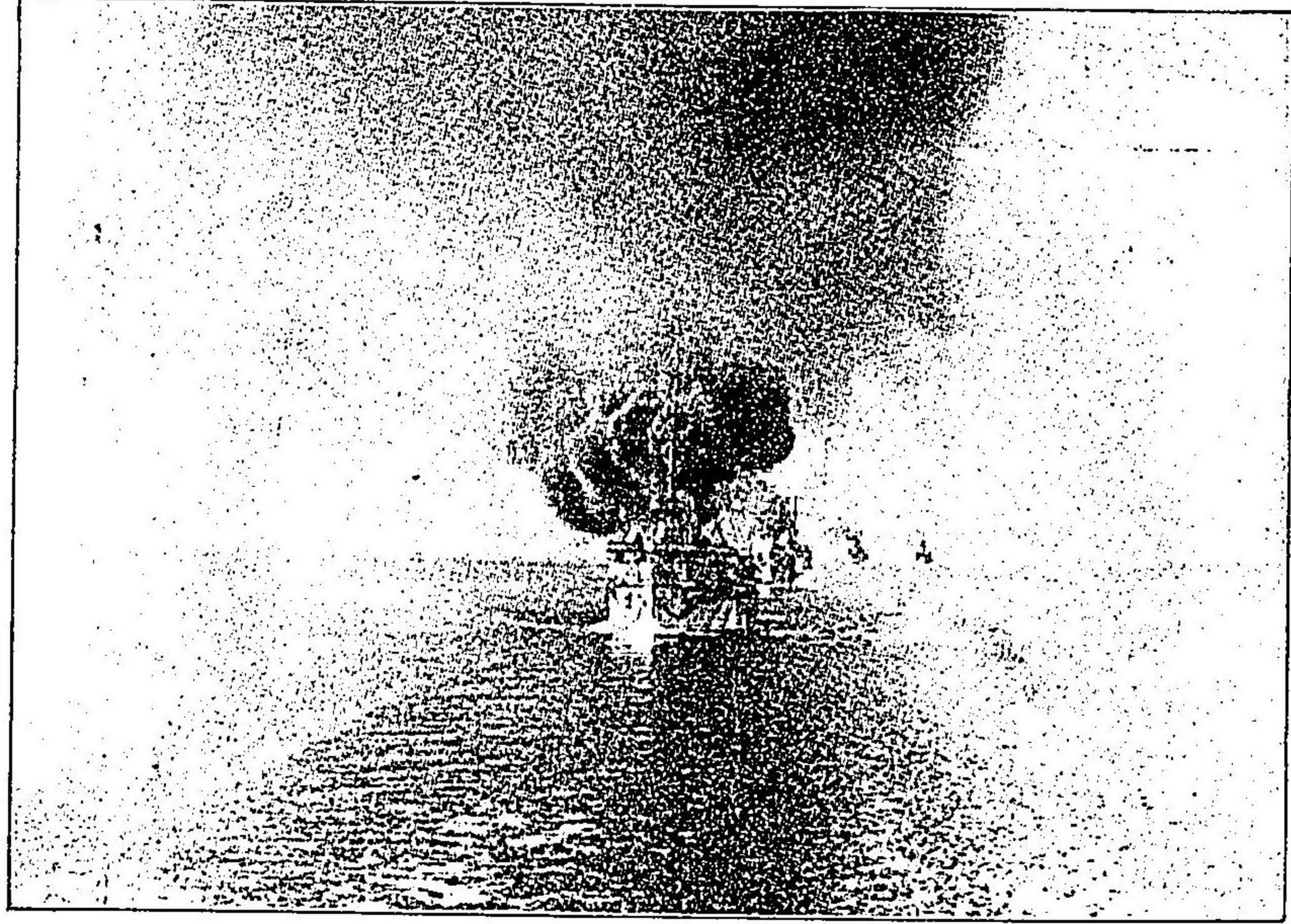
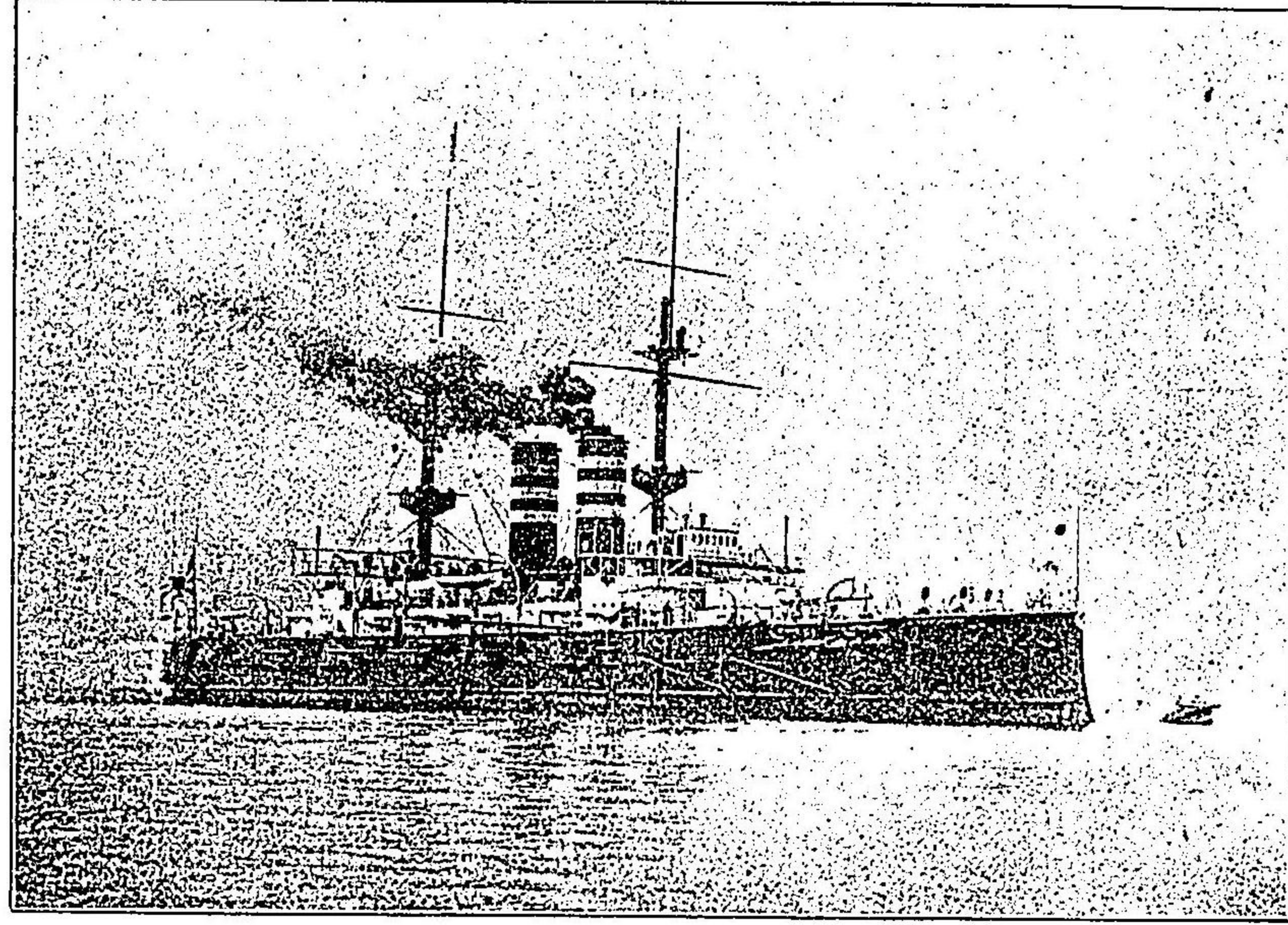


機械水雷雷爆ノ光景

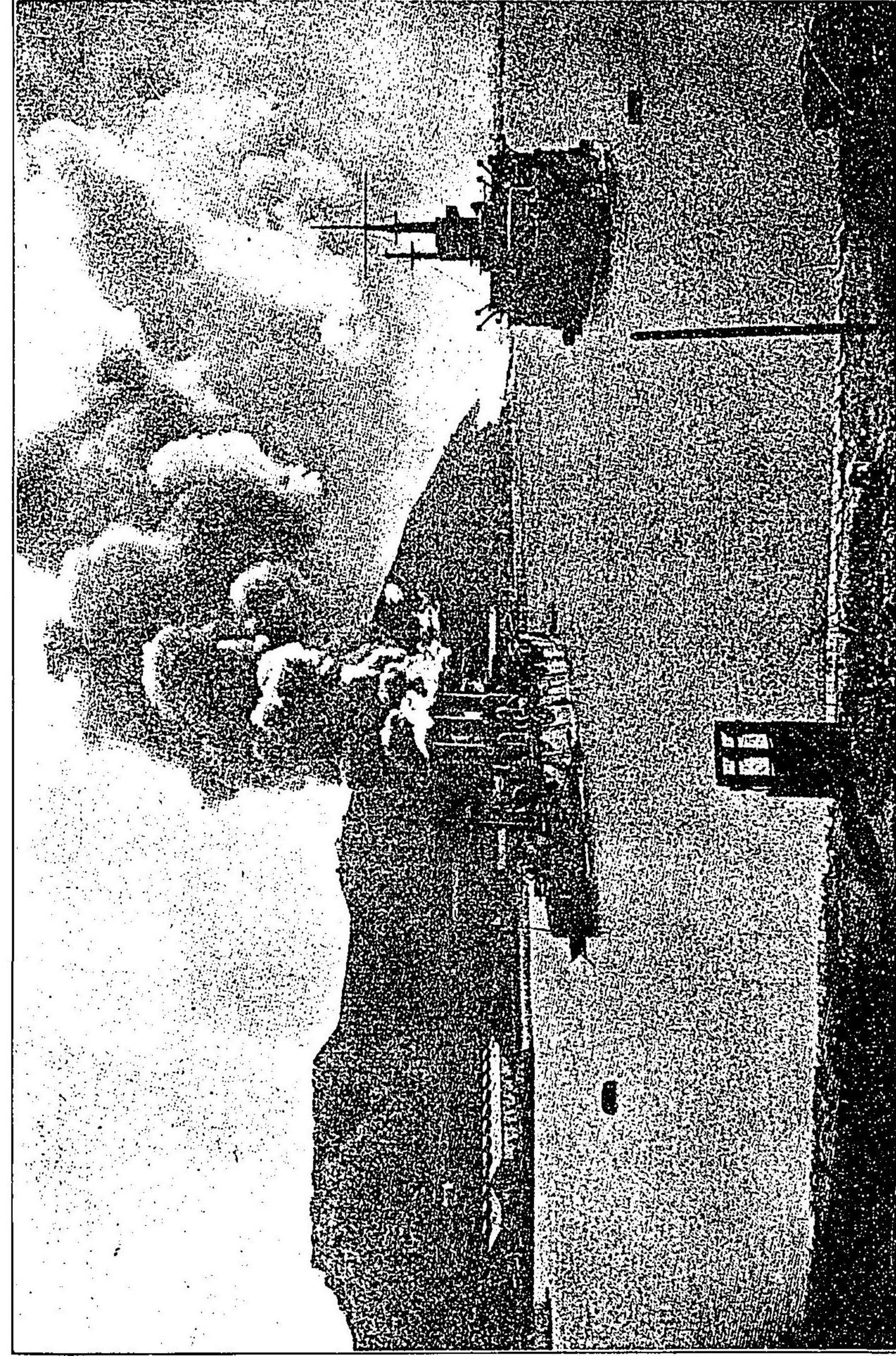


我聯合艦隊根據地ニ集ルノ光景

我聯合艦隊三笠

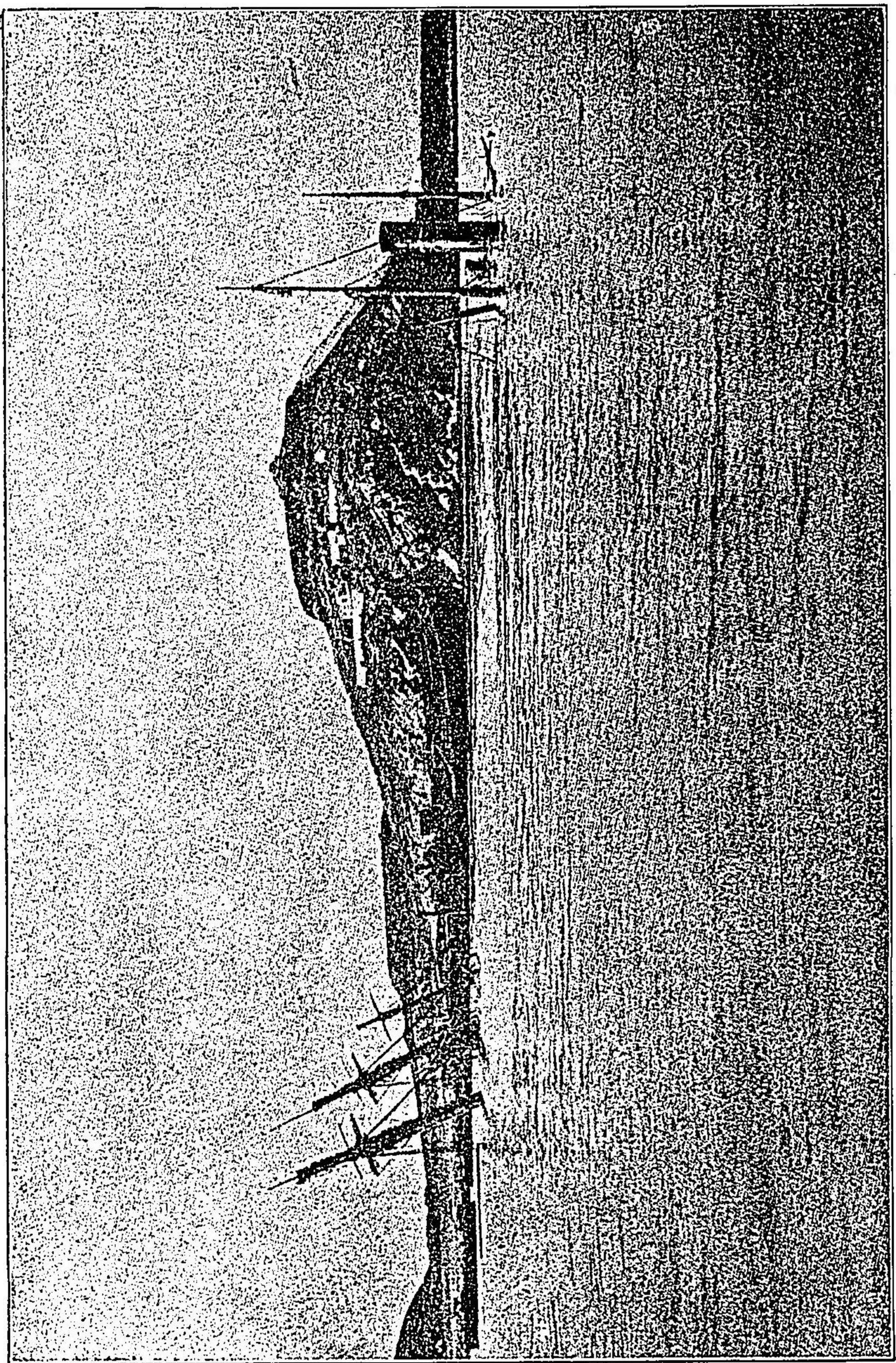


日本海々戦我主力艦隊敵艦向フ



中央ノ烟ハ我砲彈金山下ニ命ニシタタル光景
黄金山ノ油庫ニシテ我艦隊ノ及ボエビエ
タル光景

旅順港口老虎尾半島前ニ我閉塞船沈没ノ状態



日露海戦記序

茲に佐世保市の友人某某等相謀り、海軍功勳表彰會なるものを起し、日露戦役に於ける我海軍軍士の勳功を表彰し、併せて之が記念館を設立し、長に其忠功武勳を闡揚せんが爲め第一着手として日露海戦記を編纂し、以て世に公にせん事を期し、稿成るに及んで序を予に徵す、乃ちて燕辭を陳じ、之に應ずるに臻りし所以のもの。由來予と佐世保との縁因淺からざるに依る。

史を按ずるに、我祖第八世源久、八百三十八年を距てたる延久元年の昔、任ぜられて肥前國松浦郡宇野御厨檢校たるや、城を今福村の巍々濱邊の梶谷に築き、梶葉を家紋とす 采田二千二百三十有餘町を領す、松浦の姓茲に於て始めて起る。

下つて第二十五世祖源隆信の時代となるや、群雄四方に割據し、永祿

六年の頃、大村氏の所領たる佐世保、日守、早岐、佐志方等の諸邑は悉く後藤氏に歸し、尋て後藤貴明之れを我祖隆信の領有に歸せしむ。隆信乃ち東南の邑土を管するの時、尙相神浦氏なるものあり、孤立して其間に居す隆信二城を早岐に築き、成を置き、四邑を衛る、是れ實に四百四十四年の前にして、予が家と佐世保との關係は、斯くの如くして深厚なり。

爾來上下幾百歲、佐世保を領し、明治二年家父其封土を奉還するに至る迄、佐世保は實に予が家の采邑たりしなり、而かも斯く綿々たる私史を有せる佐世保は、今や聖代の隆運を迎へ、撰て西海の重鎮となる、之れ佐世保の光榮にあらずや、抑も亦佐世保と幾百年密接の干繫を有する予が家の光榮にあらずや、我祖隆信を始め、累世の靈、夫れ歡喜せん、予之れを偲ふに當り、轉た懷舊の念禁する能はず。

惟ふに明治三十七八年の役たる、每戰連勝の効果を収めしは、大元帥

陛下の御稜威と、陸海兩軍軍士の忠勇武烈に歸するは勿論なるも、作戰の方略より見れば、戰捷の機や、東郷艦隊が時の二月八日を以て、旅順口の外側にある露國艦隊を撃破せしに伏因す、是れ所謂弗歷大王の曾て其國民に教訓せし『國防の要は攻撃に在り』(“The highest defense is attack”)との格言を現實ならしめたるに外ならず、我軍事當局者の機警なる、彼の弗歷大王の教訓に則り、作戰計劃、智策謀略、各其宜しきを取り、幾十の艦艘、堂々として煤煙を吐きつゝ、進撃の壯途に上りし出發地點は、實に我佐世保軍港にあらずや、敵軍以て金城湯池となし、列國以て難攻不落となせて旅順の要塞、海陸相挾撃して絶大の効果を奏し、殊に海上權の回復を計り、戰運を挽回すべく、萬里の逆潮を蹴り、東航せる彼の波羅的艦隊を邀撃せんとするに當りてや、我に於ては寂として聲なく、某地點の奥深く潜み込み、艦列整然威容迫らず、遂に敵艦隊を突嗟の間に全滅せしめたる、日本海軍の神謀鬼術、列強をし

て殆んど豫想の外にあらしむ、而かも能く約二年の間、帷幄の樞府となり、更に後方連絡の重鎮となり、其任務を遂行せしは、抑も海軍の根據地たる佐世保軍港其魁にあらずや、壯なる哉、我海軍、烈なる哉、我軍士、佐世保の名聲亦永世に朽つ能はず。

予が家と史的關係を有する佐世保、日露戦争と相離る可らざる佐世保は、海軍の策源地として俄かに曙光を發揚せり、日露海戦記は即ち社會の要求に促され、其曙光を長へに發揚すべく、生れ出でたるものにして、本書を緋かば如何に我海軍及軍士が、今回の戦役に盡瘁したるかを知るに足るべく、有史以來、未だ曾て見る能はざる龍争虎鬪の狀、電撃雷撃の態、溢れて全ページに活躍し、殆んど卷を掩ふに遑なき如し、更に考ふ我佐世保軍港と日露戦史との關係や、恰かも東鯨南鷄離れて而して生くるの途を見る可からず、若夫れ我佐世保軍港にして、絶大なる光榮の二分の一を有せんか、佐世保市民の責任や尙將來

に向つて重大ならざるを得ず、元是れ今回の事、懦夫をして今日に起たしめ、千歳の下、我海國男子の士氣を鼓舞するに足る、佐世保市民たるもの、一致協力、須らく小を捨て大を容れ、以て百年の大計を劃すべきなり、予は祈る佐世保市の光榮をして、單に一記念館にのみ其半面を止むるなく、更に進んで我國威の發展を期し、蒼々たる天の高きに揚げしむべきを、以て序と爲す。

去年今夜斬鯨鯨。 蒼海空沈十萬兵。

鬼火啾々來襲舸。 漁僮也做斷腸聲。

明治三十九年五月二十七日

日本海大快戦一周記念の日

於佐世保軍港檣山別墅

正四位 松 浦 厚 識

海軍の勳功を表彰して 満洲の經營を論ず

法學博士 戸水 寛 人

肥前國平戸の舊采主、鸞洲松浦襲伯、特に余に徴するに、佐世保市に於ける海軍勳功表彰會の事業として、特に出版せられんとする『日露海戦記』の序論を以てせらる、余や元より軍事専門家に非ず、隨て日露海戦上に於ける彼我艦隊の活動及び技術等に關して、是を細論すべき智能を有せず、或は謂ふ彼のトラフルガーの海戦と、我が日本海の海戦とを比較し、更に我が海軍が、何故に露國の海軍に打ち勝らたるやの解決等は、人の之を聞かんことを望むや切ならん、然れども余は是を敢てせず、翻て日露海戦後に於ける、我日本の國力發展上に及ばざんとする其影響如何に就て、今少しく陳ぶるところあらんとす、蓋し

我海軍の勳功を以て長に表彰せんと欲するなり。

二

惟ふに杳渺たる蒼海に於て、彼我艦隊の將に砲火に相見んとするや、我國民の多數は必ずしも敗を彼に取るべきかを危憂したるものあるべからず、然れども彼我の艦隊相馳せ相走り、謂ゆる舷々相摩し劍端相接するに當て、果して我日本が多大の損害を蒙るべきかに就て亦何人と雖も是を推想せしや明なり、加之彼のバルチック艦隊が佛領カムラン灣を出て、我對馬に向はんとするに及では、彼艦隊の大部分が優に海峽を通過して、ウラデチストクに入らんとすべきことは、或は之を想像せしものあらん。

若し夫れ此の如き想像が事實の上に現はれ來らんか、日露戦争已後に於ても、露國艦隊は必ずや龐然たる大勢力を有して、絶東の一隅に割據するや明なるべく隨て、清韓兩土に於て、我が日本の勢力を伸張する上に於て、頗る困難を感ずべかりしなり、且つ我國是として、起て

南方に羽翼を延さんことをも爲し能はざりしならん。

嗚呼天佑なる哉、幸にして日本海の一戦に於て、我艦隊が絶大の大捷を博したるより、尋で我對清韓策の上に非常なる便益を得ると共に、又た我羽翼を南方に延さんことも、是れ爲し難きに非ず、今後日本海軍の膨脹と共に、列國亦東洋に於ける海軍を膨脹せしむるならん、然れども英米兩國は、夙に我に對して同情を寄するもの、且つ獨佛兩國は其同情此の兩國に及ばずとして、我海軍が今より已上に膨脹したる曉には、悠々然として我勢力を海外に向つて發展せしめ得べきことは、容易の事たるべきを信ず。而して今後に於ける清國が、如何に變遷推移すべきかの問題に就ては、何人も之を豫言し能はざるべしと雖、亦現今の状態を永遠に繼續すべきことは、固より不可能の事たるべきなり。

要するに滿洲朝廷が既に四百餘洲の大權を掌握し居るとしても、彼

の南清の漢人等は夙に不満を抱き、寧ろ其の支配を嫌忌して徐ろに彼の羈絆を脱せんとし、且つ新學勃興して清人の思想漸々革新せられんか、先づ清國南方の政治上に於て、如何なる變動を來すべきか、未だ之を窺知すべからず、而して南清に於ける其思想界の潮流は分れて二派を生じ、一を康梁の黨と爲し、二を孫逸仙の一派と爲せり、今假りに之を評すれば、康梁の黨は稍溫和にして一に滿洲朝廷を保佐し、憲法を布き、議會を設け、而して清國の政治を一變せんことを期するが如く、之に反して、孫逸仙の一派は主張過激にして、切に共和政體を打起せんことを期し、且つ滿人の勢力を全然驅逐せざれば已まざらんと欲するもの、如し、要するに是非の何れを問はず、清人の思想漸く變遷し、尋で新學の勃興と共に、今後如何に推移すべきかは圖り知るべからずと雖、近年廣西省其他の所々に於て、屢一揆暴動の騷擾相次ぐが如き、恐らくは支那革命の前驅たらん、目下西太后朝にありて

親く萬機を總覽せらるゝを以て、特に革命を企てんと欲する者も、敢て手を出さざるが如きも、終に何人と雖、百年の生命を保ち難く、他年一日西太后が現世を去らるゝ後は、是を好機會として、革命を企つるもの續々として起るに臻らんか、事若し茲に至らば我日本は清國に對して、如何なる方針を取るべきか、今我取るべき方針を茲に明確に陳ぶることは、我政略上、策の得たるものに非ず、然りと雖、南清と日本とは爾來密接の關係を保持し來りしを以て、南清人の輿望に反して、逆的行動を取らん事は、我日本の得策にあらず、且つ夫れ此の如き騷亂を機會として、我勢力を亞細亞大陸に樹立せんと欲せんか、先づ豫め滿洲に於て堅固なる根據を作り置ざるべからず、蓋し滿洲經營の第一義は此點に注目せんことを要すべきなり。

之より先き、日露戰爭の結果として、終に露人を北滿洲に窘逐し、而して南滿洲を我手に收め得たり、後彼のポーツマスに於て、日露兩國間

六
の交渉を開始するに當り、北滿洲を露人の手に委し、南滿洲を我手に握るべく條約を締結せられたらんには、滿洲に於て我根據を作る上に最も便益を得たりしならんも、我全權委員が事此に出でざりしは頗る遺憾の事に屬す、然りと雖後來に於ける我國民の動作如何によりて、起て根據地を作らんこと亦多大の難事にも非ざるべし、試に思へ、世人口を開けば直に滿洲の開放を云爲す、而して滿洲開放なるもの、名義に對しては、元より異議あるべからず、且つ滿洲開放に依て、外國人の資本を滿洲に輸入するを得べくんば、延て滿洲經營の上に於て、頗る便利なるべしと雖、直に滿洲開放の名義の下に日本人と外國人とが、同位均一の利益を得ざるべからずとの議論は誤れり、蓋し日露戰爭の刻に於て、我日本が巨億の資を投じ幾萬の生靈を犠牲に供したるも他の外國人は毫も之に與からず、故に日本人が滿洲に於て特殊の利益を得べき事は、最も觀やすき道理に非ずや、且つ

東清鐵道は既に日本の手に歸して、日本の軍隊と日本の費用とを以て、之を保持することに定まり居れり、然らば則ち其結果として、日本人が特殊の利益を得ざるべからざることをも亦明白なる道理なりとす。若し又た日本人と外國人とが滿洲に於て均一の利益を得べしとすれば、之れ公平に似て公平に非ず、既に戰爭中多大の損害と戦後の計るべからざる損失とは、之を日本人のみ負擔して、滿洲より生ずるところの利益のみは各國平等に之を享有すべしとすれば、是れ寧ろ甚しき不公平と言はざるべからず、且つ日本は巡查國に非ず、列國の利益のみの爲に兵員を派し、滿洲の治安を保つことにのみ當るものに非ず、然るに世人此の如き觀安き道理を忘却して、單に滿洲開放の美名に酔ひ、之を以て滿洲經營の標準と爲すが如きものあるは、余の遺憾に堪へざるところなり、而して余の考を以てして、日本人民に滿洲に於ける多大の利益を得せしめんには、先づ日本政府は日本人

民に對して、多大の保護を與へざるべからず、假に人口稀少の土地に於て、種々の探檢を爲さんとするものあらば、之に兵員を附し以て馬賊の強奪に備ふるも可なり、復た金礦其他の礦業に従事するものあらば、亦大に是に對して保護を與へざるべからず、森林事業に従事せんと欲するものあるに對しても亦然らざるべからざるなり、且つ滿洲到る處に居留地をも設けざるべからず、而して居留地を設くるに當つても、毎次揖讓して奉天將軍の許可に待つが如きは余の取らざるところなり、日本人自身に適當の地を相して、之れに割據し、而して奉天將軍をして是を認めしむれば足れりとす、既に戦争已前に於て、奉天には増祺ありて之が將軍たり、而して露人が増祺を待つこと一傀儡に異らざりき、日本人にして今や奉天將軍を待つに、一増祺として彼を遇すること能はざるか、而も巨億の軍費を捨て、數萬の兵士を犠牲に供して後、一奉天將軍を増祺として遇すること能はざるに臻

つては、日本人の滿洲經營も亦知るべきのみ、然らば則ち今後の日本人は、此の如き柔軟なる方針を捨て去り、豪然として滿洲に割據するの抱負を以てして、起て百年の大計を劃すべきなり、然らずんば日本の商人は其資本を滿洲に投ずること能はざらん、然り日本の實業家は今日に於て多大の資本を有せざるも、數年の後に於ては、資本も漸次増加すべく、滿洲に投ずべき資本は綽々として餘裕あるに臻らんか、且つ日本の鐵道が尋で國有たらば、民間の箇人が鐵道の上に有せし資本は、一小部分を除く外日本國內に用ゐらるゝことなかるべく、是を移して海外に投ぜんこと亦困難の事に非ざるべし、而して日本政府が堅固なる決心を以て、滿洲に移住するの實業家を保護せんか、滿洲經營の如き蓋し易々たらんのみ。

又滿洲經營の一基礎として、政府保護の下に特制の銀行を起さざるべからず、目今正金銀行の支店をして軍票を回收することに従事せ

しめ居るも、元正金銀行は貸出銀行として決して適當と言ふべからず、然るに滿洲に於ては貸出に従事する銀行最も必要なり、是なくんば殖民地の經營は得て望むべからず、見よ獨逸人が南米に於て大に成功し居れるは、其背後に大なる銀行を有するに因る、而して北米合衆國の實業家が、何故に南米に於て成功せざるかと言へば、其背後に有力なる銀行を有せざるに起因す、然らば則ち滿洲に於ても日本人が奮て實業に従事せんとすれば、其背後に有力なる貸出銀行を有せざるべからず、而して官民共に大決心を以てして、滿洲經營に當らんか、其成功亦疑なかるべきなり、而して日本人が滿洲經營に於て成功したらんには、滿洲は事實上殆んど日本の領土たるべく、若し支那にして動搖するありとしても、容易に彼に應ずるの術を行ふことを得べし。

復た露國が北滿洲に割據するの今日、ポーツマス條約に基き、ハルビ

ン及びチハル等の地方に於て、開放の實を擧ぐべしとは思はれず、是れポーツマス條約に依りて、開放すべきことに定まれりとしても、元より不可能の事たらん、且つ英獨等は兵力を以て其の開放を強ゆること能はざるべく、清國亦之を強ゆること能はざるのみならず、却て其開放を希望せざるや明なり、且つ夫れ我日本が其開放を迫るとすれば、其結果は日露兩國間に罅隙を生ずるのみにして、我實力の充實せざる間は、必ずしも兵力を以てして、之を争ふことを要せず、單に口頭を以て彼に抗議を申込みは足れりとす、然れども兵力充實の曉には、其開放を爲さざる旨を楯として、起て露の領土に向て侵略を試むべし、要するに滿洲を根據として、日本の勢力を亞細亞大陸に發展すべき事は、之を日本の方針として、確定して可なり、日露艦隊の海戦已前に於て、此の如き議論も、總じて空想たるに過ぎざりしと雖、既に我海軍は百雷千電の砲火の間、神出鬼没の活動を敢てし、東洋の制

海權を掌握して、鷄首一回轉、一擊九萬里、鵬翼延べ難く、洋海尙隘からんとす、此の好機に遭遇せる我國民は、斷々乎として大陸經營に着手せざるべからず、且つ國威宣揚の刻宜しく南方に向つても亦種々の經營に従事するを得べし、彼の韓國經營の如きは、實に一小事件に過ぎざるが故に、今茲に論及せざりしと雖、今後日本が韓半島を自國の領土と殆んど同一視するが如きは、亦以て海戰大捷の餘慶と云ふべきのみ、余は日本國民に向て、百尺竿頭尙一步を進め、大に奮勵して我國力の發展に従事せんことを望む、乃ち『日露海戰記』に附加して、肅んて一言を陳ずること爾り矣。

明治三十九年五月二十七日日本海海戰第一周年記念日

日露海戰記敘

征露戰役は何事をか贏ち得たる、海戰の全捷なり、陸軍の戰功なり、ポオツマウス條約なり、ポオツマウス條約の締結を見るや、或は讚して曰ふ、是れ道德的大捷利なりと、噫、然るか、然らば則ち陸軍の戰功は道德的敗北なりや、抑々海戰の全捷は、豈實に不道德的捷利なるか、日露海戰記は、征露戰役の首尾を通して、尤も不道德的なる鑿戰大捷の正史なり、之を傳誦する者、之を謳歌する者、亦皆幾分不道德の徒ならむか、然れども後世國を誤る者は必ず所謂道德者流より出でむ、國家の休戚を先にし、一身の榮辱を後にする、乃ち是れ社稷の臣なり、日露海戰記や、善く社稷の臣を傳へ、亦能く社稷の臣を勗む、十年の後、凜凜たる正氣の更に神州に磅礴するある、眇たる冊子、亦功の道ふべきなきとせじ、是を敘と爲す。

明治三十九年六月中浣

建部 遜 吾 識

二

海軍勳功表彰會の設立と 「日露海戦記」の刊行に就て

「日露海戦記」の稿竝に成る矣、先之明治三十八年五月、我海軍が絶大の偉勳を日本海に奏するや、予は之を動機として、知友田中國吉、長井龜助、佐藤敬太郎、の三氏に諮り共に案を具し、田中氏と相携へて、市長渡邊修氏を市役所に訪ふ、氏亦此舉を贊し且つ曰く、由來我海軍と佐世保市は恰も水と船との如く、這回の戦役に於ても海軍の策源地として今日の隆盛を見るに到れり、幸ひ市の事業として紀念公園の企てあり之と合同せんも亦可ならんかと予は更に長井氏と共に、森永泰兵衛、小嶺貫一郎、山口完福、島末一、長醫秀夫、森田福次郎、態澤武次、松尾良吉、谷口彌吉、の九氏を訪ひ、共に俱に發起人たらん事を圖る、諸氏皆喜んで之を諾す、此に於てか新に海軍勳功表彰會主旨書、并に其事業

序

一

として爲す可き、日露海戦記の刊行、及び紀念館建築畧圖該設計書等を發表し、事務所を佐世保市赤十字社俱樂部内に置き、特に鮫島鎮守府司令長官閣下の贊同を請へり、而かも本記の纂編を企てたるは、實に昨年一月旅順開城當時に係る、爾來同志諸彦と共に、懇談熟議を重ね苦心以て百方材料の蒐收に勤め、漸くにして同年十二月、北島似水興招美遊の兩氏に托し、更に編者主任を中川旭泉氏に委せり、爾來四閱月惴々焉として編纂の事に是れ勤めたり

而して本記の稿を起すや、句々文章の絢爛を避け、専ら事實の詳述に力を致し、一に我海軍々士が超然として、生死岸頭に起ち、風雷迅烈の間、能く馳驅活躍し、吶戰奮撃、忽にして敵艦隊を全滅せしめたる、此の絶大の偉勳を、長に表彰するを以て主眼と爲せり、抑亦本記の目的一に懸て、茲に存す、而して稿半に達せんとするや、材料の蒐集以外、更に緊急の要件を感じ、會務を長井氏に委し、佐世保海軍勳功表彰會を代

表し、本年一月雪を浴て、東都に入り、直に萬般の進行を市長渡邊修氏に諮り、親く松浦鸞洲、龔伯の紹介を得て、序論を戸水博士に請ひ、又各地中將に翼贊を求め、且佐藤獨嘯氏に就て印刊其他の便宜を得、爾來促勵大に勤め、漸くして、本年五月上浣を以て中川氏と相携へ、一柵の原稿を珍重して、茲に再び帝都に入り、文學博士建部遜吾氏に全部の校訂を請ふ、然るに博士は、公用多端の故を以て、更に文學士鈴木虎雄氏を紹介せられて、茲に校訂の事を委せり、而かも東郷、鮫島、の兩大將上村、坂本の二中將は、共に此舉を贊し、快く題字を染られぬ、又松浦鸞洲、龔伯、戸水法學博士、建部文學博士、亦喜んで序叙及序論を諾せらる、而して裝釘の意匠は、畫伯横山大觀、丸山晚霞の兩氏に請ひ、寫眞は直接各將校に就て得たるも、外、佐世保市後藤寫眞館の珍藏を購ひ、其他は東都の寫眞舖三四に就て蒐集せり、海戦圖解及び附録は、當時實戦に参加せられし各將校の意見を叩き、新に之を予の手に於て作製

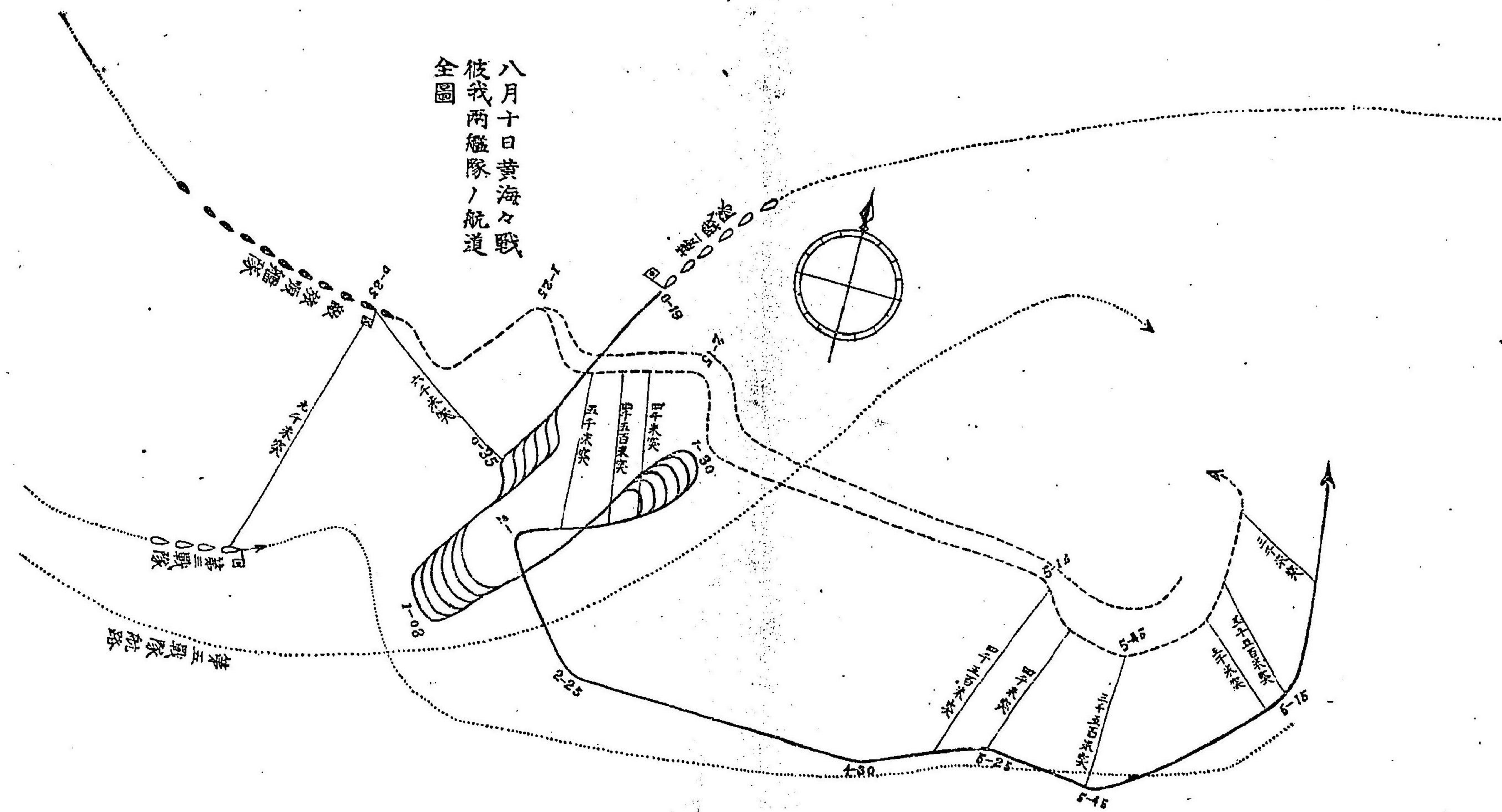
せり、茲に欽て各位の殊遇を紀し、併せて謝辭を陳ずと云爾

四

明治三十九年七月上澁

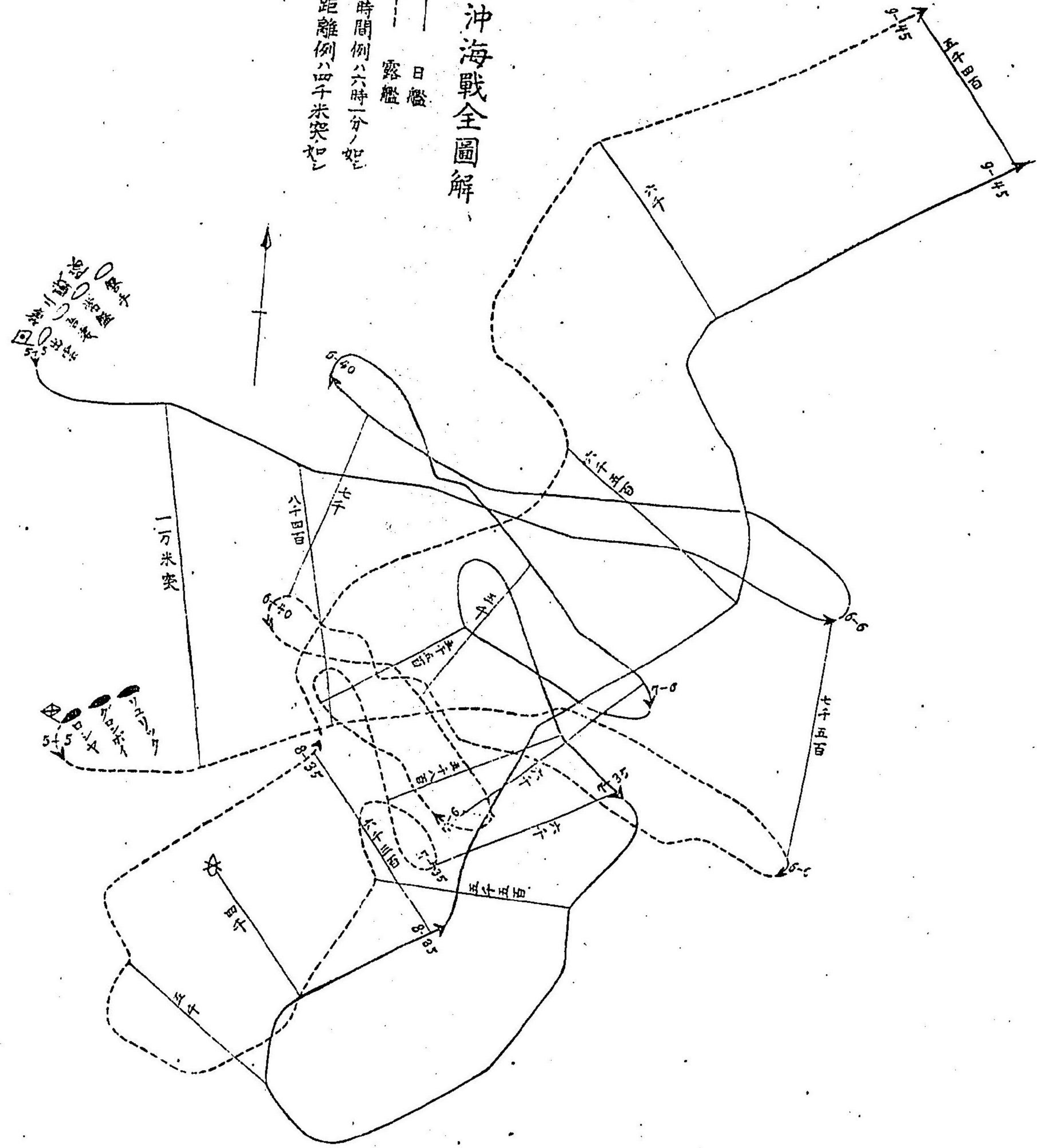
東園 田熊萬藏 謹識

八月十日黄海之戰
彼我兩艦隊ノ航路
全圖



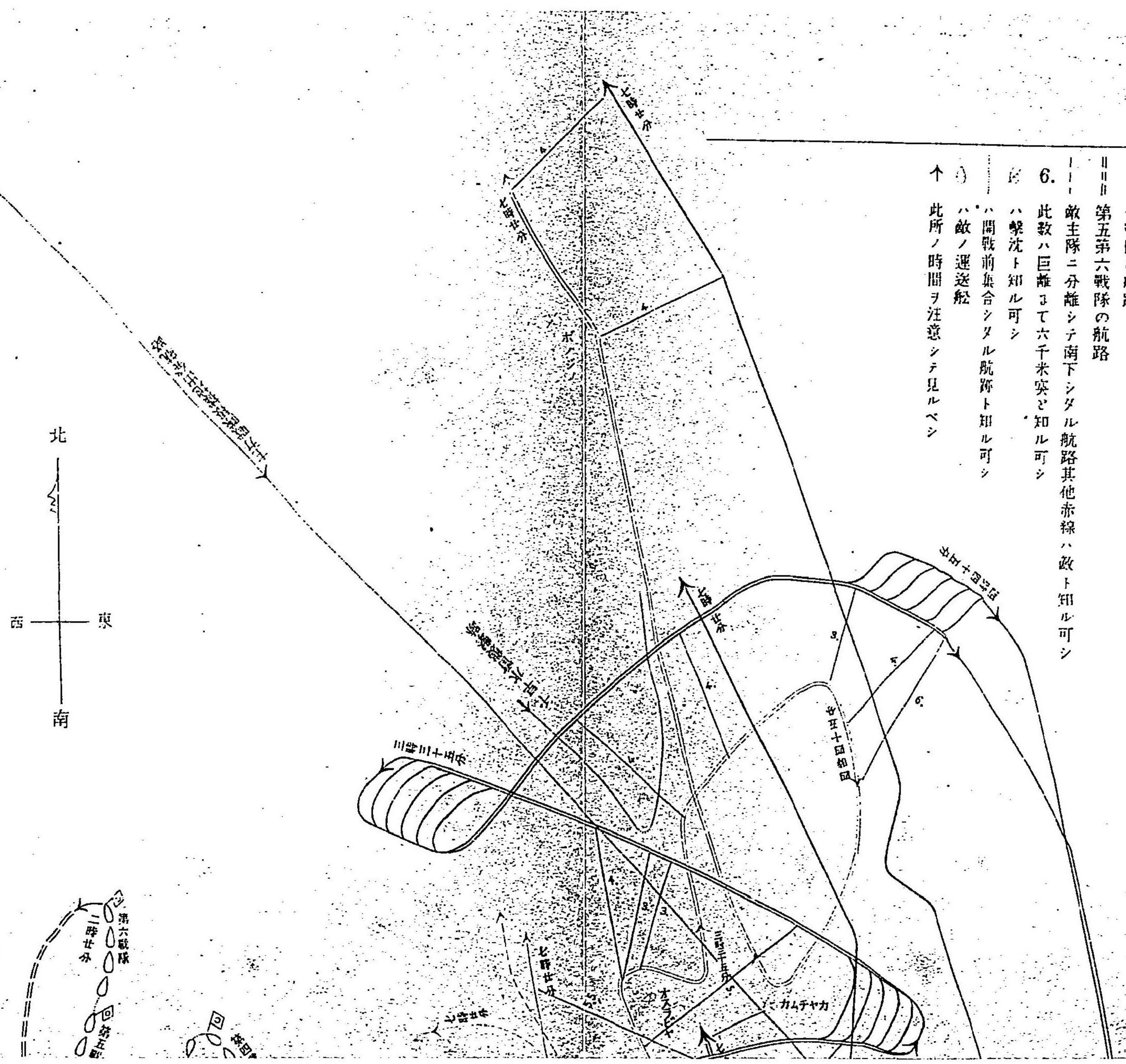
蔚山沖海戰全圖解

○ 日艦
● 露艦
6-1 八時間例六時一分起
今八距離例四十未突知

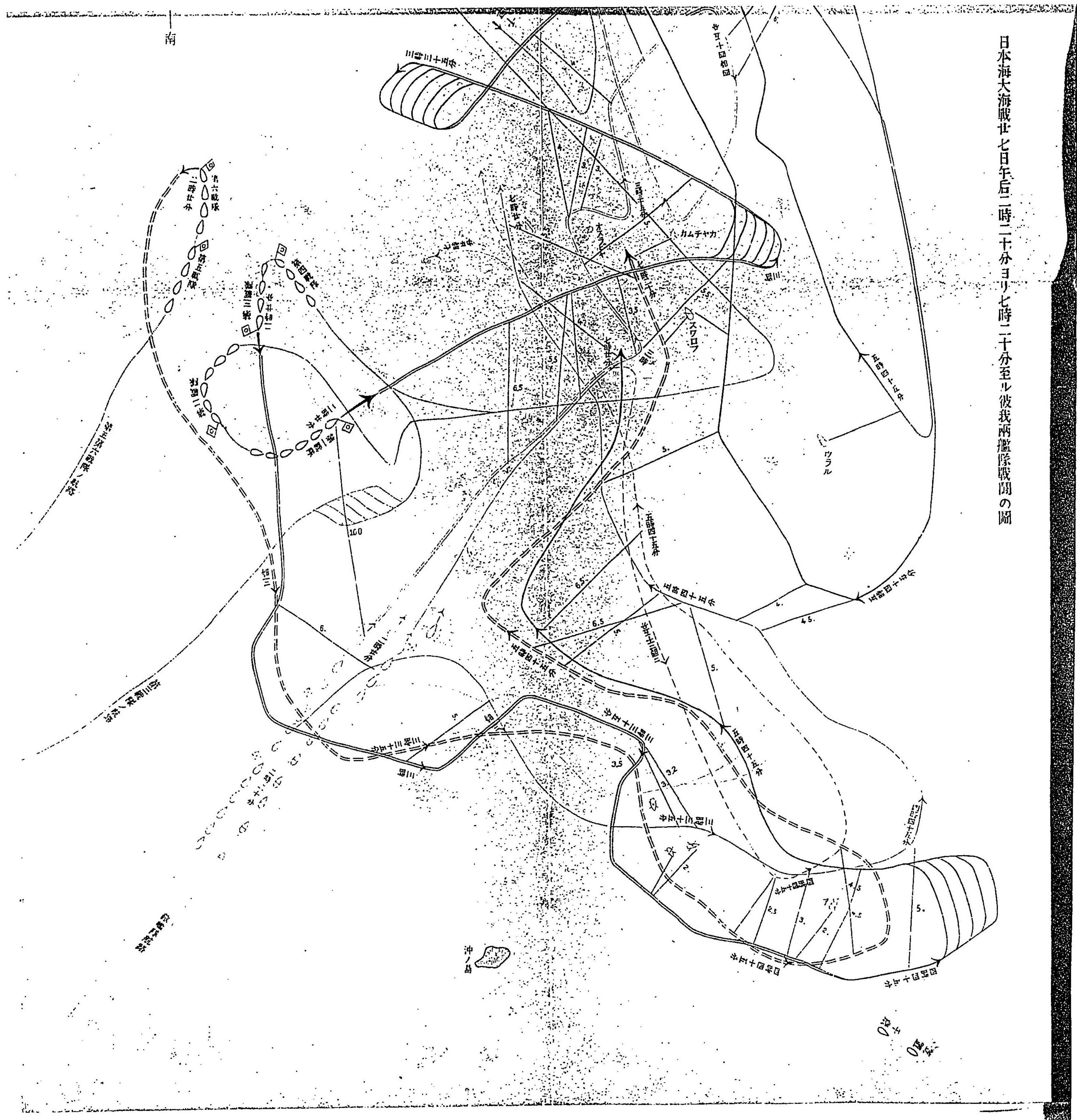


日本海大海戦廿七日午後二時二十分

- 日本艦隊
- 敵艦隊
- 二戦隊以上航路
- 一戦隊の航路
- ||| 第五第六戦隊の航路
- 6. 敵主隊ニ分離シテ南下シタル航路其他赤線ハ敵ト知ル可シ
- ハ撃沈ト知ル可シ
- ハ開戦前集合シタル航路ト知ル可シ
- ハ敵ノ運送艇
- ↑ 此所ノ時間ヲ注意シテ見ルベシ



日本海大海戦七日下午二時二十分ヨリ七時二十分至ル彼我兩艦隊戦開の圖



日露海戦日誌

明治三十七年

- 二月五日 海陸兩大臣に勅語を下賜せらる
- 二月六日 日露断交聯合艦隊佐世保出發
我艦隊「エカテリノスラフ」號及「ムクテン」號を釜山沖に於て拿捕す
- 二月七日 帝國臣民英海船にて浦城を引揚げ、「ロシヤ」アルソン二隻を韓國西南沿海にて拿捕す
- 二月八日 我驅逐艦敵艦を旅順口外に隠匿す、露艦帝國臣民の乗り込みたる英艦温州號を抑留す
- 二月九日 瓜生戰隊陸兵を上陸せしめ仁川沖に敵艦二隻を撃破し運送船「シンガリー」を自沈せしむ、旅順沖に於て「マンチエリヤ」號を拿捕す我主力艦隊旅順の敵主力艦隊を攻撃す
- 二月十日 宣戰の詔勅公布せられ捕獲審檢所を設置さる又内國防禦海面令發布せらる、我艦隊「コチック」號、「ミハイル」號、「ニコライ」號、「レスニツク」號、「アンキサンダー」號を拿捕す
- 二月十一日 大本營を宮中に遷かる、浦城艦隊陸奥沖にて奈古浦丸を撃沈す、敵の水雷母艦大連灣口にて自設水雷に罹り燒沈す
- 二月十二日 敵巡洋艦「ホヤリン」三山島の沖に於て自設水雷に罹り十四日に至り沈没す
- 二月十四日 我驅逐艦旅順第二次の攻撃をなす、戒嚴令を發布せらる
- 二月十五日 井上待從武官を佐世保に遣し海軍病院を慰問せしめらる、
- 二月十六日 日露、春日の二隻横須賀に着す、
- 二月十七日 俘虜取扱規則を定めらる、我艦隊「ナデシタ」號、「ホフリツク」號、「シエリヤテ」號、「マンチエリヤ」號を拿捕す、
- 二月十八日 「オストラビヤ」アウロラ「ドムヌイ」驅逐艦七隻紅海佛領「シブチー」を出で、歸途に就く、中立違犯問題起る、
- 二月十九日 露國太平洋司令長官「スタルク」罷められ、「マカロフ」之に代る、
- 二月廿四日 旅順第三次攻撃、第一回閉塞事業を執行す、
- 二月廿五日 我主力艦隊は旅順港内を砲撃し、又巡洋艦隊は渤海に敵驅逐艦「ウマシテリヌイ」を撃沈す、

日誌 自二月至五月

三月一日 「マカロフ」新任太平洋艦隊司令長官、旅順口に着す、
三月六日 上村艦隊は第一回の浦鹽砲撃をなす、
三月十日 旅順第四次の攻撃、驅逐艦の大激戦、「ステンクシチー」を撃沈す、鴨綠江の偵察を行ふ、
三月十一日 露艦「インシニール」上海に於て武装解除を始め、
三月二十一日 旅順第五次の攻撃をなし、午後より富士八島間接射撃をなす、
三月二十六日 露艦廟島附近に於て繁榮丸を撃沈す、
三月二十七日 旅順第六次の攻撃、第二回閉塞の壯舉決行さる、
四月十日 鴨綠江下流に於て、海陸軍協同運動を開始す、
四月十二日 旅順第七次の攻撃、十五日迄運糧す、
四月十三日 敵艦我沈没水雷に罹り沈没す、司令長官「マカロフ」戦死す、又敵驅逐艦一隻を撃沈す、我艦隊露船一隻を函館に於て拿捕す
四月十六日 「スタルク」中將、太平洋司令長官に任せらる、井上侍從武官艦隊慰問の聖旨を帯び佐世保を發す、
四月二十三日 上村艦隊浦鹽に向け航行中濃霧のため引返す、紀淡海峡防禦解除の告示出づ、清國航路敷設水雷のため中絶す、
四月二十五日 敵の水雷艇元山に侵入して商船五洋丸を撃沈し、元山沖にて秋の浦丸を、城津沖にて金州丸を撃沈す、第三艦隊の分遣隊は鴨綠江を遡航し、陸上を砲撃す、露國商船水雷に罹り沈没す、
四月二十七日 上村艦隊再び北行せしむ濃霧のため歸途に就く、露國汽船旅順沖に於て水雷に罹り沈没す、
四月二十九日 敵假裝砲艦一隻、旅順附近に坐礁し、后沈没す、
五月一日 露國は現在の東洋艦隊を第一太平洋艦隊とし、新に派遣す可き艦隊を第二太平洋艦隊と稱する旨、發表せり
五月三日 第三艦隊の分遣隊鴨綠江上流に過り、陸軍の作戦に應援す、
五月五日 旅順第三回の閉塞決行せらる、港口の閉塞全く成る、
五月十二日 第三艦隊は第二軍の上陸を援護し、海軍陸戰隊を上陸せしむ、
五月十四日 第三艦隊は大響口偵察し掃海を開始す、我水雷第四十八號艇は掃海中水雷に罹り沈没す、
五月十五日 大響口掃海中軍艦宮古水雷に罹り沈没す、
軍艦吉野は山東角沖に於て春日と衝突して沈没す、

五月十六日 第三艦隊蓋州角附近の敵兵を砲撃す、
五月十七日 東郷支隊は掃海を行ひ、金州灣に入り軍用列車を砲撃す、
五月十九日 細谷支隊は獨立師團の輸送及び上陸を援護して大孤山に上陸せしむ、
五月二十日 我砲艦の一隊及驅逐隊水雷艇隊の敵隊は敵の砲火を冒し偵察を送り、浦鹽の敵巡洋艦濃霧のため坐礁す、旅順の驅逐艦一隻爆沈す、
五月廿六日 西山分遣隊は我陸軍の南山攻撃を援護す、東郷司令長官は遼東半島南部沿岸封鎖を宣言す、
五月三十日 我砲艦四隻驅逐艦二隻及水雷艇は砲火を冒して旅順口の強行偵察をなす、
六月四日 敵艦隊掃海任務中、一流船水雷に罹り沈没し、倉皇港内に入る、
六月六日 我砲艦四隻旅順港外に強行偵察を行ふ、松島の陸戰隊は南山島に上陸偵察す、
六月七日 我艦載水雷艇八隻は旅順強行偵察を行ふ、東郷支隊蓋州附近の沿岸を砲撃す、
六月八日 大連灣掃海中、敵の沈没船二隻を發見す、
六月十日 我第四驅逐隊、營城子壘台溝の敵を砲撃す、第二驅逐隊は敵の驅逐艦四隻を發見し追撃す、
六月十三日 旅順強行偵察、機械水雷を沈没す、
六月十四日 我第三驅逐隊第一第十四第十六水雷艇隊は小平島附近に我陸軍を援助し、敵艦旅順方面より突進し來り之を砲撃す、
六月十五日 浦鹽の敵艦三隻、沖の島附近に來り佐渡丸を撃破し、常陸丸及和泉丸を撃沈す、
六月十六日 浦鹽の驅逐艦北海に現はれ、安靜丸八幡丸を撃沈す、
六月十八日 敵艦三隻、驅逐艦八隻小平島附近に現はれ、我艦隊と砲戦す、
六月十九日 上村艦隊露敵航進中、濃霧のため敵を發見せずして歸港す、敵驅逐艦二隻、掃海中水雷に罹り沈没す、
六月二十三日 旅順の敵艦を誘致し、洋中に之を砲撃し、多大の損害を與ふ、敵旅順に退く、我も多少の損害あり、
六月二十七日 第十一水雷艇隊、旅順口外の敵哨艦を攻撃す、
六月三十日 浦鹽の敵艦元山に來襲し、幸運丸清澄丸を撃沈す、

日誌 自五月至八月

七月一日 浦鹽の敵艦三隻對馬海峡に現れ、上村艦隊追撃して及ばず、敵艦は歸路釜山沖にて英船を拿捕し、浦鹽に引致す、
 七月五日 軍艦海門特別任務作樂中、水雷に罹り沈没す、
 七月八日 第六艦隊旅順口外を偵察して敵を見せず、第十五艦隊皇朝敵艦一隻を砲撃す、
 七月九日 敵砲艦二隻驅逐艦七隻、小平島附近に來り我第三艦隊の一部及び驅逐隊の一部と對戦し、漸次港内に退却す、
 七月十一日 第六水雷艇は旅順港口防材附近に進入し、敵の哨艦を砲撃して歸る、
 七月十五日 營口の露艦「シブナ」武装解除、鳩灣附近に於て英船敵艦のため撃沈さる、
 七月十九日 浦鹽の水雷艇一隻運送船一隻水雷に罹り爆沈す、
 七月二十日 敵艦三隻、津輕海峡に現れ、高島丸、共同運輸丸、喜實丸、第二北生丸を撃沈して太平洋岸を南下す、
 七月二十二日 敵艦三隻、東京灣の近海に現れる、敵艦東京灣附近に自在丸、福龍丸を撃沈す、
 七月二十四日 水雷艇隊は鮮生角東海に敵驅逐隊を砲撃し其一艘を撃沈す、
 七月二十五日 敵艦東京灣附近に獨船「ア」號等を撃沈して去る、
 七月二十六日 我艦隊一部は龍王島附近に掃海中敵驅逐艦の襲撃を受け苦戦す、
 七月二十九日 敵艦三隻は再び津輕海峡を通過し英船「カルカス」を拿捕し、浦鹽に引致す、
 八月一日 我軍艦三隻、營口に入り各國商船の入港を許し、領事館を置く、
 八月二日 露國は「ロイド」會社より四大汽船を買入れ、純然たる巡洋艦に仕立て、艦名を附したり、
 八月五日 我偵察艦三隻は鮮生角附近に於て敵驅逐艦十四隻と砲火を交換したり、
 八月六日 敵艦「シブナ」は遼河に於て自から爆沈す、
 八月八日 敵艦出動し我陣地を砲撃して引返す、
 八月十日 旅順敵艦大擧して出港し、我艦隊之を洋中に誘致し黃海に於て砲戦し、敵は四分五裂となりて敗走す、
 八月十一日 敵の敗走敵艦一隻、巡洋艦一隻、驅逐艦三隻膠州灣に遁入し、驅逐艦一隻山東角附近に擱岸す、又我巡洋艦は敵艦二隻を鮮生角附近に発見し之を砲撃す、
 八月十二日 敵の敗艦一隻芝罘に、二隻は上海に遁入す、我驅逐艦は芝罘の敵艦を捕獲す、
 八月十四日 上村艦隊は蔚山沖に敵艦三隻を見し、激戦五時間にして敵艦一隻を撃沈し、二隻に多大の損害を與へ、終に之を逸す、

八月十七日 蔚山沖の敗艦二隻浦鹽に歸着す、
 八月十八日 敵艦一隻老鐵山沖にて水雷に罹り爆沈す、
 八月十九日 佛船旅順に食料運搬の歸途、我艦之を捕獲す、
 八月二十一日 敵艦「コルサコフ」に逃れ、我艦之を発見して撃破し擱岸爆沈せしむ、
 八月二十三日 日進春日の二艦、陸岸近く進みて敵砲臺を砲撃す、
 八月二十四日 敵驅逐艦老鐵山附近にて水雷に罹り沈没し、一艦は敵艦に助けられて港内に入る、
 八月二十八日 圓島南三山島附近に於て「ジャンク」二十六隻を拿捕す、
 八月三十一日 敵の掃海船一隻城頭山下に爆沈す、
 九月十二日 浦鹽の假裝巡洋艦米國桑港に遁入し、武装解除をなす、
 九月十三日 旅順口の強行偵察をなす、敵艦港口附近を掃海す、
 九月十五日 旅順口の強行偵察封鎖中、敵砲のため損害を受く、
 九月十八日 軍艦平遠鳩灣附近に於て封鎖任務中、水雷に罹り沈没す、
 九月二十日 上海遁入敵艦武装解除をなす、
 十月七日 旅順敵艦、我砲隊のため大損害を受け、錨地を變換す、
 十月十日 露軍「リバウ」に於て東航艦隊の檢閲を行ふ、
 十月十二日 露國東航艦隊は諸般の準備全く成り、「ロヂエストウエンスキー」提督司令長官として出發す、
 十月二十二日 露國東航艦隊、北海に於て英國漁舟を砲撃す、英國の國論大に激昂し、國際問題起る、
 十月二十八日 露國は英國の抗議に對し、北海事件の失態を辯明す、
 十一月二日 露國は北海事件に付將校四名を上陸せしめ、其他は悉く出發したり、
 十一月十六日 敵驅逐艦芝罘に遁入し自から爆沈す、
 十一月廿四日 露國第三太平洋艦隊派遣のことを決定す、
 十一月廿七日 増遣艦隊蘇士運河を通過す、
 十二月廿九日 軍艦濟遠、陸軍援砲隊中、水雷に罹り沈没す、

日 自八月至十二月

十二月四日 敵東航艦隊の主隊は、喜望峯を通過す。
十二月六日 我攻圍軍は旅順敵艦を砲撃して、大損害を與ふ。
十二月九日 我攻圍軍の旅順港内の敵射益猛烈にして「セバストポリ」港外に出て碇泊す。
十二月十三日 港外碇泊の敵艦に對し勇敢なる我水雷艇は攻撃をなす。
十二月三十日 東郷聯合艦隊司令長官上村第二艦隊司令長官は御召に依り上京、戦況報告のため参内す。

明治三十八年

一月一日 旅順の敵將「ステッセル」は軍使を以て我攻圍軍司令官乃木大將に降参を致す、露國第二東洋艦隊「マダガスカル」島に碇す。
一月二日 敵艦旅順港内に悉く自沈す、其内驅逐艦六隻脱出し、四隻は芝罘に、二隻は膠州灣に遁入す。
一月三日 我攻圍軍は旅順開城規約の擔保として、東南一帯の砲臺を受領す。
一月四日 旅順に捕はれし第三回閉塞隊員我軍に收容せらる、大連灣出入船舶通航規則定めらる。
一月五日 膠州灣及芝罘にありし露艦武裝解除執行したるを以て我監視艦何れも引揚たり。
一月七日 遼東半島の封鎖を解かる、旅順の敵艦艦隊に付作戦の一段落を告ぐるの公報出づ、旅順口に鎮守府を新設せられ、柴山中將司令長官に任せらる。
一月十日 旅順の敵艦所在悉く明瞭し、驅逐艦一隻丈不明なりとの公報出づ。
一月十一日 英船石炭を搭載し浦潮に向ふ途次沖の島附近に於て我艦隊之を拿捕す。
一月十二日 帝國海軍に潜航艇隊創設の事發布せらる、東郷司令長官は功勞ありし各艦艇に感状を授與す。
一月十三日 我軍旅順に壯嚴なる入城式を執行す。
一月十六日 蘭船石炭を搭載し浦潮に向ふ途、對馬附近に於て拿捕す。
一月十七日 英船食料品を搭載浦潮に航行中、對馬海峽に拿捕す。
一月十八日 英船石炭を搭載し浦潮に航行中、對馬海峽に拿捕す。
一月二十二日 旅順口外掃海、水雷に觸れ戦死七名重傷者六名を出たす。
一月二十七日 米船馬料及糧食を搭載し、浦潮に航行中、北海に拿捕す。
一月三十日 英船馬料其他の禁制品を搭載し、浦潮航行中を拿捕す。

一月三十一日 埃船石炭を搭載し浦潮に航行中、北海に於て拿捕す。
二月六日 東郷大將東京を發し再征の途に就く。
二月十日 獨船造船材料を搭載し、浦潮に航行掃海峽に拿捕す。
二月十四日 英船石炭を搭載浦潮に航行中、掃提海峽にて拿捕し、又米を搭載せし英船を尻矢崎附近に拿捕す。
二月十五日 海軍大臣は新造す可き驅逐艦廿五隻に命名す、露國第三東洋艦隊は「ネボカフト」司令長官となり、「リバ
二月十九日 英船二隻石炭を搭載し、浦潮に航行中韓崎附近に拿捕す。
二月廿四日 英船石炭を搭載し、浦潮に航行中、「シトロ」沖にて拿捕す。
二月廿六日 獨船石炭を搭載し、浦潮に航行中、津輕海峽に拿捕す。
二月廿七日 英船石炭を搭載し、浦潮に航行中、掃提島附近に拿捕す。
三月三日 瑞典船石炭を搭載し浦潮に航行中巨文島附近に拿捕す。
三月四日 英船石炭を搭載し、浦潮に航行中、掃提水道に拿捕す。
三月六日 英船石炭を搭載し、浦潮に航行中、掃提島附近に拿捕す。
三月九日 英船軍需品を搭載し、浦潮に航行中、沖の島附近に拿捕す。
三月十四日 米船鹽肉を搭載し浦潮に航行中、色丹島沖にて拿捕す。
三月十六日 露國第二太平洋艦隊は馬島を出發せり。
三月十八日 英船石炭を搭載し浦潮に航行中、掃提海峽に拿捕す。
三月廿四日 第三東航艦隊「スエズ」運河を通過す。
三月廿八日 獨船一隻を鎮海灣附近に於て拿捕す。
四月七日 諸船麥粉を搭載し航行中、掃提水道にて拿捕す。
四月八日 露艦太平洋艦隊新嘉坡沖を通過す。
四月十四日 露艦佛領「カムラン」灣に碇泊す。
四月十五日 馬公要港防禦海面は解除せられ、澎湖島三運以内を海防海面と指定せらる。
四月二十二日 露艦佛領「カムラン」灣を出發す。

日誌 自二月至三月

四月二十九日 露國艦隊「ホーン」に寄泊す、
五月五日 第三太平洋艦隊新嘉坡を通過せり、浦羅艦隊北海方面に於て日本帆船を撃破す、
五月九日 第二第三太平洋艦隊相合す、
五月十日 日本遠洋通船、浦羅艦隊のため拿捕せらる、
五月十二日 郵船會社の汽船「旅順」に於て水雷に罹り沈没す、
五月十三日 臺灣全島を陸戦地境と定め、戒嚴令を施行せらる、
五月十六日 佛蘭船「マニラ」に向け航行中、馬公港内に拿捕す、
五月二十二日 露艦隊呂宋島の東方を通過して太平洋に出づ、
五月二十五日 露艦隊臺灣の東方を経て、上海沖に出づ、馬鞍山附近にて戦死したる劣等運送船を上海に残し、對馬海峡に向へり、
五月二十七日 午前五時、我軍艦隊を發見し、本隊は之を沖の島附近に迎撃し、日没迄に砲戦し、敵艦數隻を撃沈し、勝敗已に決したる後、日没より驅逐艦水雷艇の夜襲となり、激烈なる肉薄戦を演出し、敵艦數隻を燃沈し十一時頃引揚たり、我水雷艇三隻沈没す、
敵敗殘艦の追撃戦となり、竹島附近に於て敵艦四隻降伏す、之を日本海大海戦と呼稱す、
敵の降伏軍艦は佐世保舞鶴の二軍港に無事到着す、敵提督以下佐世保に收容し、提督は露帝に敗報す、遺志「イズムールド」欄岸す、驅逐艦二隻浦港に入る其他上海吳淞に運入せしものあり、
是迄發表せられざりし我軍艦の喪失公表せらる、
五月三十一日 上海駐在露國領事は俄入軍艦抑留を請せり、
六月一日 東郷大將「ロ」提督を病院に慰問す、敗殘艦三隻「マニラ」に入る、六月五日降伏軍艦に命名せらる、
六月三日 上海に運入の敵艦武裝を解除す、
六月七日 「マニラ」運入の敵艦武裝解除す、
六月九日 帝國政府は大統領の勅告に應ずる旨回答す、英國政府は支那艦隊を本國に召還する事に決す、
六月十日 佐世保海軍に於て五月二十七日、八日海戦の戦死者遺骨分配式及び葬儀を行ふ、
六月十一日 東郷司令長官は日本海に特功ありし艦艇に感狀を授與す、
六月二十日

露國黒海艦隊謀叛し、戦闘を開始す、
七月二日 北道艦隊陸軍運送船を護衛して樺太に向ひ出發す、
七月四日 出羽中將の北道艦隊は目的地に陸戦隊を上陸せしめ、任務を了て歸る、又掃海隊は「コルサコフ」の砲臺より砲撃を受けつ、任務を遂行す、「ホーツマウス」を以て講和談判地と定めらる、
七月七日 講和全權委員小村男爵横濱を出發す北道軍艦三隻驅逐艦二隻千歲灣に入り砲戦す、
七月八日 東郷艦隊陸兵を搭載したる運送船を護衛し、近藤岬を占領す、
七月十二日 樺太の地名改稱せらる、
七月十四日 露國は講和全權委員に「ウイッチ」及び「ローゼン」を撰定したり、
七月十七日 我驅逐艦は雄基灣に於て敵兵と砲戦す、敵敗走す、
七月二十三日 北道艦隊は目的地を掃海し、陸兵を上陸せしめ任務を了て歸る、
七月二十四日 北道艦隊は「クレンスターカン」港内深く進入し、砲戦の後火薬庫を燃發せしめ、市街は火災を起す、
七月二十七日 片岡艦隊は片岡岬の西北に坐鎮せる獨船の乗組員を救助し、其船を拿捕す、
七月三十日 樺太に軍政を布かれ原口中將司令官に任ぜらる、
七月三十一日 敵驅逐艦二隻鏡城沖に現れ砲戦を撃破す、
八月三日 海陸共同して「ゲナイチャ」湖の敵を攻撃し、敵を降伏せしむ、
八月十日 我驅逐艦は「ナイチロ」電信局にある敵を攻撃し、捕虜となす、他の艦隊の一部は「ラザンバ」角に敵の守備を認め、猛烈なる射撃を交換して后之を撃退す、此日露國運送船を拿捕す、
八月十三日 「サカレン」海灣に於て英船一隻を拿捕す、
八月十四日 陸戦隊は亞揚港に於て砲一門小銃彈藥若干を鹵獲したり、
八月十七日 黒龍江方面の分遣隊は沿岸の敵兵を發見し、砲撃破壊せり、
八月二十七日 米國「ホーツマウス」に於て講和條約協定す、
九月八日 佐世保軍港に於て軍艦三隻遭難す、
九月十一日 海軍休戦條約島村少將と「エツセン」少將との間に協約成る、
九月十八日

日誌 自七月至十月

十月四日 露國汽船一隻を重福嶺附近に臨検し、后解放す。
 十月七日 露國汽船、對馬水道を通過せんとするを拿捕す、此日諾威汽船を對馬西水道附近にて拿捕す。
 十月十日 獨汽船浦鹽に航行中朝鮮海峽に於て拿捕す。
 十月十二日 米國漁船浦鹽に航行中宗谷海峽に於て拿捕す。

日露海戦記目次

前記

前編 日露國交の破裂……………一

本記

第一編 戦勢決定時代 (第一期)

第一章 日露海軍力の比較……………一
 第一節 日本海軍の實力……………一
 第二節 在東露國海軍の實力……………五
 第三節 日露海軍の比較……………九

第二章 聯合艦隊の出動……………一
 第一節 出動前策源地の光景……………一
 第二節 聯合艦隊編制成る……………一五
 第三節 聯合艦隊佐世保出港……………二〇
 第四節 艦隊部署と首途の拿捕……………二三

第三章 仁川港外の海戦……………二六
 第一節 開戦前仁川の彼我……………二六
 第二節 敵艦先づ砲火を開く……………二八
 第三節 敵艦隊滅亡……………三〇

目次

第四節 戦後の敵兵處置……………三三

第四章 旅順口初度の攻撃

第一節 驅逐艦の襲撃……………三五
 第二節 主戦艦隊の進撃……………三八
 第三節 彼我の損傷……………四二

第五章 交戦後の兩國國情及浦鹽艦隊

第一節 宣戦の公布……………四四
 第二節 兩國外交官の撤退……………四九
 第三節 捕獲審査所並に國防令と違法問題……………五二
 第四節 浦鹽艦隊の變行……………五五

第六章 第二次旅順攻撃

第一節 初度攻撃後の我艦隊……………五七
 第二節 襲撃後の敵艦隊……………五九
 第三節 速島、朝霧の夜襲……………六〇

第七章 第一回旅順口閉塞

第一節 港口閉塞の計畫……………六二
 第二節 閉塞隊の進發と部署……………六七
 第三節 閉塞の決行……………六八

第八章 第三次旅順攻撃及海洋島占領

第一節 巡洋艦隊及驅逐艦隊進撃……………七三

第二節 主力艦隊の砲撃……………七四
第三節 敵驅逐艦の撃破……………七六
第四節 海洋島の占領……………七七
第九章 浦鹽斯德の砲撃
第一節 上村艦隊の出動……………七七
第二節 威嚇砲撃の開始……………八〇
第十章 第四次旅順攻撃
第一節 蝦夷未曾有の驅逐艦激戦……………八二
第二節 捕獲敵艦沈没……………八八
第三節 主戦艦隊の間接射撃……………八九
第十一章 第五次旅順攻撃
第一節 激戦後の彼我兩軍……………九一
第二節 旅順偵察及間接射撃……………九二
第十二章 第二回旅順口閉塞
第一節 閉塞艦隊の編制……………九四
第二節 閉塞の決行……………九九
第三節 閉塞隊員の苦戦……………一〇一
第四節 敗餘の敵艦横暴……………一〇四
第十三章 第七八次旅順攻撃
第一節 機械水雷の沈没……………一〇六
第二節 驅逐艦の沈没……………一〇九
第三節 敵旗艦の轟沈マカロフ提督戦死……………一一〇

第四節 第八次旅順攻撃……………一一三
第十七章 浦鹽艦隊の暴動
第一節 第二艦隊の逆發……………一二六
第二節 浦鹽艦隊の變行南船五洋丸撃沈せらる……………一二八
第三節 金州の避難……………一三〇
第四節 第二艦隊の苦心……………一二四
第十五章 陸兵掩護の行動
第一節 陸戦援護の小戦……………一二七
第二節 鴨綠江俄國の掩護……………一二八
第三節 九連城攻撃の援護……………一三一
第十六章 第三回旅順閉塞
第一節 第三回閉塞隊の組織……………一三三
第二節 閉塞艦隊の進發……………一四〇
第三節 悲惨なる閉塞決死隊……………一四二
第四節 掩護艦隊の勇奮……………一四六
第五節 閉塞隊員の最期……………一四八
第六節 旅順港口閉塞成る……………一五二
第十七章 第二軍上陸の掩護
第一節 海軍陸戦隊の組織……………一五五
第二節 海軍陸戦隊の出發……………一五七
第三節 陸戦隊の先登上陸……………一五八
第四節 陸戦隊と掩護艦隊……………一六〇

第十八章 帝國海軍の災禍
第一節 掃海隊水雷艇の沈没……………一六二
第二節 掃海掩護宮古の沈没……………一六五
第三節 封鎖從事吉野の沈没……………一六七
第四節 戰艦初瀬の爆沈……………一七〇
第五節 戰艦八島の沈没……………一七二
第六節 砲艦大島の沈没……………一七六
第七節 驅逐艦曉の沈没……………一七九
第十九章 遼東半島の封鎖
第一節 東郷長官の封鎖宣言……………一八二
第二節 宣言前の強行偵察……………一八五
第二十章 上陸及陸戦の掩護
第一節 大孤山上陸の掩護……………一八六
第二節 大孤山を以てしたる海戦……………一八八
第三節 宣言後の強行偵察……………一九一
第二十一章 掃海と偵察任務
第一節 大連灣の掃海……………一九五
第二節 三山島及其他の偵察……………一九八
第三節 敵艦隊の出動……………二〇〇
第四節 掃海と敵艦沈没……………二〇〇
第二十二章 陸軍上陸の掩護
第一節 蓋州附近砲撃……………二〇二

第二節 小平島附近の衝突……………二〇三
第二十三章 浦鹽艦隊の變行
第一節 卑劣なる敵艦隊の企圖……………二〇五
第二節 和泉丸の爆沈……………二〇七
第三節 常陸丸の慘狀……………二〇八
第四節 佐渡丸の避難……………一一一
第五節 變行艦隊と我船船……………一一五
第六節 第二艦隊の雲敵行動……………一二七
第二十四章 敵艦逸出旅順沖の海戦
第一節 敵艦の逸出……………一二二
第二節 彼我主力の接戦……………一二三
第三節 夜間水雷の強襲……………一二五
第四節 我艦隊の損害……………一二八
第五節 驅逐艦白雲の奮戦……………一二九
第六節 敵艦の沈没……………一三二
第二十五章 浦鹽艦隊の動靜
第一節 變行艦隊元山を砲撃……………一三四
第二節 對馬海峡の砲撃……………一三六
第二十六章 封鎖中の彼我艦隊
第一節 封鎖線内の衝突頻々……………一三七
第二節 軍艦海門の災禍……………一四〇
第三節 強行偵察と敵艦の潜伏砲撃……………一四二
第四節 掃海隊の苦戦……………一四四

第二十七章 浦鹽艦隊の領海蹂躪
第一節 南緯艦隊と撃沈……………二四七
第二節 東京近海の敵艦隊……………二五一
第三節 敵艦隊と上村艦隊……………二五四
第二十八章 海軍陸戦重砲隊
第一節 第二軍上陸掩護後の陸戦隊……………二五五
第二節 海軍陸戦重砲隊編成……………二五八
第三節 陸海の聯絡及重砲試射……………二六〇
第四節 攻圍軍と陸戦重砲隊……………二六二
第五節 要塞外の總攻撃準備……………二六五
第六節 總攻撃の餘力と重砲隊の功敵……………二六七
第七節 攻圍軍發展と重砲隊……………二六九
第八節 陸戦隊の敵艦逐艦砲撃……………二七二
第二十九章 八月十日黄海の大海戦
第一節 大海戦前我艦逐艦の奮闘……………二七四
第二節 旅順艦隊大舉出動……………二七五
第三節 我聯合艦隊の出動……………二七七
第四節 大接戦、敵艦を包圍す……………二七九
第五節 旗艦三笠の奮闘……………二八六
第六節 敵艦隊の損害敵將の戦死……………二八八
第七節 水雷夜襲と敵艦隊の潰散……………二九〇
第八節 海戦の成果と我損害……………二九二
第九節 敵側の公報……………二九八

第三十章 膠州灣の露艦處分
第一節 通商港灣と處分例……………三〇〇
第二節 旗艦及其他の處分……………三〇三
第三十一章 芝罘竄入の敵艦捕護
第一節 芝罘竄入のレンテリヌイ……………三〇五
第二節 甲板上の格闘と捕獲の光景……………三〇九
第三節 捕獲事件と國際問題……………三一
第三十二章 浦鹽艦隊の撃滅
第一節 對馬海峡の警備……………三二四
第二節 蔚山沖の大海戦(其一)……………三二八
第三節 蔚山沖の大海戦(其二)……………三三四
第四節 リューリツクの戦況……………三三八
第五節 敵兵六百の救助……………三三九
第六節 彼我の損害……………三三〇
第三十三章 哥爾薩克布の敵艦撃破
第一節 ノウヰツクの遁逃……………三三七
第二節 我艦隊の通商敵艦搜索……………三三八
第三節 敵艦発見と對馬の海戦……………三四〇
第四節 干渉の進撃と敵艦自爆……………三四一
第三十四章 中立國竄入敵艦の處分
第一節 上海竄入二艦の處分……………三四三
第二節 日本政府の抗議と武裝解除……………三四六

第三節 西貢竄入敵艦の處分……………三四九
第四節 威海衛竄入の敵艦逐艦……………三五一
第三十五章 封鎖後彼我の災厄
第一節 旅順砲臺奇襲……………三五二
第二節 帝皇軍の不幸(其一)速島、平遠、愛宕、濟遠の沈没……………三五五
第三節 帝國海軍の不幸(其二)巡洋艦高砂の沈没……………三五八
第四節 敵艦逐艦の逃亡自爆……………三六一
第三十六章 旅順口總攻撃と重砲隊大活動
第一節 攻圍軍第一回總攻撃……………三六四
第二節 重砲隊の敵艦砲撃……………三六四
第三節 第二回總攻撃の重砲隊……………三六五
第四節 第二回總攻撃の開始……………三六七
第五節 陸海軍砲隊の敵艦砲撃……………三六九
第六節 第三回總攻撃と旅順艦隊……………三七一
第七節 二〇三高地の占領……………三七五
第八節 旅順艦隊の撃滅……………三七八
第三十七章 敗殘戦艦「セ」號の撃沈
第一節 セバストポリの港外避泊……………三八一
第二節 水雷艇隊の襲撃……………三八二
第三節 水雷艇隊の大舉襲撃……………三八五
第四節 セバストポリの最期……………三八七
第五節 セバストポリ襲撃の状況……………三八九

第六節 敵艦修理の真相……………三九二
第三十八章 戦勝確定の大報告
第一節 聯合艦隊の警戒及經過状況……………三九九
第二節 東郷長官の復命……………四〇一
第三十九章 旅順開城と敵艦殲滅
第一節 旅順の開城……………四〇五
第二節 敗殘艦の處分と生還者……………四〇七
第三節 海軍作戦第一期の終了……………四〇九
第四節 第一期中の拿捕船……………四二二
第二編 戦勢決定時代(第二期)
第一章 第二期の聯合艦隊
第一節 旅順艦隊全滅後の我艦隊……………四一七
第二節 浦鹽及北緯の偵察……………四二一
第三節 敵艦隊の東航と我艦隊……………四二二
第四節 日本海及太平洋方面の拿捕船……………四二四
第五節 敵艦東航と望樓任務……………四三一
第二章 南遣艦隊の消息
第一節 南洋方面派遣の目的……………四三六
第二節 南遣艦隊の行動……………四三七
第三節 南遣艦隊の歸航……………四三九
第三章 露國東洋艦隊の東航……………四三九

第一節 出航前露艦の行動……………四四〇

第二節 露國の海軍會議……………四四四

第三節 東遣艦隊の組織……………四四六

第四節 第二太平洋艦隊の出發……………四四八

第五節 北海の流船襲沈事件……………四五〇

第六節 第二太平洋艦隊の進航……………四五六

第七節 第三太平洋艦隊の編成……………四五九

第四章 露國東洋艦隊の動靜

第一節 第二太平洋艦隊佛領寄泊問題……………四六一

第二節 佛國の中立違反と敵艦隊……………四六三

第五章 日本海の大海戦(其一)

第一節 二哨艦の敵艦隊發見……………四六七

第二節 聯合艦隊の出動……………四七二

第三節 主力艦隊の觀況(其一)……………四八二

第四節 主力艦隊の觀況(其二)……………四八五

第五節 諸巡洋艦隊の觀況……………四八八

第六節 驅逐隊水雷艦隊の觀況……………四九三

第六章 日本海の大海戦(其二)(二十八日戰況)

第一節 群島附近の海戰……………四九八

第二節 敵主力艦隊降伏始末……………五〇一

第三節 殘艦の追擊戰……………五〇三

第四節 敵艦隊司令長官の捕獲……………五〇六

第五節 特務艦等の殘獲……………五〇八

第六節 敵艦隊全滅の概況……………五〇九

第七節 我艦隊の損害……………五一一

第八節 大捷後の我艦隊……………五二九

第九節 佐世保病院の敵掃蕩……………五三三

第十節 降伏敵將の處置……………五三七

日露軍艦存失一覽表……………五四〇

日露軍用船損失一覽表……………五四一

古今大海戰比較表……………五四二

第三編 戰果取得時代(第三期)

第一章 第三期の聯合艦隊

第一節 日本海々戰後の我艦隊……………五四三

第二節 北遣艦隊の進發……………五四七

第二章 北遣艦隊の活動

第一節 海馬島偵察及占領……………五四九

第二節 哥倫薩克布占領……………五五一

第三節 敵艦砲撃と掃海艇行……………五五四

第四節 ノトロ岬占領と附近掃海……………五五五

第五節 山田支隊の沿海州偵察……………五五七

第六節 陸兵揚陸の援助……………五五七

第七節 カストリイ灣の偵察戰……………五六一

第八節 賽南丸座礁獨船を救助す……………五六二

第九節 タナイヤ湖畔の殘敵掃蕩……………五六四

第十節 樺太東岸及間宮海峡附近の戰鬪……………五六六

第三章 分遣艦隊の極北偵察

第一節 東察加分遣隊の成果……………五六八

第二節 オロツク方面分遣隊の活動……………五七〇

第三節 黒龍江方面の哨所砲撃……………五七三

第四章 北韓方面の彼我艦隊

第一節 我驅逐隊の偵察砲撃……………五七四

第二節 敵驅逐艦隊砲撃……………五七六

第五章 海軍休所條約及三笠の爆沈

第一節 休戰條約の締結……………五七七

第二節 軍艦三笠の災厄……………五八〇

第六章 聯合艦隊の凱旋

第一節 東郷大將の伊勢參廟……………五八四

第二節 東郷大將橫濱着の光景……………五八五

第三節 東郷大將の入京参内……………五八七

第四節 空前の大觀禮式……………五九一

第五節 濱離宮の御賜宴……………五九六

第六節 海軍戰没者の祭典……………五九八

第七節 帝都の大歡迎會……………六〇一

第八節 聯合艦隊の解散……………六〇二

日露軍艦存失對照表……………六〇六

戰利艦船表……………六二二

後編 日露國交之回復……………一

日露講和談判の要領……………一

講和條約全文……………二

追功條款……………一七

附錄

旅順閉城會議狀況(敵將ナイン中將實話)……………一

海軍勳功表彰會設立主旨書……………一

本記挿入圖書目次……………一

○黄海々戰全圖 口繪……………三

○蔚山沖海戰全圖 口繪……………三

○日本海々戰全圖 口繪……………三

○仁川沖海戰及旅順口初度の攻撃……………三

○旅順港口閉塞船の圖……………三

○驅逐艦隊戰圖 甲、乙……………三

○黄海々戰の圖解……………三

○蔚山沖海戰圖解……………三

○敵艦修理の圖解……………三

○北海敵艦英船擊沈圖解……………三

○日本海々戰圖解……………三

○驅逐水雷艇襲圖解……………三

○敵艦降伏の圖解……………三

目次

日露海戰記前紀

日露海戦記

前編 日露國交の破裂

世界の戦史に不滅の光彩を添へたる日露戦史の海戦記を叙するに先ち、何故に斯る壯烈にして且つ慘劇なる戦争を開くに至りしかを攻究するは、是れ當然の研鑽に屬す。然れども戦争の實況光景を叙記するを目的とせる本戦記に在りては、多く外交折衝の始末を説く之餘楮を有せざるを以て、之を日露外交史の領域に委し、唯外交破裂に至りし當時の事情と、其外交折衝の難艱澁滯を來せし所以を略叙し、以て開戦の止むを得ざるに出たるを明了ならしめんと欲す。

露國の東方經營は素と其祖宗の遺業にして、歴代帝王の國是に基けるものなり。特に彼得大帝が遺詔したる世界統一の希望は露國上下の大精神となり、亞細亞大陸の北半面は實に彼の國是を現實にせるものなり。西比利亞より貝加爾以東を侵略して、スタンノーヴォイ山脈以外の地を得たるは實に紀元千六百八十九年我が元祿二年なりき。尋いで千八百四十九年我が嘉永二年、清廷が長髮賊の亂に窘み、其北疆を顧るの迫あらざるに乗じて、沿海

州方面を畧取し、更に千八百五十八年我が安政五年に至り清國と折衝の結果新に黒龍江以北の全地域を獲得し、其後二年を経、我が萬延元年、英佛同盟軍が北京を陥れ清廷に城下の誓を爲さしむるに際し、露國は之が調停和議の勞を執りしを恩とし、頻りに清廷に迫りて露清の新疆界を議定し、黒龍江以北、烏蘇里河以東の地域、即ち今の露領黒龍州、露領沿海州を擧げて、之を自己の領有に歸せしめぬ。斯くて露國は沿海州の南端に浦鹽斯德を新設せり。されど此の港灣は殆ど一年の半は結氷し、以て極東活動の根據地たらしむるに適せず。是に於て乎、露國は進で滿韓の北疆に接して、廣大の新版圖を開拓し機を見變に應じて、更に遼東半島、若くは韓半島に向ひ、必ず一の不凍良港を得ずんば止まざらんとす。是れ露國が極東經營に伴ふ必然の要求なり。其計劃を現實せんには、先づ西北利亞を通じて本國との交通連絡を利便ならしめざる可らず。是に於て漸く千八百九十年、我が明治二十三年七月に至りて、先づ烏蘇里鐵道を急設し、以て浦鹽斯德と黒龍州との連絡を計らんとし、越えて明治二十五年五月三十日を以て、烏蘇里鐵道の起工式を擧げ、現皇帝ニコラス二世は親しく之に臨みて、茲に西北利亞大鐵道の礎石を定めたり。尋いで同年七月七日、西北利亞鐵道の西端たる、チェリヤピンスクに於て更に西北利亞鐵道西端の起工式を擧げ、爾來東西兩側よりして之が工事に着手し、孜孜として之が竣工を急げり。明治二十八年に及んで、

既に後貝加爾線殆ど成れり。尋いで日清戰役の結果清國の老朽を認知し、茲に其慾望を擴大し、滿洲の南端及び韓國半島に港灣を獲得せんとの野心を抱くに至れり。恰も好し清國が日本に和を請ふに當り、遼東半島の割讓を約するや、露國は獨佛兩國と連合して、直に抗議を其間に挟み、東洋の平和に害ありとの名を以て、日本に之が還附を忠告せり。寛大なる日本政府は、三國の容喙を納れざる可らざるの餘儀なきに至り、直に遼東半島を清國に還附したり。是れ實に日露大戰の禍源にして、露國の極東政策が愈々南方に發展し、竟に滿韓を呑略し、延いて日本の地位を危殆に陥らしめんとしたるは、遼東還附に起因すとせば、遼東還附は日露戰役の原因に非ずや。日清戰役の終りし翌年、露帝ニコラスの戴冠式に際し、之に參列したる清國軍機大臣李鴻章は、露國外務大臣公爾羅バノフに迫られ、威嚇慰諭、恩威交も至れるに服し、遂に露清密約を締結するに至れり。其密約の内容を見るに、滿洲に於ける鐵道敷設權、鐵道營業權、鑛山探掘權、鐵道守備兵の駐屯權、清國軍隊の訓練權、膠州租借權、旅順大連の戰時使用權、及び露人の内地旅行權等を規定し、露國は殆ど滿洲東三省を領有し得たる一般なりき。又此等條約の間接の結果として、更に露清銀行に關する一の約款を締約せしめぬ。該銀行は更に露清鐵道會社を設立したり。斯くて翌明治三〇年、獨逸は其宣教師が清國人に殺害せられしを口實とし、彼の山東省膠州灣を占領しぬ。是に於て露

四
國は密約によりて膠州灣の租借權を主張して、獨逸の占領を詰りて清廷に迫りしも、遂に容れられざりしを以て、露國は獨逸の膠州灣占領は極東の均勢を破るものなりと主張し、直に艦隊を旅順口に派遣し、大軍を上陸せしめ、嘗て日章旗を高揚したる旅順埠頭の高丘にその國旗を樹てたり。翌明治三十一年三月、旅順口、大連灣の租借條約は乃ち露清兩國間に締結せられ、其條約の結果は、租借地のみならず、東清鐵道を擴大して、吉林、盛京兩省の縱貫鐵道敷設權を得、鐵道の終點を旅順及び大連と定めぬ。此時に當り、老大清國は列強の侵略を抗拒する能はず、獨逸の膠州灣、露國の旅順及び大連の占領に引續き、英國は威海衛を、佛國は廣州灣を占領し、各々之を租借地となせり。伊國すら亦た其間に乘じて三都澳を得んとするに至れり。

露國が滿洲に對して不逞の野心を成遂するの好機を把握したるの時に際し、露國が韓國に對する野望に至りては、怖るべく驚くべきものあり。抑も日清役後、日本は、清國が從來韓國を附庸國の如くに見做し、諸般の政務に容喙掣肘を逞うせし其の勢力を驅逐し、以て韓國の獨立を擁護せしが、惜むべし干渉其度に過ぎ、忠告嚴厲に走り、却て排日本派の反抗心を醸すに至りぬ。廿八年八月六日王妃閔氏は排日派の中堅となりて、日本に親善なる時の總理大臣朴泳孝等の官を剝ぎ、之を捕へんとせしが、朴氏纔に身を以て仁川に逃れ難を日

本に避くるに至り、金宏集、魚允中等代つて内閣を組織したるも、幾干もなくして閔氏一族の勢威に壓倒せられ、遂に沈相黨内閣組織せらる。十月八日の拂曉、我駐韓公使子爵三浦梧樓は金宏集、魚允中及び日本派遣の顧問等に誘はれ、大院君を擁して王宮に闖入す。王妃暗の中に薨す。三浦公使以下四十七人獄に下りぬ。閔妃既に除く、されど閔派の殘黨は、一轉して弊援を露國に借り、日本黨顛覆の陰謀を運らし、時の露國駐韓公使ウエバアと結託して、韓廷操縱の機會を作るに至れり。此の露國黨は陰謀密議切りに日本黨の顛覆に努力し、二十八年十一月、金宏集内閣を覆へさんとせしも成らず。二十九年一月に至るや、閔族の最も聲望ある春川地方の愚民等は、露國黨に煽動せられ、忽ち蜂起して亂を作し、所在の探商亦之に應じて騷擾す。京城の守兵皆出で、鎮撫に従ふ。此時に當り露國黨は機乘すべしとなし。二月十日、露國の水兵百二十七名を請ひ山砲一門を曳いて京城に入らしむ。翌日早朝國王及び王子、王子妃、宮を出で、露國公使館に脱れ、即日詔勅を露國の公使館より發し、俄に金宏集内閣の信任を解き、王妃殺害の反逆罪を以て金の徒を處殺す。纔に難を免れし趙義淵等は日本に走れり。斯くして露國黨は新に内閣を作り、日本黨は全く閉息するに至りぬ。加之、日本政府は露國の勢威に壓せられ、一たび獨力を以て韓國の獨立を擁護せんとして、爲に二十七八年の戰役を敢てせし初志を放擲し、新に日露相協力して以て、韓國の扶植、開

露に從事せんと一決し、二十九年五月を以て、露都及び韓京に新協商を開始し、露都にては露帝ニコラスの戴冠式に臨みたる特派大使侯爵山縣有朋と露國外務大臣ローバノツフの間に、京城にては我が駐韓辦理公使小村壽太郎と露國駐韓公使ウエバアの間に協約を締結せり、其結果として露國は電線架設權を韓國に獲、又日本と同數の軍隊を京城及び各開港場に駐屯せしむるの權利を得、韓國の政治財政に就きては、日露兩國協同して之が助力を爲すこととなれり、斯くて韓國の局面は大に革まり、同年五月日本武官は解雇せられ、尋いでその手に成りし軍制は廢止せられ、六月改めて露國式と爲し、十月に至り露國士官三名、軍醫一名及び下士官十名を陸軍教官として備聘せり、其の翌三十年四月、露國は日露協商を無視し、悉く兵馬の實權を掌中に歸せしめんとして、更に士官二十八名以下百六十名の備聘を韓國に迫りぬ、議未だ成らずして、日本の抗議する所となる、而も露國は其年七月に及ぶ、や士官三名、下士官十名を京城に送れり、幾もなく公使ウエバアは轉じてスベリア來任し、遂に九月六日を以て新着武官の備聘を韓廷に諾せしめ、三年を任期としぬ、是に於て親衛隊五大隊三千の韓兵は、全く露國式訓練を受くることとなり、従來日本の教養したるものは、悉く拋棄せらるゝに至れり、次いで新公使スベリアは當時度支總裁顧問兼海關總稅務司英人ブラオンを解雇せしめ、代ゆるに露人を以てせんと企て、茲に英國領事の抗議

となり、遂に英國東洋艦隊所屬軍艦七隻は仁川に來りて威を示し、領事ジョルダンは士官及び水兵を率ゐて京城に入り、韓廷に抗爭す、是に於て露國の野心は竟に成らず、ブラオンは依然として度支部に在り、されば之より露公使は痛く韓廷の嫌忌する所となり、又列國間の同情を失ひ、之が反動として却て排露黨の復活を誘致するに至りぬ、然れども露國の對韓政策は愈々其本性を暴露し來り、彼は日本の租借地なる絶影島に貯炭所を置かんことを要請せり、唯だ時の外務大臣閔種默が獨斷を以て之を許せしより、遂に其要請を斥け、閔外部大臣は官を免せられぬ、露公使スベリアは三十一年三月、財務顧問、陸軍教官等の一切を引き揚げ、尋いで公使の任を辭せり、是に於て韓國の政界は一時寂寥を感じたり、何ぞ知らん、此時露國は其極東經營の大舞臺を、將に滿洲に開かんとして、日本と韓國に争ふの必要なきに至りしならんとは。

既にして紀元千九百年我か明治三十三年の春、彼の有名なる北清事變起るに及び、茲に露國は滿洲の形式的領有より、更に其實質を占有するの機會を得たり、抑も清國の宗室端郡王を奉じ、將軍董福祥を中堅としたる北清の團匪は、歐洲列強が支那領土を分割せんとするを見、傍觀するに忍びずとなし、山東省の各地にて基督教徒を殺害し、會堂を破壊し、鐵道を切斷し、電柱電線を倒伐し、鐵道技師を襲撃し、勢頗る猛烈にして、四月初旬には直隸省を

八
席巻し、六月には北京を圍み扶清滅洋を聲言して、獨逸公使ケットレルを慘殺し、又我が公使館書記生杉山彬を殺害せり。是に於て列國は聯合軍を組織し、獨逸元帥ワルデルジエを總指揮官となし、太沽より突進して北京を救援す。清帝は西太后と共に先づ北京を脱し、西安に隠る。聯合軍は遂に北京の急を救ひ、圍匪を討滅して、八月十四日その圍を解き、列國使臣會議を開けり。此時に當り、露國は好機逸すべからずとし、彼の殘酷なるブラゴエチエンスクに於て、數百の支那人を虐殺し、以て滿洲騷亂の禍機を醗酵したり。果して所在各地の馬賊は蜂起して同胞の怨を報復すべく移牒し、滿洲全土は翕然として南北相應じ、俄人撲滅を揚言するに至れり。露國は案の如く圍に中りしを内心に喜びつゝ、馬賊の鎮壓を口實として、多數の軍隊を送りぬ。此時東清鐵道の工事は、既に其大半を竣成せしを以て、鐵道衛兵と稱して滿洲沿道の要地に多數の兵士を駐屯せしめて、以て滿洲占領の事實を構成せり。是れ今回日露開戦の最も主なる原因の一と數へらるゝ。滿洲撤兵問題の由て來る所なり。圍匪既に鎮定し、北清又平穩に歸し、列國各その兵を撤するに當り、獨り露國は依然として馬賊の鎮定、鐵道の防衛を名とし、多數の兵員を滿洲各地に駐屯せしめぬ。既にして十月、英獨協約成り、清國の門戸開放、領土保安を宣言せるが、奇怪にも獨逸は滿洲を全く該協約の範圍外に置くと解釋し、世論は是、偶ま露國の滿洲獨占を是認したるものなりとて、漸く

沸然たり。翌年十一月、旅順に駐在の露國關東總督海軍中將アレキセーフは、奉天將軍增祺に迫り、第一露清密約を結ばんとして成らず。尋いで三十四年二月、露都に於て露國外務大臣伯爵ラムスドルフは、駐露清國公使楊儒と第二露清密約を開始し、滿洲特約の討議を累ねたり。此時に當り、北京に於ける列國使臣會議は尙ほ進行中に在り、露國が單獨に清國と協商するの不可を認め、日、英、米の三國は先づ抗議を提出し、伊、埃、獨も亦清國政府に警告する所あり。然れども清國は露の勢威に懼怖し、將に其請を容れんとするの傾あり。是を以て日本政府は最早坐視する能はず、乃ち直接に露國政府と商議を開始するに決し。三月十日、日本は露國政府に向つて強硬なる抗議を提出す。英國亦た有力の援助をなせり。而も露國は之を重視せず。四月の初頭、日本政府は元帥會議を開き、陸軍省亦た戰鬪準備の調査を始めたりと傳へられしを聞き、露國の態度一變し、急遽第二回露清密約の提案を撤回するに至れり。されど是れ形式のみ、事實に於ては着々として滿洲領有の經營に苦心し居れるなり。尋いで三十四年九月七日、北京の列國使臣會議は、講和議定書の調印を畢り、聯合軍は規定の守備隊を駐めて漸次其軍を撤退しぬ。是に於て露國は第一、第二の密約協商既に失敗せしにも懲りず、三たび清國全權と會商するに至れり。是れ第三露清密約の提案なり。清國全權伯爵李鴻章は、駐露清國公使レツナアと會商を重ね、銳意滿洲を清國に回収せんと試

みしも滿洲を還付せしめば之に代ふる露國の要請苛重に失し、若し之を協諾すれば、列國に利益均霑の口實を與へんことを恐れ、十月の末に抵り之を斥く、尋いで十一月五日李鴻章病歿し、露清の交渉は爲に一頓挫を來せり、是の時に當り、露國は東清鐵道の全線を敷設し畢れり、滿洲の經營は日を逐ふて着々其緒に就き、殆ど占有の實を成す、而して彼は進で韓國を脅かし、以て鴨綠江上の特權を強取せんとす、極東の平和は日一日と危殆に赴けりといふべし、是を以て極東に利害關係の最も厚き日英兩國は、三十五年一月を以て同盟協約を結び、二月十二日を以て發表せらる。蓋し此の協約は兩國が極東平和の保障を固くし、以て露國の野望を掣肘したるものなり、尋いで露佛の兩國も、日英同盟に備ふべく露佛同盟を約し、三月二十日を以て宣言書を發表せり、斯くて露國は世界に對するの面目として、新に清國と滿洲還付の條約を締結し、四月八日を以て之が調印を了せり、此條約の規定する所によれば、露國撤兵の期限を三期に分ち、條約成立後六個月以内には奉天省より、次の六個月以内には吉林省より、而して最後の六個月以内には黑龍江省より、順次に之が撤兵を實行せんことを約せり、既にして三十五年十月八日は、方に第一期の撤兵期日なりければ、露國は遼河以西の駐兵を撤退して、之を吉林省の各要地に散在せしめぬ、尋いで其兵を以て盛京省の東部、韓國の疆上に入らしめ、鴨綠江一帶の領有を實にせり、露國の奸黠なる

表面撤兵と稱し、其實は駐屯の移動をなせしのみ、誰か其狡辯誑詐を憎まざらんや、日本の朝野は當然として露國を非難して止まず、斯くて三十六年となり、四月八日の第二期撤兵期は到來せり、然れども撤兵は事實とならず、前の如く駐兵の一部を移動せしめ、之を韓國の疆上に集中したるのみ、又露將陸軍大佐マドリトフの爲に懷柔せられたる馬賊は、滿洲東部に占據して露軍の爲に貢獻せり。

此く撤兵を履行せざる露國は、此時に當り更に第四露清密約を提案するに至り、撤兵の附帶條件、凡七個條を清廷に要請し、之を容るゝに非ずんば、滿洲の駐兵を撤退し難しと揚言せり、是に於て日英米の諸新聞は盛に露國の不信を責め、世論頗る鼎沸す、尋いで露國は形勢の甚だ非なるを悟り、其七個條の要求を撤回す、既にして六月十日駐清露使レンツァは慶親王と會見し、爾來數回の商議を重ねたり、此時に際し露國陸軍大臣クロバトキンは、恰も極東を巡視して日本に遊び、尋いで旅順口に抵る、クロバトキンは七月初旬、旅順口に於て極東駐在露國文武官を召集して會議を開く、會議畢り、露國軍隊は滿洲各地に活動を始め、東亞大守府は七月の中旬に至り、旅順に設置せられぬ、斯の如くにして露國の恫喝政策は清廷をして第五回密約を締約せしめ、了らんとす、極東の危機は愈々切迫せり、此時に當り更に極東和戰の機を促進せしめし者は、露國の韓疆壓迫政策なりき、即ち露國は益す南

滿洲の兵數を増加し、旅順口の防備を嚴にして、其砲臺堡壘を増築すると同時に、鴨綠江沿岸の伐林事業を名として、哨舎を建造し、進んで鴨綠江を渡り、韓國に入りて道路を開鑿し、電線を架し、彼の龍巖浦一帯の地域を占領せり。是露廷の權臣ベゾブラゾフの劃策する所にして、彼が皇室及び諸大公の後援を得、關東總督アレキセーフ大將の關東經營と相待ち全力を傾注したる事業なり。要するに是れ、露國が極東に於て、東亞大帝國を建設せんとの野心を發露し來るものに外ならず。是に於て世界列強の視線は漸く極東外交の舞臺に注がるゝの時運となり、従つて日本に於ける對外硬派、即ち露國の跳梁を憤慨せるの徒は、俄然として活動を始めぬ。三十六年七月廿五日、時の對外硬派の頭領と目せられし貴族院議長公爵近衛篤磨を中心とし、戸水寛人、建部遜吾等の七博士並に對露同志會等は、同志大會の開會準備を決議し、將に大活動を始めんとす。恰も此際極東巡視中なりしクロバトキン將軍は、急遽本國に歸着し、露廷の武斷派が日本を清韓同様に認め弱小なりとするに過ぎたるの非を唱へ、日本侮る可らず、戰爭尙ほ早きの説を唱へたり。大藏大臣ウキツテも亦た産業發達の爲め平和を希望し、外務大臣伯爵ラムズドルフ、内務大臣ブーヅエ、海軍大臣アペラン等皆戰爭を避け、可及的平和を維持せんとの意見を呈せり。而かも、露廷の多くは武斷派の實權に左右せられ、皇帝は唯だ空位を擁するの概あり、殊に極東政策に至りては、侍

従長ベゾブラゾフと關東大守アレキセーフと東西相呼應し、事々皆兩者の間に議定せられ、極東に於ける日本の對露政策の聲次第に高まれるにも拘らず、彼の君臣之を察せざるものゝ如く、一に極東總督の爲す所に委せり。

日本政府は最早傍觀し脚蹠するの餘裕なきに至り、三十六年七月廿八日、外務大臣男爵小村壽太郎は、駐露公使栗野慎一郎に訓電して、『滿州事件の發展は、帝國政府の専心留意したる所にして、而して其現狀は、帝國政府をして轉た寒心に堪へざらしむ。蓋し露國が滿洲撤退の件に關して爲したる、一面清國に對する約定と、一面列國に對する證言とを履行するならんとの期望の存したる限りは、帝國政府は偏に注視緘默の態度を格守し來りたり。然るに露國近來の行動たる、北京に於ては新に要求を提出し、滿洲に於ては、愈々其把握を堅うし、遂に帝國政府をして露國は滿洲撤退の意思を抛棄したるものと信せざるを得ざらしむるものあると同時に、其韓國國境に於ける倍々活潑なる行動は、露國の慾望遂に那邊に底止するやを知らざらしめむとす。若し露國をして滿洲を無制限に、且つ永久に占領せしめんには、其結果帝國の安固と利益とに、有害なる状態を惹起すべし。所謂機會均等の主義は、之に因て破壊せらるべく、清國の領土保全、亦之が爲に毀損せらるべきなり。然り而して茲に我日本政府に取て、更に之より重大なるものあり、何ぞや露國にして韓國の側面に

一四

據駐する時は、同國の獨立は爲に絶へず迫害を被るべく、或は少くとも露國をして、韓半島に於ける優勢國たらしむべきこと、即ち是なり。抑も韓國は我防護線に於ける、緊要なる前哨たり。随つて其獨立は帝國の康寧と安全との爲め、絶對的に必要となす所たり。將た帝國が韓國に於て有する政治上、並に商工業上の利益と、其勢力とは、實に他國に卓絶する所に於て、而も斯る利益と勢力とは、帝國が自己の安固に鑑み、之を他國に交付し、又は之を他國と分有するが如きは、肯諾する能はざるものたり。帝國政府は是に於て深思熟慮の末、目下正しく其憂慮の因たる問題を解決すべき、一の協商を露國と締結するを期し、和衷坦懐以て、露國政府に謀るに決したり。而して帝國政府の見を以てすれば、今や、斯る協定を試みるに於て、恰好の時機にして、若し之を逸せば再び協商の餘地なきに至るべしと信ず」と前提して、栗野公使に委ぬるに露國政府に交渉するの全權を以てす。而して同公使は、七月三十一日露國外務大臣伯爵ラムスドルフに會見し、「日本政府は、日露兩國の關係上、凡そ將來誤解の原由たるべきものを一掃せんことを希望し、露國政府も亦た之と同感なるべしと信ず、是を以て茲に極東に於ける兩國各自の特殊利益を劃定するを期し、露國政府と共に、兩者利益の接觸する方面に於ける事態を查駁するは、日本政府の喜ぶ所なり。若し此發案にして、幸に大體に於て露國政府の賛同を得ば、日本政府は、右協商の性質及び範圍に關し、其

意見を露國政府に提出する所あらんとす」との口上書を同伯に手交し、更に辭を申うし、禮を盡して、栗野公使は、極東に於ける事態は、倍々紛糾を極めつゝあり、今に於て日露間に於ける、總べての誤解を除去せんが爲め、何等か措施する所あらずんば、兩國の關係は愈々困難となるべく、而して斯の如きは、徒に兩國に不利を與ふるに過ぎざるべし、故に日本政府に於ては、坦懐和衷の精神に由りて露國政府と相謀り、茲に一の協定を遂げんと決し、本使に訓令して、此口上書を閣下に手交せしむ」といひ、且つ露國政府に於ても、亦同様の精神を以て帝國政府と其所見を同うせられんことを望む旨を附言したり。同伯は日露兩國間の協商は、管に願はしき義たるのみならず、又實に最良の政策にして、且つ兩國にして一たび完全の協商を遂げんか、將來兩國に對し、離間の策を試みるもの、亦た之なかるべし。されば貴政府今回の決定は、自分一己としては、全然満足する所なるが、何分の確答を爲すは、我皇帝陛下に謁見せんことを要すと答へ、八月四日を以て謁見し、翌五日栗野公使に回答すべく約し、尙ほ伯は「皇帝陛下も亦た儘に本件に賛成あらせらるべし」とさへ附言せり。是れ實に滿韓問題に關する日露兩國政府が、公然正式の交渉を開始したる第一の序幕となす。斯くて栗野公使がラムスドルフ伯と會見の報が、八月二日我外務省に到着するや、小村外務大臣は、其翌三日を以て、直に兩國協商の基礎とすべき、六個條の協約案を栗野公使に電送

せり。是れ應に我より提出したる口上書に對する露國政府の回答を諾應的のものとして豫想したるによるなり其案件は左の如し。

第一條 清韓兩帝國の獨立、及び領土保全を尊重すること、並に該兩國に於ける、各國の商工業の爲め、機會均等の主義を保持すべきことを相互に約すること。

第二條 露國は韓國に於ける、日本の優勢なる利益を承認し。日本は滿洲に於ける鐵道經營に就き、露國の特殊なる利益を承認し。併せて本協約第一條規定の下に右制定せられたる兩國各自の利益を保護するが爲め、必要なる措置を、日本は韓國に於て、露國は滿洲に於て執るの權利を相互に承認すること。

第三條 日露兩國は本協約第一條の條項と背馳せざる限り、韓國に於ける日本及び滿洲に於ける露國の商業的、及び工業的活動の發達を阻礙せざるべきことを相互に約すること。

又今後韓國鐵道を滿洲南部に延長し、以て東清鐵道及び山海關牛莊線に接觸せしめんとすることあるも、之を阻礙せざるべきことを露國に於て約すること。

第四條 本協約第二條に掲げたる利益を保護するの目的、又は國際戦争を起すべき叛亂若しくは騷擾を鎮定するの目的を以て、日本より韓國に、或は露國より滿洲に軍隊派遣の必要を見るに於ては、其派遣の軍隊は、如何なる場合に於ても、實際必要なる員數を越ゆべからざること、且右軍隊は其任務を果し次第、直に召還すべきことを相互に約すること。

第五條 韓國に於ける改革及び參政の爲め、助言、及び援助(但し必要なる軍事上の援助を包含すること)を與ふるは、日本の專權に屬することを露國に於て承認すること。

第六條 本協約は従前韓國に關して、日露兩國間に結ばれたる、總ての協定に替はるべきこと。

以上の提案は、極めて秘密に附せられたり。當時日本在野の硬説を持つる政治家は、我政府

は露國の滿洲經營を認諾し、露國をして日本が韓國に地盤を据ゆることを承認せしむるものにはあらざるかと揣摩し、滿韓交換策は、應て露國に韓半島を併呑せしめ、延いて帝國を危殆ならしむるものなりと痛論し、世上翬々の聲あり。既にして八月五日、栗野公使は外相ラムスドルフ伯より、余は日露交渉開始の允可を露帝より得たりとの回答に接したるも、時恰も巴爾幹半島の動亂の爲め、露國は土國政府と外交を累ねつゝありしを以て、露國外相は頗る煩忙を極め居りしかば、我栗野公使は漸く十二日に至り、ラムスドルフ伯と會見して、英文の日露協約案を手交し、速に該事件を解決せしめんとする旨を陳述しぬ。伯は細心以て我提案を閲査すべしと答へたり。此時に當り、清國に在りては慶親王、袁世凱等、頻りに露國の撤兵をレツサア公使に迫り、米國亦た既に露國が滿洲開放に異議なき旨を通牒せしを楯とし、荐りに清廷に向ひ、奉天、安東縣及び大東溝の開放を迫つて止まず。然るに滿洲に在りては、露國既に七月下旬以來、哈爾濱、吉林、遼陽等の駐屯兵を移動南下せしめ、東清鐵道を擧げて兵員馬匹、軍器糧秣及び彈藥等の輸送に供し、先づ支那人の乗車を謝絶し、遂に各停車場附近居住の内外商人に對し、十二時間以内で退去すべきを命ずるに至りぬ。更に韓國に在りては、露國鴨綠江軍總指揮官陸軍大佐マドリートの代理者が、韓國の森林監理趙性協を要して、八月三日、龍巖浦租借契約を結ばしめ、全く舊森林契約に於ける、約款以

外の地を獨占せんとするあり、事態は益々重大となる。

既にして八月二十三日、露都に在りては外相ラムスドルフ伯は、我栗野公使と接見し、日露協約に關しては東亞太守アレキセーフに移牒すべき、細目の點亦た尠からざるを以て、之が商議を東京に移さんことを發議し、又同太守の意見を徵せんが爲め、既に我提案の啓本を旅順に發送せりと言へり、而して我提案に就ては、露帝が演習の爲め、不在なりしこと一週間餘に亘り、未だ何等の措置を執る能はざりしことを述べ、又滿洲に於ける、我鐵道經營の提議は、之を承諾し難きも、他の諸點に關しては、妥協を遂げ得るならんと告げぬ、商議地移轉の商議せらるゝや、同廿五日を以て該報に接せし小村外務大臣提、翌廿六日を以て、栗野公使に訓電するに、露京の商議を以て利便とし、之が變更に反對せしむ、廿七日栗野公使は露國外務大臣に面し、露京の商議を利便とし、該商議には別に地方的知識を要すべき細目事項なき事、及び既に本使に屬せし委任の變更を好まざるの理由を以て、商議地變更に反對の旨を述べ、ラムスドルフ伯は、去る廿五日皇帝に謁見せし際、該交渉の進行を速かならしめんが爲め、東京に於て商議を遂ぐべき旨を命せられしと言ひ、又露帝が三十一日を以て露都を發聲し、地方に行幸せらるべきこと、引續き或る期間、外國に旅行せらるべき豫定なること、及び其間關係諸大臣が露都に不在なるべきを告げ、以て東京の商議を便利と

する旨を主張せり、是に於て、二十九日、小村外務大臣は栗野公使に命ずるに、元來今般の商議は主義に關して細目に互らざるものなるが故に、之を露京に於て繼續することの便利なるべきは、帝國政府の依然として信ずる所なり、猶ほ貴官と同伯とは既に本件に就き相當の委任を受け、且つ我提議は、既に同伯に提出せられたるが故に、帝國政府に於ては、商議の場所は、業已に協定に歸したることと思考し居たる旨を告げしむ、三十日、栗野公使はラムスドルフ伯に會見して、本國政府の訓令の趣意を十分に説述したるに、伯は答へて曰く、本件は主義の問題に關すと雖、而も主義なるものは、地方的、並に實際的問題を審按して決せらるべきものなり、露國政府が商議を東京に移さんと決したるは、主として此の理由に基き、アレキセーフ大將に協議するの必要あるが爲めなり、之と同時に本件は、日本より提議せられたること故、日本に敬意を表するの意にも出てたる者にして、露都に於て、右提議を受付けたるは、同所を以て商議の地となすの意味に非ず、又商議を東京に移さんとの提言は、必ずしも露國政府に於て、日本の提議に異議なきことを意味するものに非ず、商議の基礎なるものは、實際問題を考量したる上、始めて決定せらるるを得べく、而して實際問題に關しては、日本駐劄の我公使、及びアレキセーフ大將は、予に優りたる知識を有すと、栗野公使は押して同伯に商議の場所變更に關して再考を望み、且つ本件は主義の問題に屬し

併せて國際政略問題の義理に關する者にして、アレキセーフ大將に與へられたる權力の範圍に屬せざるべしとの理由を以て、商議地移轉の議に異議を唱へ、ラムズドルフ伯は之に對し、アレキセーフ大將は、單に諮詢を受くるのみにて、何事をも決定するものに非ずと答へたり。固より該案決定の權能は、露帝に在るは自明の事なり。而して露帝は驍臣ベゾブラゾフの進言に依りて之を決するに過ぎず。同伯は又對案の調製に、地方的智識を有する人の、最も便宜多きを理由として、商議地變更の前議を固持し、且つ露帝に扈從せんが爲め、今秋は概して外に在り、維也納及び羅馬に旅行の後、更に諸方に旅行すべきが故に、露都商議の却て遷延せんことを述べぬ。

九月二日を以て該報告に接せし小村外務大臣は、即日三たび商議地不變更の訓令を發し、且つ日本の提案を以て商議の基礎たらしむるに對し、露國政府の聲明を得べしとの旨を傳へぬ。同日栗野公使のラムズドルフ伯と會見するや、伯は先づ一國の提議をば、商議唯一の基礎として受諾するは、國際商議の常例にあらずと述べ、東京駐紮露國公使が、業已に露帝より日本の提議を審査し、同時にアレキセーフ大將と協議して、一の對案を作成し、兩者を商議の基礎として、直に商議を開始すべき旨の勅命を受けしことを告げぬ。栗野公使は之に對し痛言して争ひ、若し露國政府にして果して日本と満足なる協定を爲さむとの

希望を有するに於ては、其商議委員に訓令し、日本の提議若くは、少くも其實質たる主義を採て基礎と爲さしめ、以て本件の目的を達するに便易ならしむること極めて緊要なるべし。蓋し本官の感知する所に依れば、アレキセーフ大將が、凡そ満足なる協商を遂ぐるに、最も緊要なる和協の精神を以て、日本と商議を試みるの意向あるや否やは疑問に屬するが如し」と説破す。而も老獪なるラムズドルフ伯は、「初め露國政府が日本の提議に接したるに際し、其採るべきの策は二途ありしのみ。即ち之を辭拒せんか、將た之に就き商議を爲さんかの二途是なり。而して露國政府は其第二策を採りたりと雖、是れ日本の提議を全然受諾したるの意に非ず。又其主義を受諾したるの意にも非ず。去りながら既に協商を爲さんとの提議に同意したるを以て、露國政府は日本の提案を審査し、之が對案を作り、以て兩案を商議の基礎として用ふるに決したるなり。加之、日本案の或條項は、露國の利益と調和すること能はざるものあり、又は之が修正を要するものあり、故に露國政府は、其對案と共にするにあらずんば、日本提案の主義をすら商議の基礎として受諾すること能はず」と答辯したり。

斯くて露國外相ラムズドルフ伯は、將に其十日を以て露都よりダラムスタットに赴き、露帝に供奉せんとす。小村外務大臣は讓りて商議地變更に同意の旨を、同月九日通告し、併せ

て露國對案の速かに提出されんことを求むと訓令しぬ。商議地は露國の主張の通りとなり、而して我提案を商議の基礎となすこと、亦露國の受諾する所とならず、爲に露國の對案を求むるの己むなきに至りぬ。此日栗野公使のラムスドルフ伯と會見するや、伯は東京駐紮ローゼン公使及びアレキセーフ大將が、業已に露帝の勅命に依り、速に對案を作成し、直に商議を開始すべき旨電訓せられたしと告げぬ。

此時に當り、露國が傲慢なる應對をなしつつ、在昔時日を空過せしめ、可成丈滿洲の經營、疆の侵畧を企て居ることを、我國朝野の聞知するや、國論益々鼎沸し、東京にありては、公使近衛篤麿、松浦厚等の硬骨なる華胄の志士を始め、神輿知常、佐々友房、頭山滿等は時の内閣總理大臣伯爵桂太郎已下、當路臺閣の諸士を歴訪して、我政府の對露方針の軟弱なるを詰り、屢次公會演説を開き、國民の希望及び政策を發表し、中央及び地方各地の諸新聞紙は、殆ど筆鋒を齊整して露國の暴戾を怒り、我政府の退讓的態度を非難し、斯く商議の協定以前に於て、明りに談判の時日及び場所等に就て該交渉に時日を遅延せしむるは、却て露の滿洲の軍備をして充實せしめ、韓疆の侵略をして増大せしむるものなり、我國の不利甚だし、須らく最後の手段を取るべしと主張せり。

九月十日、九州の志士平岡浩太郎、武富時敏、鈴木力等筑前博多常盤館に於て主戰同志會な

るものを開く會するもの無慮貳千名強硬なる宣言をなし、又政府に向つて「露國を嚴責して撤兵條約を履行せしめ、清國を啓誘して滿洲開放を實行せしめ、東洋の平和と慶福とを保全し、帝國の名譽と利權とを捍衛せんことを、我國家に必期し、一日も速に之を斷行せんことを政府に警告す」と、斯くて團結的の論議紛然として都鄙巷街の間に起る。

日露協商の商議地は既に東京に移され、アレキセーフ太守は、ローゼン公使と共に日露協商對案作成を命せられたり、尋で九月二十三日、アレキセーフは旅順口に於て、東亞太守府管内文武兩委員會第一會議を開き、軍務部委員長、行政部委員長以下、文武の諸官數十名參列す、ローゼン公使は、二十二日、東京を出發し、廿六日午後、軍艦リユーリック號に搭乘して急行旅順に向ふ。此時に當り、爾來舉措持重の態にありし駐清露國公使レンツァアは、日露協商の進行中をも顧みずして、清廷に向ひ新に撤兵の延期、及び之が附帶條件として八個條の要求を提出したり、是に於て我駐清公使内田康哉は、嚴格峻烈なる警告を清廷に致し、英米公使も亦た露國の強求を容るゝことの東亞に危険なるを警告し、忠言す。遂に九月廿四日、清廷は斷乎として露國の新要求を拒絶し、露國が滿洲撤兵を履行したる後にあらざれば、撤兵善後の件に關し、協商を遂ぐるを得ずと答へたり。然るに是時に當つて、露國の滿洲駐兵は陸續として増加せられ、旅順に於ては、船渠の建造、艦艇の修理に晝夜を分たず、港

口には出入船舶の通航する區域の外、其他全海面に防材を敷設せり、又饅頭山に新砲臺を起工し、案子山、椅子山の各砲臺略ぼ落成し、鳩灣方面の五個處の砲臺も將に成らんとし、防備警戒頗る嚴重なりき。斯くて駐日公使ローゼン男爵の旅順口に到着せし二十八日、東亞太守は陸軍の演習を旅順附近に舉行しぬ。而して當時露國太平洋艦隊の動靜は如何、久しく浦鹽斯德に在りし露國戰艦レトウ井サン以下五隻、裝甲巡洋艦グロムボイ外一隻、巡洋艦ホカチール外二隻は九月の中旬、既に艦體の塗換を終り、二十日前後を以て、十一隻相率いて共に浦港を抜錨し、韓國沿岸を遊弋して、將に旅順口に集合せんとす。此時に當り、我常備艦隊三十八隻も亦た、二十二日、其大部分を佐世保に、其一部を竹敷及び舞鶴方面に集合せしめ、日露兩艦隊は、早くも日本海の南部に於て、兩々相對峙するの壯觀を呈しぬ。尋いで廿八日、我朝日以下二十二隻は、佐世保を抜錨して馬山浦に向ひ、司令長官海軍中將日高莊之丞は、此日旗艦敷島を變更して、戰艦朝日を其旗艦と定めたり。斯くの如くにして、極東の戰雲次第に動き、人心自から惴然たり。

日露協商當面の對手者となりし駐日公使ローゼン男及び極東總督東亞太守アレキセーフ大將は、旅順口に會商して新案を作りぬ。ローゼン公使は三十日旅順を發し、十月一日長崎に着三日神戸着、汽車にて上京せり。同公使は即日直に小村外務大臣を訪問して、アレキ

セーフ大守及び同公使より提出の上、露帝の允裁を経たる者として、茲に露國の對案を我外務大臣に手交せり。所謂露國の對案は左の如し。

- 第一條 韓國の獨立、並に領土保全を尊重することを、相互に約する。
 - 第二條 露國は韓國に於ける、日本の優越なる利益を承認し、並に第一條の規定に背反することなくして、韓國の民政を改良すべき旨、及び援助を韓國に與ふるは、日本の權利たることを承認すること。
 - 第三條 韓國に於ける日本の商業的、及び工業的企業を阻礙せざることを、及び第一條の規定に背反せざる限り、右企業を保護するが爲めに採られたる、總ての措置に反對せざるべきことを、露國に於て約すること。
 - 第四條 露國に知照の上、右同一の目的を以て、韓國に軍隊を差遣するは、日本の權利たることを露國に於て承認すること。但し右軍隊の員數は、實際必要なものを超過せざるべきこと。且右軍隊は其任務を果し次第、直に召還すべきことを、日本に於て約すること。
 - 第五條 韓國領土の一部たりとも、軍略上の目的に使用せざること、及び朝鮮海峡の自由航行を迫害し得べき、兵要工事を韓國沿岸に設けざること。
 - 第六條 韓國領土にして北緯三十九度以北の部分は、中立地帯と見做し、兩締約國孰れも之に軍隊を引き入れざるべきことを相互に約すること。
 - 第七條 滿洲及其沿岸は、全然日本の利益範圍以外なることを、日本に於て承認すること。
 - 第八條 本協約は從前韓國に關して、日露兩國にて結ばれたる總ての協定に替はるべきこと。
- 由是觀之、滿洲に關しては、單に滿洲及び其沿岸が、全然日本の利益範圍以外なることを承認せしめんとするに止まり、其他一切滿洲に關する事項を有せず。却つて韓國に對して幾

多の特權に制限を加へ、更に韓國北緯三十九度以北を中立地帯たらしめんとせり。我提案と彼の對案とは根本の主義に於て相容るべきものにあらず。然るを本來平和を尊び國交を重んずる我政府は、尙ほ忍びて日露兩提案を折衷し、以て兩國の關係を確立し、以て極東の禍亂を避けんことを努めぬ。是に至り小村外務大臣は、十月六日及び八日を以てローゼン公使と第二、第三の會見を遂ぐ。其第三回會見の日は、恰も露國が滿洲撤兵の第三期に當りぬ故に清國は其前二日、即ち十月六日を以て駐清露使に撤兵の實行を迫る。而も露國公使は、其要求せる附帶條件を容れざれば、斷じて撤兵を實行し難しと答へぬ。斯くて十月八日を以て米清通商條約、又翌九日を以て日清通商條約は改訂せられ、奉天、安東縣及び大東溝の開放を議定し、批准後直に有効の旨を規定せり。露國撤兵を實行せず、而も滿洲開放は締約せらる。外交の紛糾錯綜愈々甚しきを加ふ。我政府に在りては、各大臣元老の會議頻繁にして、或は參内伏奏し、或は列國使臣と往復し、世情益々紛亂を極む。既にして十四日午後、小村外務大臣はローゼン公使と第四回の會見を爲して、第二回の會商を遂げ、露國對案に對する修正案として、中立地帯を滿洲の地に互らしめ、又我韓國鐵道の滿洲進入權を保留せり。

臺閣の諸臣が繁忙を極むるの際、在野の志士大に憤激し、對露同志會は十月五日を以て全

國大會を東京に開き、宣言及び決議案を可決し、速に最後の手段を執るべきの時機到來せりと絶叫す。又總代委員を選びて總理大臣、外務大臣等を訪問せしめたり。各政黨亦た大に活動して、政府の舉措を監視せり。又我常備艦隊は鎮海灣を去りて佐世保に集り、各艦艇時々出港しては實彈演習を試み、艦隊運動として韓國近海を遊弋せり。十月十九日、日高司令長官は舞鶴鎮守府司令長官に轉じ、舞鶴鎮守府司令長官海軍中將東郷平八郎、代つて常備艦隊司令長官に任ず。在東列國の艦隊亦た頗る警戒を加ふるに至れり。

滿韓に於ける露國の設備は、日を追ふて倍々擴大せられ、日露協商の商議進行中にも拘らず、彼は多數の軍隊、糧食、彈藥を輸送し、龍巖浦の經營は着々進捗せり。此時に際して、東京に在ては、十月二十二日、小村外務大臣はローゼン公使と第五回の會見、第三回の會商を開き、ローゼン公使は、日本の修正案に對し、一應之に修正を加へ、本國政府の認可を仰ぐこととせしも、滿洲に關する條項に就ては、兩者互に其提案を固持し、一も合意を得る所なくして止みぬ。尋いで廿六日、外務大臣はローゼン公使と第六回會見、第四回會商を遂ぐ。このとき我修正案に對しては、該公使その本國政府の承認を條件として同意を表せしも、滿洲に於ける清國の主權、及び領土保全に關する一項は、彼我の意見一致に至らずして止みぬ。斯くて一日を越へ廿八日、露兵は奉天に入り、再び之を占領せり。尋いで三十日、小村外務大臣は

ローゼン公使と第七回會見第五回會商を爲し露國對案に對する日本の第一確定修正案を提出しぬ即ち左の如し。

- 第一條 清韓兩帝國の獨立、領土保全を尊重することを、相互に約すること。
- 第二條 露國は韓國に於ける、日本の優越なる權利を承認し、並に韓帝國の行政を改良すべき助言及び援助(但し軍事上の援助を含む)を同國に與ふるは、日本の權利たることを承認すること。
- 第三條 韓國に於ける日本の商業的及び工業的活動の發達を阻礙せざるべきこと、及び此等利益を保護するが爲めに採らるべき、總ての措置に反對せざるべきことを、露國に於て約すること。
- 第四條 前條に掲げたる目的、又は國際紛争を起すべき叛亂、若くは騷擾を鎮定するの目的を以て、韓國に軍隊を送遣するは、日本の權利たることを、露國に於て承認すること。
- 第五條 朝鮮海峡の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓國沿岸に設けざるべきことを日本に於て約すること。
- 第六條 韓國と滿洲との境界に於て、其兩側各五十キロメートルに互り、一の中立地帯を設定し、右地帯内には締約國孰れも、相互の承諾なくして、軍隊を引き入れざるべきことを相互に約すること。
- 第七條 滿洲は日本の特殊利益の範圍外に在ることを、日本に於て承認し、韓國は露國の特殊利益の範圍外に在ることを、露國に於て承認すること。
- 第八條 日本は滿洲に於ける露國の特殊利益を承認し、並に此等利益を保護するが爲に必要なる措置を採るは、露國の權利たることを承認すること。
- 第九條 韓國との條約に依り、露國に屬する商業上、及び居住上の權利及び免除を妨礙せざるべきことを、日本に於て約すること、並に清國との條約に依り、日本に屬する商業上、及び居住上の權利及び免除を妨礙せざるべきことを、露國に於て約すること。
- 第十條 今後韓國鐵道、及び東清鐵道にして鴨綠江まで延長せらるゝに至らば、該兩鐵道の連絡を阻礙せざるべきことを相互に約すること。

第十二條 本協約は従前韓國に關して、日露兩國の間に結ばれたる、總ての協定に替はるべきこと。

之を我政府が最初露國に提出せし協商案と對比し見んか如何に退讓の意を以て、露國の對案を酌量せしかを想察すべし。翌三十一日、ローゼン公使は外務省を訪ふて、小村大臣と第八回會見第六回會商を爲しぬ。而も我確定修正案は、同公使の受けたる訓令の範圍外に屬するを以て、該案の公文を本國政府に電送し、何分の訓令を請ふべき旨を告げたり。此時に當り、露帝はダラムスタッドの離宮に在り、外務大臣ラムスドルフ伯は巴里に在り、因て小村外務大臣は栗野公使に命じ、外務大臣代理公爵オポレンスキーに面接して、『帝國政府が韓國と同様に清國の獨立及び領土保全を尊重すべしとの相互的約定を提議したるは單に露國が業已に任意に與へたる聲明の確認を得んとするまでなり。而も露國が韓國に關しては、右様の約定を爲すの意なるにもかゝはらず、其清國を除外せんとする理由は了解に苦まざるを得ず』と詰問せしめ更に進んで、『帝國は滿洲に於て廣大且つ重要な權利及び利益を有するが故に、滿洲を以て特殊利益の範圍外と宣言するに方り、對清條約上、帝國に屬する通商上、及び居住上の權利と免除に對し、妨礙を加へざるべき旨の保證を露國に求むるは、帝國政府が至當と信する所なり』と提言せしめたり。栗野公使は十一月二日を以て外務大臣代理に面會せしが、同大臣代理は、其一己の説として、日本の要求は前後同一

にして唯其形式を異にするのみ、且つ其求むる處過多なり、云云、又滿韓鐵道の接續を唯一の難問題なりと答へぬ、尋でラムスドルフ伯は離宮に於て露帝に謁し、我確定修正案を進達す。皇帝はアレキセーフ及びローゼンに對し、日本の修正案を査閲し、若し必要ある時は、之に修正を加ふべき旨を命じ、伯亦たローゼン公使に、日本との商議を繼續すべきことを訓令せり。十一月十二日、栗野公使は露都に於てラムスドルフ伯に面接し、清國の獨立及び領土保全の尊重、並に滿洲に於ける我權利及び利益に對し、正式の保障を要求するは、我至當の權利なりと告ぐ。伯は答ふるに、滿洲に關し、形式上權利利益を有する各國と、一々特別の協定を爲すは、露國の能くせざる所なる旨を以てす。此時伯亦たアレキセーフ及びローゼンが、方に日本の確定修正案に對し、更に對案の調製に従事する旨を語れり。斯くて二十日、ローゼン公使は我小村外務大臣と第九回會見、第七回會商を爲したる時、十四日、アレキセーフは、對案の調製を終り、直に之を本國に電送せる旨を語れり。是に於て小村外務大臣は、廿一日、栗野公使に訓電して、ラムスドルフ伯に面し、速にローゼン公使に發訓あるべき旨を促がさしむ。廿二日、栗野公使はラムスドルフ伯に會見し、告ぐるに、其旨を以てす。然るに露國皇后不豫にして、皇帝一切の政務を視ず、我督促も効なく、ラムスドルフ伯は露帝に謁見するの機を得ず、漸く二十五日、我公文を露帝に轉送せり。折衝斯の如くに遅々とし

て進まず、國論次第に沸騰す。我閣議は、屢々外務大臣をして栗野公使に命じ、露廷に迫りて解答を促がさしむ。十二月五日、小村外務大臣はローゼン公使と第十回會見、第八回會商をなす。要領を得ざると依然たり。此の日露帝は露都に還幸し、八日を以てラムスドルフ伯を引見し、アレキセーフ太守の提案を基礎として、商議を繼續すべしと太守及びローゼン公使に勅命せしめたり。此の夕小村ローゼン第十一回會見、第九回の商議を開く。我確定修正案を提出せしより、凡そ四十三日、ローゼン公使は漸くにして、露國の修正對案が既に本國より發送せられしことを告げたり。其翌十日、第十九議會は、天皇の臨御を以て開院式を舉げぬ。衆議院にては、議長河野廣中、彈劾的奉答文を草し、之を滿場に諮る。是れ内政及び外交の姿、微姑息を憤慨して、臺閣の責務を天皇に訴ふるの意を以てせしものなり。滿場之を可決し、翌十一日議長は宮中に赴き、捧呈せんとす。朝廷議長參内の期を延ばして受けず、而して桂總理大臣は、既に參内して解散を奏請し、即日議會を解散せり。此日小村ローゼン、第十二回の會見、第十回の會商を爲す。日本の確定修正案に對する復答として、露國の提出せる第二對案左の如し。

第一條 韓帝國の獨立、並に領土保全を尊重することを、相互に約すること。

第二條 露國は韓國に於ける、日本の優越なる利益を承認し、并に民政を改良すべき助言を以て、韓國に援助するは、日本の權利たる

ことを承認すること。

第三條 韓國に於ける、日本の工業的、及び商業的活動の發達に反對せざること、並に此等の利益を保護するが爲め、措置を執るに反對せざるべきことを露國に於て約すること。

第四條 前條に掲げたる目的、又は國際紛争を起し得べき叛亂、若くは騷擾を鎮定するの目的を以て、韓國に軍隊を差遣するは、日本の權利たることを露國に於て承認すること。

第五條 韓國領土の一部たりとも、軍略上の目的に使用せざること、及び朝鮮海峽の自由航行を迫害し得べき、兵要工事を、韓國沿岸に設けざるべきことを相互に約すること。

第六條 韓國領土にして、北緯三十九度以北に在る部分は、中立地帯と見做し、兩締約國、孰れも之に軍隊を引き入れざるべきことを相互に約すること。

待ち設けたる露國の第二對案はかくの如し、彼は依然滿洲に關する條項を削除し、兩國の協商を以て、全然韓國に關する者とし、韓國領土を軍略上の目的に使用せざること、及び中立地帯に就て原主張を維持せるものなり、故に我政府は更に該對案に對して修正を加ふるの必要を生ぜり、是を以て我内閣は愈、劇忙を極め、在野主戰論者は再び喧囂を致すに至れり、十二月二十日、日曜なりしにも拘らず、天皇陛下學問所に出御あり、二十一日、ローゼン公使臥病の故を以て、小村外務大臣、往いて同公使を訪ひ、茲に第十三回會見、第十一回會商を爲し、我舊提案と露國の新對案との間、地理の範圍に關して、根本の差異あることを摘示し、且つ日本が極東に於て、日露兩國の利益相接觸する總ての地方を、今回の協商に入る、

を以て、一般の利益とする旨を説明せり、因て露國第二對案に對し、『民政を改良すべき助言及び援助』を改めて、『韓帝國の行政を改良すべき助言及び援助』となし、『朝鮮海峽の自由航行を迫害し得べき兵要工事』に關しては、之を設けざること、『相互に約すること』に改め、中立地帯に關する條項を削除することを求めぬ、又た即日栗野公使に訓電して、之をラムスドルフ伯に告げしめたり、廿三日栗野公使は露國外務大臣に面し、其旨を告げしに、ラムスドルフ伯はアレキセーフ大守と往復商議する旨を答へぬ、斯くて歲末に際し例年政務を休止するも、我臺閣諸臣、敢て帝都を離れず、時々各處に會合して、時局に對する劃策を講せり、此の時交渉未だ斷絶せずと雖、露國が平和妥協の精神極めて薄きは確認せられ、我政府は機宜の行動を執り、正當の防衛を爲すに決しぬ、十二月二十八日臨時樞密院會議を開き、又同日臨時閣議を開き、樞密院會議の結果に基きて、諸般の準備に關する樞要の協議を遂げぬ、翌二十九日、樞密院の諮詢を経たる重要諸件は、緊急勅令として公布せらる、(一)軍資補充の爲め臨時支出を爲すの件、(二)京釜鐵道速成の件、(三)戰時大本營條例改正の件、(四)軍事參議院條例の四號是れなり、斯くて緊急勅令の結果は、伊太利ゼノアに竣工せる亞爾然丁共和國の軍艦、**モレノ及びリウエダウイア**の二隻を百五十三萬磅にて購ひ、日進、春日と命名し、至急廻航することとなり、三十一日を以て第二回軍備會議は開かる、斯くて我政府の

對露方針は顯然として表示せらるゝに至れり。

明治三十六年は斯の如くにして暮れぬ。三十七年一月一日、露都に在りては栗野公使、露國外務省にラムスドルフ伯を訪ひ、日本最近の提案たる、露國第二對案の修正に關し、何等かの措置を執られしや否やを問ふ。如才なき伯は答ふるに、露國政府は該修正案の審議中なり、ローゼン公使には友好協の精神を以て、商議を進行すべき旨、遲滞なく訓令を發せんことを確保し、更に日露の妥協し得ざるべき一の理由を見ずと附言せり。六日、ローゼン公使は小村外務大臣と第十四回會見、第十二回會商を爲し、本國政府の復答を手交せり。右に據れば露國は韓國に關して、依然其領土使用上の制限、及び中立地帯を韓疆に劃定するの二項は、露國の原對案に據るべきことを主張し、之を條件として、滿洲に關し、日本又は他國が清國との現行條約の下に獲得したる權利及び特權(但し居留地設定を除く)の享有を阻礙せざるべきことを、該協商中に挿入すべき旨の承諾を與へしに過ぎず。加之、該復答は毫も滿洲の領土保全に言及する所なく、隨つてその條約上の權利特權を阻礙せずとの保證の如き、事實上殆ど何等の價値なきものなり。之を要するに、露國は最早平和の交渉に依りて、事を圓滿に解決するの誠意なきものゝ如く、擅に滿洲の併呑を敢てせんとするものなり。其協商應對の如き、殆ど日本が忍耐し能はざるまでに之を愚弄せり。然れども日本政府の

寛容なる、辭に平和の會商を重ねんとし、幾度か外交に關する重要秘密の會議を開きたるが、一月十二日、御前會議の結果に依り、遂に露國に再考通牒を發するに決し、十三日、小村外務大臣はローゼン公使を其館に訪ひ、第十五回會見、第十三回會商を爲す。外務大臣は露國の第二對案に對して、滿洲の領土保全を尊重するの條項挿入を主持し、居留地設定に關する制限が、日清通商條約の追加條項と牴觸するの故を以て之が削除を要求し、又韓國に關して、毫も讓歩の餘地なきを以て、日本の修正を固執する旨を告げ、第二修正案を提供し、露國政府の再考を促せり。當時對露同志會其他の主戰論者は、總て喧囂の聲を潜め、舉國緘黙して戰機の熟するを待つ、而して彼我政府の舉措、共に戰備に汲々たるものゝ如く、今や危機關一髮を容れず、清國に在りては日露の開戰を假定し、頻りに之に参加すべく、軍事の準備國際の交渉を累ねつゝあり。又韓國京城には、日、露、英、米、佛、伊各國の水兵陸續として入り、仁川港には、此等各國の軍艦碇泊して互に相睨視せるものゝ如し。我政府が再考通牒として、露國の第二對案に對する第二修正を提出して約旬、日露國の回答未だ至らず。二十一日、小村外務大臣は參内して回答督促の旨を奏上し、二十二日、復た參内し、翌二十三日、栗野公使に訓電し、我再考通牒に對する露國の回答が、略ぼ如何なる性質の者にして、又其回答は何日頃に交付せらるべきやを、ラムスドルフ伯に問はしむ。栗野公使は直に同伯を訪ひし

に伯は單に或る點に關して同意し難き者ありと答へしのみ尋いで廿六日小村外務大臣は栗野公使をして重ねてラムスドルフ伯に會見し、現下の局勢を此上に遷延せしむるは益々事を重大にする所以に過ぎざれば、速に露國の回答に接せんことを切望する旨を開陳し、且つ之が回答期を問はしめぬ。ラムスドルフ伯は我栗野公使に答へて曰く「陸海軍兩大臣及び他の關係官は、時局問題討議の爲め、廿八日を以て會合し、其決議を皇帝に上奏して裁可を請ふべき豫定なり云云」又「日本に對する回答の期日は之を確言する能はざるも、甚しき遅延なかるべし」と伯は更に、日本が多數の軍隊、軍器、及び軍需品を韓國に派送するが如き風聞あり、之に關し何等かの説明を聽かれ得べきやと問ふ。栗野公使は此等の事實を知らざるが故に、何等の説明を爲し得ざるを遺憾とすと答へたり。伯亦た附言して曰く「兩國が誠實に商議を繼續しつゝある間に、日本が斯の如き行動を爲さんには、甚だしき悪感を與ふることを免れざるべし」と栗野公使は直に我外務省に此の如き事實ありや否やを照會したり。廿八日、小村外務大臣は直に栗野公使に訓電して、速にラムスドルフ伯に會見し、事實日本が近來韓國に軍隊を派遣したること、毫も之れなき旨を告げ、更に同伯に問ふに、露國軍隊が韓國々境に集中せられつゝありとの報、果して眞なりや否やを問はしめ、且つ我提案に對する露國回答期の指示を求めしめぬ。此日栗野公使はラムスドルフ伯

を訪ひ、我國が多數の軍隊、軍器及び軍需品を韓國に送るの事實にあらざるを告ぐ、同伯は其説明に満足せり。栗野公使は更に本國政府の訓電に依り、韓國境上に於ける露國軍隊の集中果して事實なりやと問ふ。伯は之を信せずして、此種の新聞報道は頗る遺憾とすべしと答へたり。公使は進んで此日、露國陸海軍大臣及び關係官が時局の爲めに會合して、大臣會議を開かれたる議決如何を問ふ。伯は大臣會議の結果は、議決として之を皇帝に奏上する者にあらず。關係大臣に於て、各自日露協商の件に就き、皇帝に引見せらるゝ者なるが故に、謁見の後にあらずれば、何事も確言するを得ず。と答へたり。又伯はアレキシス大公及び海軍大臣は二月一日、陸軍大臣及び伯自身は、二月二日に皇帝に謁見すべきことを告げ、隨つて該二日には、露國の回答をアレキセーフ總督まで送致することを得るならんと附言せり。栗野公使乃ち告げて曰く「世上各種の風説あり、現狀の遷延は實に望ましきのみならず、寧ろ危険に屬するが故に、該豫定時日の以前、速に回答の送付を得べき様、特別の措置を執られんことを望む」と。伯答へて曰く「現下の狀勢は知悉すと雖、謁見の時日現に確定せり。今之を變換するに由なし」と。斯の覆電、二十九日外務省に達す。小村外務大臣因て直に參内伏奏する所ありき。斯くて翌三十日、更に栗野公使に訓電し、ラムスドルフ伯の指定せる二月二日を以て、果して回答に接し得べきや、若し確實ならずとせば、回答期は何の日にあり

やを問はしむ。栗野公使は三十一日の夕、ラムスドルフ伯を訪ひしに、伯は「自分は現下の時局の重大なるを十分に領得し、又可成速に回答を發することを確に希望し居れり。然れども問題は頗る重大なるが故に、輕々に處斷せらるべき者にあらず。如之關係各大臣及びアレキセーフ太守の意見を調和せしむるの必要ありしが故に、自から此の如くに遷延せり。今日に於て回答發送の期日を正確に告ぐる能はず、何となれば此事たる全然皇帝の聖斷に依る者なればなり。」と答ふ。斯の如くにして我第二修正案に對する露國の回答は、何の日に發送せらるべきや、殆ど要領を得ず。是に於て我政府は、最早露國が平和を愛好するの誠意なきを看取し、遂に妥協に望を絶ち、交渉を斷絶するの已むなきに至れり。二月一日栗野公使の覆電により、桂總理大臣は閣下に伏奏せり。二日、ローゼン公使は本國政府の訓電に接し、小村外務大臣に親展書を送れり。是れ此日、露廷にては陸軍大臣クロバトキン、外務大臣ラムスドルフ伯露帝に謁見し、大臣會議の結果を伏奏したる其要領を通告したるなるべし。三日、我政府にては元老會議及び樞密院會議を開き、政府の方計は、略ぼ外交の斷絶に一決せり。翌四日臨時閣議の審査を経、御前會議を開き、以て外交斷絶の通牒を發するに決定しぬ。此日、露都に在りては、栗野公使ラムスドルフ伯の請に依り、午後八時を以て伯と會見せり。伯曰く「露國回答の要旨は、今方に之をアレキセーフ太守に發送せり。太守は之をロ

ーゼン公使に轉送せん。太守或は地方の情況を斟酌して、多少の修正を加ふることなきを保し難し、されど恐らくは變更を加へらるゝなからん」と。伯更に其私見を述べて曰へり「露國は韓國の獨立及び領土保全の原則の維持を希望すると同時に、朝鮮海峽の自由通航を必要とす。露國は欣んで出來得る限りの讓歩を爲すべし」と。雖、韓國の目的の爲め、露國の利便せらるゝを欲せず、且つ又日露間に良好の關係を確立するが爲めには、兩國の合意を以て、極東に於ける兩國の直接勢力と行動との範圍に對し、其間に緩衝地帯を設定するの有利なるを信ず」と。由是觀之、既にアレキセーフ太守に發送せられしといふ露國回答の要旨、固より彰明較著復た疑を容れず。

二月五日是れ日露國交斷絶の日なり。日本政府が耐へ難きに耐へ、忍び難きに忍びて、荏苒此日に至りし極東時局の解決は、將に砲火の間に裁定せられんとす。此日各大臣は參内して外交斷絶の處斷を奏上す而して、遞信省は先づ外國電報暗號禁止の省令を發せり。午後二時小村外務大臣、外交斷絶の通牒及び之に關する訓令を栗野公使に傳ふ。左の如し。

現下の時局を此上遷延せしむることは、忍容すべきに非ざるを以て、帝國政府は懸案の談判を斷絶し、露國の爲めに侵迫せられたる我地位を防衛し、并に我權利及び利益を保護せんが爲め、必要と認むべき獨立の行動を取るに決したり。依て貴官は本電接手次第、左

の公文を露國外務大臣ラムスドルフ伯に送附せらるべし。

日本皇帝陛下の特命全權公使なる下名は、本國政府の訓令に遵ひ、露國皇帝陛下の外務大臣閣下に對し、左の通牒を爲すの光榮を有す。

日本皇帝陛下の政府は、韓國の獨立、領土保全を以て自國の康寧と安全との爲めに緊要缺ぐべからざるものなりと思惟す。故に如何なる行爲たるを問はず、苟も韓國の地位を不安ならしむるものは、帝國政府に於て、之を看過する能はず。

露國政府が韓國に關する日本提案、即ち帝國政府に於ては、之が採用を以て、韓國存立を確實にし、並に該半島に於て、帝國の優越なる利益を擁護する爲め、緊要不可缺と思惟する提案に對し、到底妥協の望みなき修正を提出して、執拗に之を拒絶したること、並に又露國が其清國との條約及び滿洲地方に利益を有する、他の諸國に對し、累次與へたる保障の存在するに拘らず、依然該地方の占領を繼續し、爲に甚だしく侵迫を蒙れる滿洲領土保全の尊重を約することを執拗に拒否したることは、帝國政府をして、自衛の爲め、其採るべき手段を慎重に考量するの己むを得ざるに至らしめたり。

露國に於て了解し得べき理由なくして、屢次回答を遷延し、加ふるに平和の目的とは調和し難き軍事的活動を爲せるに拘らず、帝國政府が現交渉中、用ひたる耐忍の程度は、其露國政府との關係より、將來誤解の一切の原因を除去せんことを忠實に希望したることを十分證し得て餘りありと信ず。而も帝國政府は、其盡力の結果、帝國の穩當且つ無私なる提案若くは、絶東に於て、鞏固且つ恒久の平和を確立するに近き、如何なる他の提案に對しても、露國政府の同意を得ることは、毫も其望みなきを領得したるが故に、現下の徒勞に屬する談判は、之を斷絶するの外、他に選ぶべき途を有せず。帝國政府は、右の一途を採用すると同時に、自ら其侵迫を受けたる地位を鞏固にし、且つ之を防衛する爲め、並に帝國の既得權、及び正當利益を擁護する爲め、最良と思惟する獨立の行動を採ることの權利を保留す。

此電命を發せし時、大臣は、「公使は外交斷絶の通牒を爲すと同時に、公使館員を率ひ、露都を撤退する旨を、露國政府に通牒すべし」と訓令せり。翌六日、小村外務大臣はローゼン公使を訪問し、茲に公使の爲に最も悲むべき第十六回會見を爲し、外交斷絶の通牒を手交せり。會見の後、大臣は參内奏上しぬ。此日午後四時、栗野公使は、ラムスドルフ伯に會見し、茲に外交斷絶の通牒及び露京撤退の通牒を提出せり。其撤退の通牒に曰く、

日本國皇帝陛下の特命全權公使なる下名は、本國政府の訓令を遵奉し、全露西亞國皇帝陛下の外務大臣閣下に對し、茲に左の通告を爲すの光榮を有す。

日本帝國政府は、露西亞帝國政府との關係上、將來の紛糾を來すべき各種の原因を除去せんが爲め、有らゆる和協の手段を盡したるもその効なく、帝國政府が極東に於ける、鞏固且恒久の平和の爲めになしたる正當の提言、並に穩當無私なる提案も之に對して當に受くべきの考慮を受けず。従て露國政府との外交關係は、今や其價值を有せざるに至りたるを以て、日本帝國政府は其外交を斷つことに決定したり。

下名は更に本國政府の命に依り、來る……日を以て、帝國公使館員を率ゐる露京を引揚ぐるの意思あることを、茲に併せてラムズドルフ伯に通告するの光榮を有す。

斯くて公使は十日を以て、館員及び留學生を率ゐる露京を退去することゝなれり。

我政府は、二月五日、國交斷絶を決定して、之が通牒を東京駐紮の露國公使及び露都駐在の我公使に通告せしと同時に、陸海軍に出師を命令し、急遽開戦の準備を爲せり。是に於て極東の外交界は俄然として活氣を呈し來り、世界の視線は悉く極東の天地に注がる。而して累年鬱結して露國の暴横を憤り、我政府の對露政策を痛慨せし國民は、欣然として政府の決意を贊し、國民後援の責務は自から進んで之を執ることを聲明し、政黨及び在野の志士は互に政府の爲に謀るに至り、所謂舉國一致、官民和協の實を示し、正義に依り正當の防衛を企つ、皇天我國家に慶福すべきは、上下共に信じて疑はざりし所なり。六日、我聯合艦隊司令長官海軍中將東郷平八郎は、麾下の艘艦堅艦數十隻を率ゐ、軍容堂々佐世保軍港を抜錨して征途に上れり。聯合艦隊驚天動地の大活劇は、以下本紀に入りて之を叙せん。

日露海戰記本紀

第一編 戰勢決定時代 (第一期)

第一章 日露海軍力の比較

第一節 日本海軍の實力

日露國交の斷絶は已むを得ざるに出づ、然れども我に實力の備ふるなくんば、國交斷絶も價値なき一場の空想に終らざるを得ず。今三十七、八年に於ける日露兩軍海戰の跡を叙するに際し、先づ其開戦以前に於ける兩國海軍の實力を計算比較せん。是れ兩者が充然相下らざりし所以と、其の勝敗の理由とを明らかならしむるに於て、無限の興味と教訓とを與ふべきなり。先づ日本艦隊の勢力實質を擧げん。

戰艦	朝日	一五、四四三噸	戰艦	八島	一二、五一七噸
戰艦	三笠	一五、三六二	裝甲巡洋艦	磐手	九、九〇六
戰艦	初瀨	一五、二四〇	裝甲巡洋艦	出雲	九、九〇六
戰艦	敷島	一五、〇八八	裝甲巡洋艦	常盤	九、八五五
戰艦	富士	一二、六四九	裝甲巡洋艦	淺間	九、八五五

第一章 日露海軍力の比較

水雷母艦	砲艦	砲艦	砲艦	砲艦	砲艦	砲艦	砲艦	砲艦	砲艦	砲艦	砲艦	海防艦	海防艦	海防艦	海防艦
豐橋	宇治	愛宕	鳥海	摩耶	赤城	大島	磐城	天城	築紫	平速	海門	大和	葛城	武藏	
四、一二〇	六四〇	六二二	六二二	六二二	六二二	六四〇	六六七	九二六	一、三八〇	二、一八五	一、三六七	一、五〇二	一、五〇二	一、五〇二	
驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦	驅逐艦
東雲	叢雲	朧	漣	曙	電	雷	霞	曉	朝潮	白雲	朝霧	村雨	速鳥	春雨	
三三二	三三二	三四一	三四一	三四一	三四一	三四一	三六三	三六三	三七二	三七二	三七五	三七五	三七五	三七五	

巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦	裝甲巡洋艦	裝甲巡洋艦
音羽	秋津洲	新高	對馬	高千穂	浪速	松島	橋立	殿島	吉野	高砂	千歲	笠置	吾妻	八雲		
三、〇四八	三、一七二	三、四二〇	三、四二〇	三、七〇九	三、七〇九	四、二七八	四、二七八	四、二七八	四、二二五	四、二二七	四、八三六	四、九七八	九、四五六	九、八〇〇		
海防艦	海防艦	海防艦	海防艦	海防艦	通報艦	通報艦	通報艦	通報艦	裝甲海防艦	裝甲海防艦	巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦	巡洋艦
天龍	高雄	比叡	金剛	濟遠	龍田	千早	八重山	宮古	扶桑	鎮遠	千代田	須磨	明石	和泉		
一、五四七	一、七七八	二、二八四	二、二八四	二、四八一	八六〇	一、二五〇	一、六〇九	一、八〇〇	三、七七七	七、三三五	二、四三九	二、八〇〇	二、八〇〇	二、九六七		

驅逐艦	夕霧	三三二	驅逐艦	陽炎	二七九
驅逐艦	不知火	三三二	驅逐艦	薄雲	二七九

以上は戰艦裝甲巡洋艦巡洋艦及び其他の軍艦なり。開戦後幾何もなく更に裝甲巡洋艦日進(七、三九八噸)春日(七、六二八)の二艦を加ふ總隻數七十六、噸數廿七萬一千九百五十噸、他に八十餘隻の水雷艇あり、實質勢力共に艦隊の一勢力たり、而して六隻の戰艦は勢力威力共に甚だしき懸隔を見ず、共同の運動及び戰艦の行動に於て殆ど軒輊する所なし。特に四艦は近時最も進歩せる構造に據れる者にして、艦體の堅牢にして操縦に利便なる、備砲の怖るべき威力ある、優に世界に雄視するに足るものあり。富士、八島の二艦は稍劣れるが如きも、實力に於てはさして、他の四艦に譲らず、而して裝甲巡洋艦の諸艦に在りても、最も近年の建造に係り、悉く同一造船所の製作に屬せずと雖、構造、備砲、速力、排水量等略ぼ相等しく、日進、春日の二艦を除けば、他は殆ど同一勢力を有せると見るも太過無かるべし。日進、春日は當時に於ける他の日本各軍艦に比して最も新らしき建造に屬し、排水量に於て他の六隻に譲れりと雖、備砲の特徴、構造の新式、速力の快走、齊射の彈量の如き、寧ろ上位に在る各艦を凌ぐとも下らざるなり。八大巡洋艦は實に主力戰艦と共に、帝國海軍の主腦たり。笠置以下の四巡洋艦は、快走、高速力能く補助艦隊たる任務を遂行するに堪ふ。嚴島以下の

諸巡洋艦、艦齡稍や老いたるものなきにあらざると雖、新造輕快の者も亦た尠からず、以て僚艦の頽勢を補ひて餘りあり、備砲、彈量に至ては優に一勢力を形成せり。十九隻の驅逐艦は無數の水雷艇と共に、大膽豪勇なる日本將卒の操縦航行せしむるに適合せり。我が艦隊の外部に現はれたる勢力既に此の如し、而して此等の艦艇を統率、操縦するものは誰ぞ、多くは是れ二十七八年の日清戰役に於て、實戰を歴盡し、多大の經驗を積み來れる將卒なり。此の將卒此の艦隊を以て精銳勇武、世界に鳴るところの露國の海軍と相見えんとす。龍驤虎鬪、驚天動地の大活劇の演せらるべきは想像に難からず。

第二節 在東露國海軍之實力

帝國海軍の實力や彼の如し、之を世界列強の海軍力に比すれば、固より數等の下位にありと雖、若し之を東洋の海面に限れる世界列強の海軍力に比すれば、其の優勢強力なること疑ひなし。英、米、獨、佛、伊の各國は皆其の國運發展の必要上、競ひて其の殖民地と、居留民を保護せん爲め、可成多數の艦隊を派遣せんと欲するも、又彼等は世界の各方面に其領土若くは殖民地を有するが故に、萬一を防備するに當り、諸多の方面に互りて其の海軍力を分配せざる可からず。故に極東の方面に在りては、能く我帝國海軍と拮抗するに足るものなし。

然るに露國は極東に於て利害の關係に最も密着不離の地位に立ち、其の鬱勃たる不逞の慾望は、之を遂成せずんば已まず。既に南北滿洲の疆域に多數の軍隊を駐屯せしめ、漸次清韓兩國を壓迫し、侵略し、同時に優勢なる艦隊を派遣し、旅順口及び浦鹽斯徳の兩港を根據地とし、在東列強の上に強大なる威勢を示せり。蓋し彼の大野心を遂行せんとするに當りてや、其の愛となし、所のものは、帝國の軍備なりしに相違なし。是を以て名を利權擁護に托し、昨は陸路遙に強兵を滿洲に送り、今は海上遠く堅艦を黄海に派し、隱然滿韓を呑噬せんと擬しつゝあり、而して一面に極東平和の商議を開始し、東京、聖彼得堡の兩府に在りて、頻りに外交折衝の要議を繰返しつゝ、他面に鳴鶴江岸の築城造壘を急ぎ、又た遽に一戰艦オスラビヤ、一裝甲巡洋艦、ドミトリドンスコイ、一巡洋艦アウロラを東航せしめたり。以て如何に露國が對極東政策、即ち日本擧府主義に苦心せるかを想見すべく、彼が在革協商を遲延滯滞せしめしものも、其の眞意は戰備の充足に在りと推測し得べし。請ふ吾人をして露國が極東に有せる海軍力を査覈せしめよ、彼は當時未だ日本海軍を凌駕するの域には達し居らざりしも、明らかに在東列強の上位を占有せしものなり。

戰艦	ツエザレウイッチ	一二、九一二噸	戰艦	ペレスウキット	一二、六七四噸
戰艦	レトウキザン	一二、九〇三	戰艦	ボヘーダ	一二、六七四

戰艦	ホルターフ	一〇、九六〇	裝甲海防艦	グレミヤンチー	一、四九二
戰艦	ペトロパウロスク	一〇、九六〇	海防艦	ラスボニツク	一、三三四
戰艦	セバストポリー	一〇、九六〇	海防艦	ヂギツド	一、三三四
裝甲巡洋艦	グロムボイ	一二、三五九	海防艦	サビヤカ	一、二二六
裝甲巡洋艦	ロシヤ	一二、一九五	砲艦	マンチウール	一、二二四
裝甲巡洋艦	リユーリック	一〇、九三六	砲艦	コレーツ	一、二二三
裝甲巡洋艦	バヤーン	七、七二六	砲艦	ギリヤーク	九六三
巡洋艦	フリヤーグ	六、五〇〇	砲艦	シウーチ	九五〇
巡洋艦	バルラダ	六、七三一	砲艦	ポーブル	九五〇
巡洋艦	デアアナ	六、七三一	砲艦	フサードニツク	四〇〇
巡洋艦	アスゴリツド	五、九〇五	砲艦	ガイダマーク	四〇〇
巡洋艦	ボカチール	六、六七五	水雷母艦	アムール	二、五九〇
巡洋艦	ノーウキツク	三、〇八〇	水雷母艦	エニセイ	二、五九〇
巡洋艦	バヤーリン	三、二〇〇	驅逐艦	ブトルヌイ	三五〇
裝甲海防艦	オトウアズスイ	一、四九二	驅逐艦	ボエウオイ	三五〇

驅逐艦	ブチーテリヌイ	三五〇	驅逐艦	シリヌイ	二四〇
驅逐艦	ウヌシテリヌイ	三一五	驅逐艦	ラジアシチー	二四〇
驅逐艦	ウイノスリウイ	三一五	驅逐艦	ラストロブヌイ	二四〇
驅逐艦	ウニマテリヌイ	三一五	驅逐艦	ストラシヌイ	二四〇
驅逐艦	グロヅラーイ	三一二	驅逐艦	ストロイヌイ	二四〇
驅逐艦	ウラストヌイ	三一二	驅逐艦	ストロジエウイ	二四〇
驅逐艦	レーテナントブラコフ	二五〇	驅逐艦	ステレグシチー	二四〇
驅逐艦	ベスポシチアドヌイ	二五〇	驅逐艦	セルヂーツイ	二四〇
驅逐艦	ベズストラシヌイ	二五〇	驅逐艦	ヌメルルイ	二四〇
驅逐艦	ベズシウムヌイ	二五〇	驅逐艦	スコールルイ	二四〇
驅逐艦	ボイキー	二五〇	驅逐艦	スタートヌイ	二四〇
驅逐艦	レンテリヌイ	二四〇			

以上合計五十七隻、總噸數十九万九千九百九十八噸あり、外に優強なる水雷艇二十餘隻を有せりと稱せらる。日本軍艦が稍や老朽に屬して、員を充たすに過ぎざるものあるに比すれば、いづれも勇健なる艦艇なりと認めらる。但だ艦型、速力、備砲、炭載量、齊射彈量等に於て、多少

整備統一を欠けるものありと雖、堂々二十万噸に近き大艦隊を有す、列強の畏怖するもの其故なきにあらざるなり。若し夫れ艦型の得失、構造の強弱、備砲の整否等に就て、専門的智識を以て仔細論評せんことは、其必要なにあらざると雖、今は之を詳述するの餘白を有せず、又た本記の深く立入る可らざるの範圍に屬するを以て之を省略し、唯兩國海軍力の大体に就て比較論評する所あるべし。

第三節 日露海軍の比較

日露兩國の海軍力は、數字上に於て既に明に日本海軍の優勢なるを認むるを得べし。されども、猶進みて數量形體の以外に於て、艦隊の爲に最も重要な價值を有する海軍根據地に就て檢せざる可らず。日本は其根據地として自家の要港を使用するに於て、多大の利便を有す。各處の船渠は新式器械を以て完全に設備され、如何なる階級の軍艦をも、之を建造し且つ之を修理するに堪へたり。之に反して露國は、工場、器械、船渠等の設備、未だ全く普通の修理を行ひ、以て其艦隊を維持するに適せず。又戰闘に於て必然生ずべき損害に對し、之を修復する充分の材料を備へず。旅順口の船渠は、尙ほ全部完成に至らざるものにして、浦鹽斯德の船渠は、冬季結氷の鎖ざす所となるべし。更に艦艇の補助たるべき商船の數に於

て露國は到底日本の多數の商船が輸送任務に従事して餘りあるか如くなる能はず。殊に戦争に資する諸材料の供給輸送の如きは日本の最も有利なる所にして、露國が西比利亞鐵道の單線によりて能く其補充を全うすることを得べしと考ふる如きは一場の夢想に過ぎず。交戦長日月に亙らば、必ず艦隊の修復、補充に於て大に不便を感すべきは勿論なり。此點に於て露國が日本に劣れること亦甚だ明かなり。

更に乗員に就て考察するに日本海軍の將士が清國との戦争に於て現したる技備は、既に世界海軍専門家の齊しく驚歎する所なり。その勇氣、その技能及び其方畧、殊にその忠君愛國の大精神に富めることは、帝國々民の先天的特性にして殊に海軍々人の常に涵養して怠らざる所なり。而して一旦急あるにあたりてや、煥然として斯の精神の發揮せられ、好良なる成績を表現しつゝあるは是れまた掩ふ可らざる事實にして古來歴史の證明せる所なり。倫敦タイムズ通信員の評せるが如く、『日本の海軍兵學校は兵學校中の標本なり。軍艦は常に其の演習を絶たず水兵は熱誠と愛國との強烈なる思想を以て鼓吹さる、彼等は又既に戦争の嚴酷なる試験を経て、その勝利の經驗より得來れる、相互間信頼の念を有せり』と而して露國の將校兵員に就て、又彼の論する所を引用すれば、曰く『露國の將卒は全然戦争の經驗を有せず。その練習は専らバルチックに於てのみ行はれたるを以て、事情自ら可な

ること能はざるべしと、又た曰く、其軍艦内の規律は良好にし兵員また稍々射撃に通ず、然し露國の將校は其任に當るや頗る銳意なり、然れども其の兵員に鼓吹する感情は薄弱にして、前甲板と後甲板との間に互に信頼せしむるに足らず之を要するに、露國の水兵を造る物質上に於ては卓絶なりと稱するを得べしと雖、其訓練と經驗とに於ては共に欠けたりといはざる可らず』と、斯る比較を對照し來れば戦局の勝敗事前に斷言するを得ん、然れども露國は由來誇張に勉め、虚勢を示すに長したるを以て、その實力、技能、手腕に至りては、世界列強何れも皆之を過重視し、却て我帝國の新進壯銳なる所の實質を測定するの明を缺きたり、故に又た戦局の推移、果して如何なるかを懸念せり、是れ亦た已むを得ざりしなり。請ふ更に實戦の結果を檢視すべく、已下各章に就て其實際掩ふ可らざる海戦の跡を見よ。

第二章 聯合艦隊の出動

第一節 出動前策源地の光景

日露外交の危機、切迫し來りて、世論亦た漸く危殆に瀕せりと傳へられたる、明治三十六年八月の頃、常には閑鷗夢暖かに、水面漣漪を湛へたりし佐世保軍港は、次第に艦艇の出入頻

二
繁を加へ來れり。九月中旬佐世保鎮守府は突然佐世保各新聞社に命じ、艦艇の動靜を記載するを停止せり。その後日を経るに隨ひ、艦艇の來往益々其數を加へ、形勢何となく平常に異れり。嘗て二十七八年役と北清事變とに、我海軍の策源地として要鎮たりし佐世保軍港は、今又た世人の注意を喚起し、往昔の記憶を新にせしめんとす。已にして三十七年の新春は至れり、幾多疑懼不安の念に驅られたる國民は方に屠蘇の香に酔へり、而して佐世保軍港に集中せられたる各艦艇は、新年の起頭より出動航行し、竹敷要港、伊萬里灣、島原灣及び五島列島の間に投錨假泊し、演習訓練に寧日なきもの無慮百餘隻に及ぶ。就中、佐世保軍港内に在りては、既に所屬の戰團艦初瀬、敷島、裝甲巡洋艦出雲、磐手、巡洋艦笠置、松嶋、秋津洲、須磨、海防艦濟遠、通報艦宮古、砲艦磐城、大島、鳥海、海門あり、横須賀軍港より來りしは、戰團艦朝日、裝甲巡洋艦八雲、巡洋艦高千穂、浪速の諸艦、砲艦平遠、水雷母艦豐橋等、吳軍港より來れるは、戰團艦富士、八島、裝甲巡洋艦淺間、常盤、巡洋艦高砂、吉野、明石、通報艦龍田等、舞鶴より來りしは、戰團艦三笠、裝甲巡洋艦吾妻、巡洋艦千歲、對馬、通報艦千早等、又た各鎮守府より馳せ集まりし驅逐艦は、雷、電、龍、漣、曙、朝潮、白雲、春雨、村雨、速鳥、朝霧、之に佐世保、竹敷に常在せる曉、霞、薄雲、東雲、叢雲、不知火、陽炎等十九隻を合して、總計實に六十餘隻の多きに上れり。外に各地より來集せる、水雷艇五十餘隻あり。加ふるに數十隻の汽船は、鎮西の一角に集合を命せら

れ、さしもに廣き東洋隨一の大軍港も、此等の艦船艇を以て充滿せり。大小の煙突不斷に煤煙を吐き、林立せる橋頭日夕旌旗を翻す、出てゝは五島列島の間に實彈射撃を爲し、時に遙に玄海の洋面に演習しては集まりて伊萬里灣内に假泊し、時に南方遠く島原灣に入りては、天草灘に實彈を投射す。其の間入ては艦體武器の補修に寧日なし。一月十四日に至れば豫期せられたるが如く、海軍豫備兵召集の動員令は下れり。佐世保軍港に來集せる艦船艇壹百餘隻は、何れも糧食の補給、炭載等に忙劇を極め、鎮守府構内及び波止場附近の雜踏繁昌、開府以來未曾有の盛觀たり。時に春寒料峭、凍風砲口に吼え、殺氣漠々として滿港を蔽へり。二月一日各艦艇皆港内に寄泊す。此の日佐世保軍港の東北に聳ゆる、烏帽子岳の頂上に於て、艦隊聯合大運動會を催す。武術の競技、各種の遊戯あり、幾千の將卒各胸襟を披き、豪懷雄情歡娛を盡す。千歲副長伏見宮依仁親王、八雲分隊長山階宮菊麿王、三笠分隊長伏見宮博恭王殿下よりは酒肴を下賜せられ、將卒深く感激す。當時海軍將卒も國民も皆共に戰爭の避く可らざるを期待し、勇壯踴躍骨鳴り肉躍るの概ありしも、佐世保各新聞を始め全國各地より來集せる軍事通信者は皆軍機の秘密を守りて敢て之を報道せざりき。同月四日各艦艇は機關の爐中に至急點火する事となれり。頃日來一切上陸を禁止せられたる各艦艇乗組員は、五日突然命を受く、曰く、佐世保に家族を有する者に限り、午後八時より上陸を許

すを以て、必ず午後十時迄に歸艦すべしと、幾多の想像は事實となり、幾多の希望は實現せられんとす。乗組員の上陸するもの引きも切らず、各其假寓又は宿所に赴き、家族知己に會して告別の宴を張れり。然れども時間は短し、情は盡きず、されば此夜に限り、日頃巖しき鎮守府の衛門も、其首途を祝する家族のためには、自由に出入を許されたり、如月の暮夜風寒ふして月暗し、幾千の婦女童兒等は、手に手に提燈を携へ、奉公の念に其身を忘れ、義勇の心に家をも思はぬ、良人親父を扼しつゝ、端舟を賃して、其所屬艦艇に見送れり。光景悲壯なり。此日愛國婦人會總裁閑院宮妃智恵子殿下は、同會幹事濱尾さく子等を佐世保に差遣し、親しく艦隊を慰問せしめ、風雲穩かならぬ昨今、各自身心を愛護し、折角國家の爲に奮勵せられんことを望むとの旨を傳へさせらる。此日陸軍少將木越安綱は大村なる歩兵第四十六聯隊、及び福岡なる歩兵第二十四聯隊を率ゐて出征の途に就き、早岐勝磯の浦より將校を數艘の團平船に乗せしめ、自ら小形蒸氣船に塔乗して之を率ゐ、佐世保軍港内に碇泊せる運送船に乘込み、數千の歩兵は面高方面に行軍演習を爲すと稱し、日宇村より潜みて運送船に乗りつゝありとの風説さへ傳はれり。そも此の二月五日はいかなる日ぞや、時の外務大臣男爵小村壽太郎が在露全權公使栗野慎一郎に國交の斷絶を電命し、飛報一過してアルタイ山を越へ、西の方バルチックの濱頭に落ちたるの日なり。帝國海軍は實に此日を以て、始

て、公々然國家が執る所の自由なる行動を現實にせしめんとす。

第二節 聯合艦隊編制成る

佐世保軍港に集中せる、各艦船艇を始め、各軍港、及び要地に碇泊又は通航せる我が全艦隊は、何人の統率に繫りしぞ、これなん今次の戦役に驍勇威名遺憾なく發揚せられて、英國のネルソン將軍と對稱せらるゝに至りし、海軍大將東郷平八郎其人なり。開戦の當初東郷大將は、尙中將にして、我北門の重鎮たる舞鶴鎮守府司令長官の職に在りたるが、擢でられて聯合艦隊司令長官に任せらる。四面環海の帝國は自を守ると共に進んで敵の港灣を壓迫し、其艦隊を撃破し、海上の實權を把握せざる可らざるなり。當時旅順口并に浦鹽斯德に集合せる露國太平洋艦隊は、露國全艦隊の精銳にして、以て、東洋の諸邦を制し、以て在極東の列強の勢力を壓せんとす。今や我國は此の強力を有する露國に對して、戦を宣せんとす。我若し進むで彼を制せずんば、彼必ず來て我を打撃すべし。我海軍たるもの宜しく先んじて彼の精銳を粉齏し、極東制海の權を攫取すべし。然らずんば、百萬の大兵を滿韓の戰場に輸送する能はず。況や一朝彼に先せられ、我國却て防備守衛の境遇に遭到せば、戦局の前途、未だ意を安ずる能はざるものあるべし。故に我が海軍の成敗消長は直に皇國の存亡興廢に

一六
關す之が長官たるものゝ光榮と責務とは實に重し。我が東郷長官は如何にして此責務を盡くし、其光榮を全うせんとはしたりしぞ。其軍機戰略の秘密に渉るものに至りては、永く之を公にする能はざるも、其聯合艦隊の組織は實に下の如くにして、其作戰の如何なりしやは、以下編を重ね、章を逐ひ節を分ちて之を詳記すべし。

開戦の當初組織せられたる我が聯合艦隊は分ちて第一、第二、第三艦隊とし、之を第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、戦隊に分つ。又驅逐艦を第一、第二、第三、第四、第五の五隊に分ち、又水雷艇を二十一艇隊に區分したり、則ち第一艦隊は第一戦隊、第三戦隊、及第一、第二、第三驅逐隊、第一、第十、第十四の水雷艇隊よりなり、第二艦隊は第二戦隊、第四戦隊、及第四、第五驅逐隊、第九、第二十の水雷艇隊より成り、第三艦隊は第五戦隊、第六戦隊、第七戦隊、及第十一、第十四、第十五、第十六の水雷艇隊より成る。其他第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第十二、第十三、第十七、第十八、第十九、第二十の各水雷艇隊は別に水雷艇隊として組織せらる。即ち第一戦隊は戰艦三笠、朝日、敷島、初瀬、富士、八島の六隻より成り、三笠を以て聯合艦隊の旗艦と定め、聯合艦隊司令長官海軍中將東郷平八郎之に坐乗し、第一戦隊の司令官としては海軍少將梨羽時起初瀬を旗艦として之にあり、第二戦隊は即ち裝甲巡洋艦、出雲、淺間、常盤、磐手、八雲、吾妻の六隻より成り、第二艦隊司令長官海軍中將上村彦之丞は出雲を旗艦

として之に坐乗す、第二戦隊の司令官海軍少將三須宗太郎は旗艦八雲に在り、第三戦隊は巡洋艦笠置、千歲、高砂、吉野の四隻より成り、海軍少將出羽重遠之が司令官となり、千歲に坐乗す、第四戦隊は巡洋艦浪速、高千穂、新高、對馬の四隻にして、海軍少將瓜生外吉司令官として浪速に在り、第五戦隊は鎮遠、嚴島、松島、橋立の四隻より成り、第三艦隊司令長官海軍中將片岡七郎は嚴島を旗艦として之に坐乗す、第五戦隊は當時司令官を欠き、先任艦長大佐今井兼昌をして指揮官とす、第六戦隊は秋津洲、千代田、明石、須磨、和泉、濟遠の六隻より成る、海軍少將東郷正路司令官として秋津洲に在り、第七戦隊は扶桑、宮古、平遠、海門、筑紫、鳥海、摩耶、愛宕の八隻より成り、海軍少將細谷資氏司令官として扶桑に坐乗せり、其他通報艦龍田は砲艦赤城、大島の二艦と共に第一艦隊に屬し、又通報艦千早は、第二艦隊に、又砲艦宇治は第三艦隊に隸屬し、比叡、金剛、天龍、葛城、磐城、大和、武藏の諸艦は、特設鎮守府艦隊として各鎮守府に配屬せられ、開戦後來着せし新造艦日進、春日は、豫備艦八重山高雄と共に第三艦隊に編入せられ、又新艦音羽は第一艦隊に加へられたり、而して假裝巡洋艦香港丸、日本丸、揚武丸、臺南丸、臺中丸、關東丸、假裝水雷母艦日光丸、春日丸、熊野丸、工作船江都丸、三池丸、病院船西京丸、神戸丸等の諸船隊を附屬せり、又別に韓國鎮海灣には、防備隊を設置したり、今東郷中將以下、聯合艦隊司令官及び幕僚を列記すれば、左の如し。

- 第一艦隊 司令長官 中將 東郷平八郎 參謀長 大佐 島村速雄
- 參謀 中佐 有馬良橘 參謀 少佐 秋山真之
- 參謀 大尉 松村菊男 參謀 大尉 齊藤七五郎
- 副官 少佐 永田泰次郎 機關長 大監 山本安次郎
- 第二艦隊 司令長官 中將 上村彥之丞 參謀長 大佐 加藤友三郎
- 參謀 中佐 佐藤鐵太郎 參謀 少佐 下村延太郎
- 參謀 大尉 飯田久恒 參謀 大尉 山本英輔
- 副官 少佐 舟越楫四郎 機關長 大監 山崎鶴之助
- 第三艦隊 司令長官 中將 片岡七郎 參謀長 大佐 中村靜嘉
- 參謀 中佐 岩村團次郎 參謀 少佐 松本直吉
- 參謀 大尉 横山傳 副官 少佐 高橋雄一
- 機關長 大監 齋藤利昌
- 第一戰隊 司令官 少將 梨羽時起 參謀 少佐 塚本善五郎
- 第二戰隊 司令官 少將 三須宗太郎 參謀 少佐 松井健吉
- 第三戰隊 司令官 少將 出羽重遠 參謀 少佐 山路一善

第四戰隊 司令官 少將 瓜生外吉 參謀 少佐 森山慶三郎

第六戰隊 司令官 少將 東郷正路 參謀 少佐 吉田清風

第七戰隊 司令官 少將 細谷資氏 參謀 少佐 西 禎藏

第五戰隊は、當時司令官欠員にして、先任艦長大佐今井兼昌指揮官となり、全隊の作戰計劃は、第三艦隊司令官片岡中將其幕僚をして之を輔けしめたり。後ち海軍少將山田彦八之に任じたり。

驅逐隊及び艇隊指揮官は左の如し。

- 第一驅逐隊 司令 大佐 淺井正次郎 第四艇隊 司令 少佐 白石直介
- 第二驅逐隊 司令 中佐 石田一郎 第五艇隊 司令 少佐 内田良隆
- 第三驅逐隊 司令 中佐 土屋光金 第六艇隊 司令 少佐 三戸與十郎
- 第四驅逐隊 司令 中佐 長井群吉 第七艇隊 司令 少佐 久保來復
- 第五驅逐隊 司令 中佐 眞野巖次郎 第八艇隊 司令 少佐 成富虎吉
- 第一艇隊 司令 少佐 關 重孝 第九艇隊 司令 中佐 矢島純吉
- 第二艇隊 司令 少佐 神宮司純清 第十艇隊 司令 少佐 大瀧道助
- 第三艇隊 司令 大尉 有馬純位 第十一艇隊 司令 少佐 武部岸郎

- 第十二艇隊 司令 少佐 山田 享 第十七艇隊 司令 少佐 下村亮太郎
- 第十三艇隊 司令 少佐 菅 哲一 郎 第十八艇隊 司令 少佐 齊藤 金六
- 第十四艇隊 司令 少佐 櫻井 吉九 第十九艇隊 司令 少佐 河瀬 早治
- 第十五艇隊 司令 少佐 下條小三郎 第二十艇隊 司令 少佐 荒川 忠吾
- 第十六艇隊 司令 少佐 若林 欽 第二十一艇隊 司令 少佐 江 副武 靖

第三節 聯合艦隊佐世保出港

戰雲既に急なり、出師の備全く成れり。二月五日午後三時、東郷聯合艦隊司令長官は上村第二艦隊司令長官以下、各戰隊司令官、驅逐隊及艇隊司令、並に各艦船長幕僚等を旗艦に召集し、軍議を開く。曰く、此日軍令部より露國との國交竟に斷絶し、愈々我國は自由行動を執ることゝなれり、との報あり。茲に大命を奉して百戰百勝の作戰計劃を策立せざる可らずと。乃ち一同御眞影に最敬禮を表し、然る後全員心膽を挫きて議を凝し、遂に夜を徹して、曉に及ぶ。要は先づ黃海及び韓海に在る露國艦隊を撃破し、尋で浦鹽斯德を衝き、以て露國太平洋艦隊を殲滅し、遼東半島及韓國より日本海に互る海上權を制馭するにあり。議成り、東郷長官起ちて天皇陛下萬歳を三唱し、尋で聯合艦隊の萬歳を呼ぶ。衆之に和し、茲に祝盃を舉

ぐ、滿艦の將士意氣軒昂し、士氣大に振ひ、眼中既に敵艦無し。特に東郷長官が鞠躬如として、虞みて御眞影の御覆を掩ひ奉りたる時の動作は、眞に一種無限の靈氣を感孚したるものゝ如くなりしと云ふ。

大元帥勅語

朕ハ東洋ノ平和ヲ以テ、朕ガ衷心ノ欣幸トスル所ナルガ故ニ、清韓ノ兩國ニ關スル時局ノ問題ニ、朕ガ政府ヲシテ、昨年来露國ト交渉セシメタリ。然ルニ露國政府ハ、東洋ノ平和ヲ顧念スル誠意ナキ事ヲ、確認セシムルノ止ムヲ得ザルニ達シタリ。蓋シ清韓兩國領土ノ保全ハ、我日本ノ獨立自衛ト、密接ノ關係ヲ有ス。爰ニ於テ、朕ハ朕ガ政府ニ命シ、露國ト交渉ヲ斷テ、我獨立自衛ノ爲メニ、自由ノ行動ヲ執ラシムル事ニ決定セリ。朕ハ卿ノ忠誠勇武ニ信賴シ、其目的ヲ達シ、以テ帝國ノ光榮ヲ全クセン事ヲ期ス。

東郷長官奉答電文

優渥ナル勅語ヲ下シ賜ハリ、臣等感激ニ堪ヘズ。臣ハ麾下ノ將卒ト共ニ、本日佐世保軍港ヲ發シ、聖旨ヲ奉體シテ、犬馬ノ勞ヲ盡シ、以テ聖恩ノ万分ノ一ヲ報セン事ヲ期ス。出師ニ臨ミ、誠恐誠惶謹テ奏ス。

六日の空は、快く晴れ渡り、春寒の潮風は却て將卒の意氣を熾ならしむ。滿港の艦船艇百餘隻は、各其部署を定めらる。午前八時の頃より、各艦艇長は乗組全員を其船艇内に集めて前日照はりし勅語を捧讀し、悲壯慷慨の訓示を爲せり。應て聯合艦隊旗艦三笠の前部檣頭には、司令長官旗翻々と翻へり、今日しも朝暎一段に鮮に、爽氣山海に滿つ。午前九時卅分、豫定の如く出港準備は成れり。三笠の後檣「ヤード」には出港の信號旗は揚りぬ。各艦隊は錨を抜けり。同九時四十分、第一驅逐隊白雲、霞、朝潮、曉は先發す。續いて第三戰隊笠置、千歲、高砂、吉野、第二驅逐隊雷、電、龍、曙、第三驅逐隊薄雲、東雲、漣、第四驅逐隊速鳥、春雨、村雨、朝霧、第五驅逐隊陽炎、不知火、叢雲、夕霧の各艦出動せり。之に續いて水雷艇隊は、母艦春日丸、日光丸に伴はれて出づ。尋で午前十一時四十分、第二戰隊出雲、吾妻、八雲、常盤、磐手は通報艦千早を率ひて出港し。午後一時、第一戰隊三笠、朝日、富士、八島、敷島、初瀬の六大戰艦は、通報艦龍田を具して出動せり。漸く後れて、三時四十五分、第四戰隊浪速、高千穂、新高、對馬は、陸軍第一軍最先鋒なる歩兵第二十三旅團長陸軍少將木越安綱の率ゆる、大村福岡の兩聯隊の將卒數千を搭載せる運送船大連丸、小樽丸、平壤丸の三隻を護送して出航す。第二戰隊の淺間艦は、特に命を受け、て第四戰隊と共に、護送の任に當り、第十四艇隊眞鶴、千鳥、第九艇隊雁、蒼鷹、鶴燕の各水雷艇之に従ふ。砲艦大島も、亦た通報の任を帯びて同航す。斯の如く朝來暮刻に至るの間、大小各

艦船艇、舳艫相啣み、て解纜す。佐世保鎮守府司令長官海軍中將鮫島員規は、麾下幕僚を從へ、涼艇に乗して港外に見送る。鮫島長官夫人峰子は、海軍將校夫人を伴ひ、海兵團軍樂隊を搭せる。涼船佐世保丸に乗して、囑咐たる奏樂の裡に、各艦船艇の間を巡航して、其行を壯にする。又佐世保鎮守府各艦團部隊所屬軍人軍屬等は、端艇に乗じ、又は陸岸各所に在りて、帽子を翻し、ハンカチーフを打振り、其行を送り、別意を表す。旌旗檣頭に翻り、煤煙天に漲り、萬歳の聲幾度か湧き、艦艇幾十隻、前後して進發す。軍容堂々、英氣颯爽、砲門未だ開かず、劔戟未だ軋らず、勝算己に定まれり。

第四節 艦隊部署と首途の拿捕

二月六日、各艦隊は勇しく佐世保軍港を出動す。海上多少の風波ありしも、さしたる障礙なし。先發隊は薄暮、對馬海峡を遙か右方に眺めつゝ、夜に入る。戦闘準備を整へ居る事として、舷燈を點せず。各艦艇肅々進航し、唯其濤を截る聲と機械の響とを聞くのみ。明ければ二月七日午前四時頃、長竹水道に假泊せしもありしが、午前十時、韓國西南沿岸に浴ふて北航し、八口浦に到れり。旗艦三笠を始め、各艦船艇皆集合せり。是より先、片岡中將の率ゐたる第三艦隊は、久しく吳軍港にありて、瀬戸内海に實彈射擊演習を爲し居りしが、二月四日午後、同軍

港を出動し、麾下各戦隊を對馬竹敷要港に集合し、先づ韓國鎮海灣に至り、以て敵の旅順艦隊と浦鹽艦隊との連絡を斷つ可く、對馬東西兩水道警戒監視の任に當れり。附するに、四個水雷艇隊を以てしたり、午前十時半とも覺しき頃、旗艦三笠は驅逐隊を其艦側に集合せしめ、兼て決定せし豫定作戰に基き、本隊に別れて旅順及大連灣を襲撃す可く命じたり。斯て第一、第二、第三は旅順口に、第四、第五は大連灣に向ふことなれり。忽ち見る遙か後方の南方より一流船の黒煙を吐きつゝ、針路を此方に向けて來るあるを、近き見れば、是ぞ露國の商船ロシヤ號總噸數二千三百十二噸なり。臺中に命じ直ちに之を九針岩の附近に捕へしむ。東郷司令長官、各艦に報せしめて曰く、『ロシヤを獲たり』と。將卒雀躍して悦び、萬歳の聲一齊に起る。露西亞と戦ふに當り、先づ其國名の船を捕ふ、將卒の欣喜宜なり。是より先、我第三艦隊の鎮海灣を占領したる二月六日の夜、釜山沖にて糧食彈藥を滿載せる、露船エカテリノスラウ(噸數五千六百二十七噸)ムクデン(噸數一千五百六十七噸)を拿捕し、濟遠及平遠は、七日之を佐世保に護送したり、又同日シングル水道に於て、露船アルゲン(噸數二千四百五十八噸)を捕獲したり、一彈を費さず一兵を損せず、先づ敵船四隻を捕獲す。我が海軍前途の福祉と成功とは豫めトすべきなり。

斯くて七日午後一時、木浦沖に至る。此時敵狀偵察の爲め、五日策源地を發して旅順方面に向ひたる明石艦が來り報ずる所により、敵の主力艦隊は旅順港外に集合せるを知り、又是に先ち龍田の偵察により、仁川港には敵の巡洋艦ワリヤーグ、裝甲砲艦コレートの二隻碇泊せることを確めたり。是に於て、第四戦隊司令官海軍少將瓜生外吉は、其の統率せる艦隊の外に淺間、明石の二隻を加へ、遒勁なる巡洋艦六隻を以て三隻の運送船を護送し、仁川に向ふことに決す。乃ち他の艦隊と分れ、午後四時進發す。東郷司令長官信號して曰く、『豫め其成功を祝す』と。瓜生司令官直に『好意を謝す』と答へ、快然として錨を抜けり。三笠出雲の兩旗艦よりは、雄壯なる奏樂を以て之を送り、各艦艇は齊しく登艦禮式を行ふて、其の行を壯ならしむ。出羽少將の率ゆる、第三戦隊千歳、笠置、高砂、吉野は大同江より旅順方面偵察の任務を帯びて、鎮南浦に向て發せり。而して主力隊は旅順に向ふべく、部署は定まれり。聽て錨を解いて進航す。第三驅逐隊前衛となり、戰團艦隊、裝甲巡洋艦隊を主隊とし、戰團艦隊の左側には第四、第五の二驅逐隊、其右側には第一、第二の二驅逐隊を備へ、各艦の乗員戰團配置に就き、旗鼓堂々として旅順を指して急航せり。薄暮鎮島の附近にて、全く第三戦隊と針路を異にしたる艦は何れも帝國海軍の精銳、人は何れも忠肝義膽の勇者、神壽既に成り、奇謀立るに顯れんとす。未だ戦はざるに雄風早く、黄海及韓海を壓す。

第三章 仁川港外の海戦

第一節 開戦前仁川港の彼我

日露兩國の極東保全の商議は、日を経るに従ひて頗る危殆に迫り、雞林八道風雲穩ならず、濟物浦頭物情騷然たり當時、我が居留民は、幾度か狡猾なる露國極東總督關東太守アレキセーフの恫喝に遭ひ、奸誘なる駐韓露使バロフの詭詐に欺かれ形勢不安なり、乃ち開戦の當初に於て、露國は二等巡洋艦ワリヤーク(總噸數六千五百噸)及裝甲砲艦コレーツ(總噸數一千二百十三噸)の二艦を簡派して、仁川港に碇泊せしめ居れり。然るに帝國軍艦は前年十二月中旬以降警備の任務を執りつゝありし、二等巡洋艦千代田(總噸數二千四百三十九噸)の一隻のみ、彼我の勢力、固より比すべくもあらず。又千代田の碇泊地點は、仁川阜頭を距る二哩の處にあり、コレーツと相近邇し、ワリヤークは、遙に前方港外に接して繫留せり。砲火一たび放たれば、千代田は好個の標的たらんのみ、國交斷絶に瀕せる明治三十七年の初に於ける、我千代田乗組全員の苦衷察すべきなり。况んや二月の初旬、旅順なる露國艦隊は、陸兵を搭載せる運送船を護送して、韓國に向へり、傳へいふ仁川にあらずば、必ず鎮南浦に揚陸すべしと、又韓國政府は、親露派勢力を占め、日本人驅逐の爲め、密使を旅順に送り

風説にいふ是れ借兵の要請ならんと、蓋し日露の交戦何の日に始るやも測られず、若し然る場合には、到底日本の敗戦となるべしとの豫想喧傳せられたり。千代田艦長海軍大佐村上格一は、乗組一同を集め、萬死を以て國家に殉すべきを誓ひ、假令孤弱匹敵する能はずと雖も、天晴日本男兒の義勇を示し、潔く艦と共に進退を決すべきを以てす。全員皆血を嘔りて盟誓せり。當時露艦は其優勢を恃みて我を凌ぎ、無禮の舉動多く、我一たび錨地を變ずれば、彼又た直に移動し、砲門を我に擬し、我が出動の場合の針路を遮るものゝ如し。故に千代田は一時錨地を英艦の傍に變換したり。又陸上に在りても、彼は其衆と形體の大を以て、誇り居たるものゝ如く、我が將卒の憤怒を積み重ねたる少小にあらず。是を以て、艦長は命して萬一の場合に備ふべく、外は巧に平和を裝ひ、内は切りに戦闘準備を爲し、日夜警戒を怠らざりき。良將の兵を用ふる。妄に一兵を損せず。况や一艦一艇をや、我千代田は、如何にして露艦の爪牙を脱がるゝを得たりしぞ。二月五日、國交破裂の報は、我駐韓公使の手によりて傳へられたり。待ち詫びし斷絶は事實となれり。如何にせば、彼が砲火を避け、優勢なる味方を導き、彈丸硝藥の膳羞を薦むるを得べきか。艦長村上大佐以下の心事察すべきなり。然れども、天の興へし幸運には、傲慢にして驕れる露艦未だ戦闘の準備さへなさず。置酒高會日毎に、大平樂を夢み虚榮に耽りつゝあり。六日、釜山の沖合にて、露國商船を捕獲したりとの

密電は達しぬ、扱てこそ戦端は開始せられたりと思へる内、聯合艦隊司令長官よりの命令は無線電信によりて傳へらる。曰く、『可成速かに出港準備をなし、第一地點に來れ』と、若し出港に當りて、露艦に認知せらるれば不利なり、是を以て、艦員皆其旨を諒し、靜肅に動作し、密に小蒸汽を揚載し、靜かに鎖を捲いて錨を抜き、七日の夜半、出港準備全くなれり。斯くて七日夜十二時、千代田艦は、夜陰に乗じて出港せり。此時在港中の英國軍艦は、一段其の電火を耀かして錨地を動かせり、我艦は全く舷燈を滅し、英艦を遮障として露艦に遠ざかり、緩かに艦首を廻轉し、烏羽玉の暗夜の危険を冒し、港外に出づ、敵艦毫も知らず、腥風之を送り、爛たる星辰一天に滿つ、艦員齊しく天佑を感謝し、皇運の彌々崇きを覺ゆ。

第二節 敵艦先づ砲火を開く

千代田は、仁川港を去りてより、駛走南航して八日午前十時、牙山の南方に於て瓜生戰隊と出會せり。其に仁川に於ける情勢を報ず。因て護衛せる陸兵は、之を牙山に上陸せしめんとて、午後一時運送船は牙山の沖に錨を投じたり。然ども策源地出動の當初より、仁川に露艦二隻の碇泊せることは豫知せし所なり。豪膽にして深謀に富める瓜生少將、いかで逡巡長蛇を逸せんや、乃ち意を決して陸兵搭載の運送船を擁護したるまゝ、毅然として仁川指

して急航せり。此時千代田は、先頭となり、高千穂淺間之に續き、單縱陣を作り、右側後方に運送船を従へ、其左側を水雷艇にて警護せしめ、浪速、新高、明石の諸艦之に尾して進む。八日午後四時四十分、八尾島燈臺を距る約三哩の距離に達せし時、港内にありし露艦コレーツは、全速力を以て、我艦隊に對ひ進航し來れり。而も我陸兵を滿載せる運送船に近く者の如し。瓜生司令官は毫も意とせず、浪速、新高、明石の三艦を八尾島外に止まらしめ、本隊を率ひて仁川阜頭を直指して直航す。此時我が運送船大連丸と露艦との距離約一哩に接近す。若し露艦一彈を放たば、難數千の運命未だ知る可からず、而も露艦は敢て敵對せず、想ふに我が優勢なる艦隊を見て、竟に敵すべからざるを知り、奔竄せんと企つるか、初陣の血祭争でか彼を逃がすべき、瓜生少將、命じて我が水雷艇隊を進ましむ、或は我が運送船の左側を守り、或は露艦の往く手を遮る。輕快にして敏活なる小艇は、眼中殆んど敵艦無く、之れ見よがしに旭旗を翻して、左右縱横に廻轉し、露艦をして進むことを得せしめず、是に於てコレーツは、英、米、伊、佛の艦影に潜まんとて、艦首を廻轉したり。我は左はさせじと、更に其針路を塞がんとしたれば、彼は殆んど途方に暮れたる者の如し。衆寡固より敵すべくも非ざるに、彼露艦コレーツは五月蠅しと思ひけん、我水雷艇隊を威嚇すべく發砲したり、我直に之に應じて水雷を發射す。されども彼我共に命中せず。此時淺間艦長八代大佐は、旗艦浪速に「露

艦發砲敵對行動を開始せり」と報す、瓜生司令官直に浪速、新高、明石の三隻を率ひ、敵艦目蒐けて猛進す。コレーツ其敵す可らざるを知り、走つて月尾島外に隠れ、僚艦ワリヤーグに危急を報じたり。然れども我が運送船に迫るの状なし。因て浪速、淺間、新高、明石は八尾島外に停まりて敵の航路を扼す。藪中の窮鼠、狙上の生魚、敵の命數知るべきなり。斯くて高千穂、千代田、運送船を擁護して、午後五時、仁川港阜頭に近く碇泊せり。敵艦ワリヤーグを距る僅かに一哩許なり。木越陸軍少將晝間の上陸を氣遣ひ、午後五時半より一個旅團の兵員を上陸せしめ、夜の一時頃終に之を了れり。斯る多數の兵員を、七時間に充たざる僅少の時間に揚陸せしめたる、其の技倆に至りては歎稱するに餘りあり。陸岸には我居留民並に在韓の英、米人等は或は處々に松明を焚き、或は多數の提灯を點じて盛に之を迎へ。帝國萬歳の聲、幾度か揚れり。

第三節 敵艦敗滅自爆す

我艦隊は陸兵上陸援護の任務を終りたれば、九日午前七時、瓜生第四戰隊司令官は先づ公文を敵艦ワリヤーグ艦長海軍大佐ルドネフに送り、「本日午後一時までに港外に出づべし、若し經過せば港内に於て砲火を交へん」と通告す。又同時に仁川碇泊中なる英艦タルボット、

(總噸數五千六百噸)米艦ウイックスパーク(總噸數一千噸)伊艦エルバ(總噸數八千噸)佛艦バズカル(總噸數三千九百八十八噸)の各艦長に對ひ、「事茲に到る、危害を避けられんが爲めに、其錨地を變更せられんことを望む」との旨を以てし、又一面には、在仁川各外國領事館に通報して、國交破裂し、砲火相見るに至りし所以を報じたり。斯て運送船を護衛したる高千穂、千代田は、水雷艇隊と共に敵艦の監視に當れり。列國軍艦は我司令官の通報に接し、直に各艦長會議を開き、中立港内に交戰國軍艦の碇泊するは違法なり、各艦は毫も錨地を變換するの理なし。况や港内に於て砲火を交換せらるゝが如きは、迷惑も亦た甚し、何ぞ此理あらんやとて、一議にも及ばず各艦よりは、直に露艦に出港を要求したり。我艦隊よりは出港決戦を促され、列國軍艦よりは立退を迫らる。武士の面目逡巡すべきにあらず。况や嚴格なる國際公法の在るより、動かんか運命風前の燈火よりも危く止まらんか違法の咎めを免れず。列國の監視之を如何ともなしがたし、露艦は進退維れ谷まり、周章狼狽、軍議に時を移し、漸く午前十一時五十五分に至り、ワリヤーグ、コレーツ共に意を決し、悄然として出港せり。時に我軍艦淺間は之を邀撃するの目的を以て、直に八尾島西方を指して進航せり。旗艦浪速は、新高、明石と共に、八尾島外東方に陣列を布き、高千穂、千代田は、水雷艇隊と共に、遙に仁川港東岸近く砲門を構へつ。黒煙を吐けり。列國軍艦は、遠く露艦の末路を弔する者の如く見送れり。

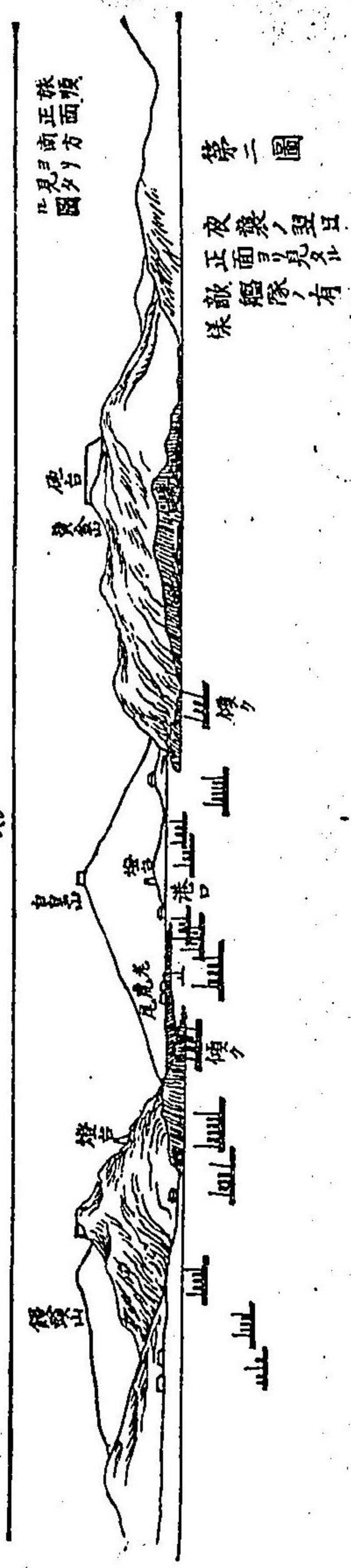
待ち構へたる淺間艦は、敵の二艦と相距るゝ八千米突許に達す。敵の二艦は健氣にも橋頭高く戰鬪旗を掲げたり。淺間亦應じて戰鬪旗を揚ぐ。時に午後零時四十分淺間先づ八吋砲を試射す。ワリヤーグ之に應じて砲火を開く。茲に戰鬪は開始せられたり。敵の二艦は、六時速射砲、十二斤砲、小口徑砲より盛んに發射して對戦す。一弾も我艦に中らず。既にして彼の距離六七千米突に接し、淺間艦は猛烈に八時速射砲、並に十五珊速射砲を以て砲撃したるが、後部八吋の砲彈は、ワリヤーグの前部艦橋に命中し、續いて前部の八吋砲彈は、再びワリヤーグの前艦橋と煙突との間に命中爆發し、又十五珊彈數個、後部艦橋に爆發し、遂に大火災を起す。彼因て舵を轉じて八尾島の島影に潛み、鎮火に従事し、同一時六分、再び出で、戦ふ。少時にして其の艦體左舷に傾く。彼最早敵し難きを知り、走りて舊錨地なる仁川港内に遁ぐ。コレーツは勇敢に戦ひたるが、砲火の威力微弱にして、彈丸一も我艦に達せず。淺間より多數の砲彈を受け、脱れて八尾島の北背より發砲し居たり。ワリヤーグの敗退するや、彼亦た其跡を逐ふて港内に遁竄し、小月尾島の傍に敗北したり。淺間には尙ほ一の損傷なし。此時瓜生司令官は、淺間に命じて突撃せしむ。同一時十五分、ワリヤーグ更に逃げて列國軍艦の間に隠る。仍て淺間は追撃發砲を中止したり。既にして同四時卅分、敵艦コレーツは到底脱る可らざるを知り、自ら火藥庫に點火し、轟然爆發して艦體を燒きたり。我が水雷艇

は司令官の命を奉じて之を偵知す。同五時、ワリヤーグ亦た自ら火を放ちて爆沈したり。續いて前夜上海より入港したる、東清鐵道會社汽船ズンガリー號も、自ら船體を燒棄せり。是に於て、敵の艦船全く敗滅し終れり。瓜生司令官は直に此結果を海軍大臣に報知せり。斯くて捷報天聞に達するや、翌十日左の詔勅を賜ふ。

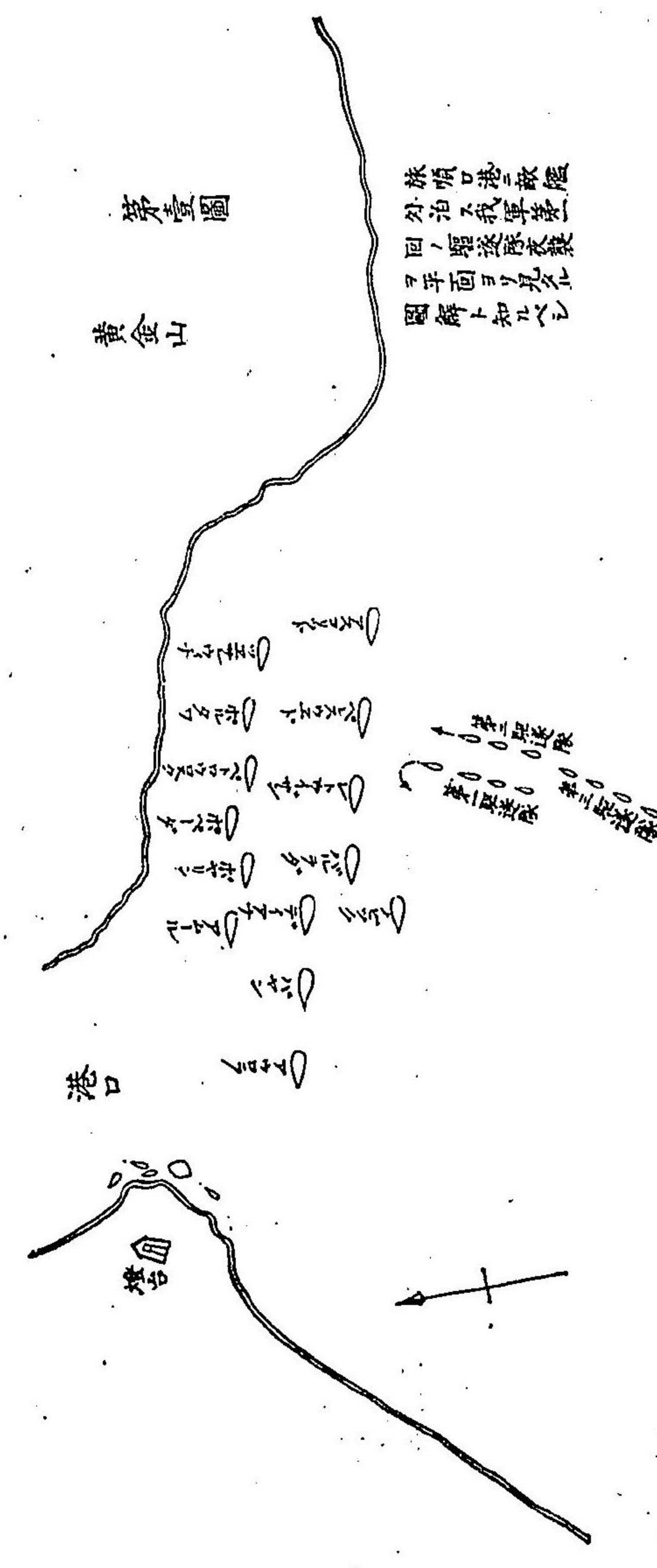
聯合艦隊第四戰隊ハ陸軍ヲ掩護シ、仁川上陸ノ任務ヲ完フシ、加フルニ、敵艦ヲ港外ニ擊破シ、遂ニ之ヲシテ殲滅セシムルニ至ル。朕深ク之ヲ嘉尙ス。

第四節 戦後の敵兵處置

戦役劈頭の仁川海戦は斯の如し。敵艦は脆くも全滅せり。我艦隊にては、淺間艦専ら戰鬪に従事し。千代田と水雷艇隊と僅に之に参加し、他の諸艦は殆んど一彈をも放たずして止みぬ。而して一人の損傷だになく、實戰以外の諸艦員は、皆觀戰中寒氣に堪へざる有様なりき。之れに反し、敵艦にては死傷者の總數八十五名を生じ、ワリヤーグ艦長ルドネフ大佐傷き、負傷七十三名の内、二十八名は、佛艦バスカル、同三十名は、英艦タルボットに、其餘は伊艦エルバに收容せられたり。而して敗走せる露兵は、初め自艦の支ゆべからざるを知り、汽船ズンガリーに逃れ、其艦を爆沈したりしが、同船も亦た免るべからざるを以て、自ら之れを燒き



第二圖
日露戦役、旅順口、敵艦隊の正面図



第一圖
旅順口、敵艦隊の側面図

を搭載し、上海に向ひ仁川を去れり而して負傷者七十三名は悉く我仁川赤十字社病院に收容し、深切丁寧なる治療看護を與へたり露兵は皆其優遇を感謝したりと云ふ。

第四章 旅順口初度の攻撃

第一節 驅逐隊の襲撃

我聯合艦隊は、東郷司令長官の命に依り、瓜生戰隊を仁川に出羽戰隊を韓國沿岸に分遣し主力艦隊は、二月七日午後四時、韓國八口浦の錨地を發したり其陣形は、第一戰隊を先頭とし、續て第二戰隊之に次ぎ、第三驅逐隊を前衛となし、龍田、千早の二艦を報知艦として先驅せしめ、第一、第二驅逐隊を右側に、第四、第五を左側に配列し、第九艇隊、第十四艇隊を後續せしめ、舳艫相啣み、軍容堂々、一直線に旅順口を指して猛進す。斯て七日も過ぎ果て、八日も殆ど終日航行に暮らし、午後六時の頃、圓島に達し、茲に愈部署を定めて、各自豫定の任務に就く可く準備せり。されば投錨する間もなく、驅逐隊は本隊と別れて、旅順、大連の二方面に向ふことなれり。前日の命令により、第一、第二、第三の三驅逐隊は旅順口襲撃に、第四、第五の二驅逐隊は大連灣襲撃に向ふ計畫なり。第一驅逐隊は白雲、朝潮、霞、曉、第二驅逐隊は雷、電、曙、龍、第三驅逐隊は薄雲、東雲、漣、第四驅逐隊は速鳥、春雨、村雨、朝霧、第五驅逐隊は陽炎、不知火、叢雲、

夕霧の各艦にして、第一には海軍大佐淺井正次郎、第二には海軍中佐石田一郎、第三には海軍中佐土屋光金、第四には海軍中佐長井群吉、第五には海軍中佐眞野巖次郎之が司令となりて各隊を統率す。東西路を分ちて、今將に廻轉せんとす。旗艦三笠の橋頭には「汝の成功を祈る」との信號旗は翻れり。尋いて三笠、出雲の二艦には唼唼たる軍樂の響起ると共に艦隊の總員甲板に現はれ、登舷禮式を行ひ、萬歳を呼號す。驅逐隊にても之に應へ、本隊に別れて約十八哩の速力を以て勇しく進行せり。斯くて第四、第五の二隊は八日午後十時、大連灣に到り、二手に別れ、九日午前二時迄灣内隈なく搜索したるも、敵艦の隻影を認めず。空しく三山島を廻りて、巡威島に歸着したり。他の三驅逐隊は八日午後十時卅分頃、旅順口港外に達す。旅順に在りては今日しも露曆正月廿六日に當り、露國太平洋艦隊司令長官海軍中將ネタルクは、麾下海軍將校を招き、陸上に於て大夜會を開き、スタルク夫人、海軍高等官夫人等を招き、併せて宴會を催したり。蓋し彼等は日本艦隊との戰鬪を豫期し、訣別の宴を張りしもの、主客俱に胸襟を披き、男女打混じて頗る打解けたり。又此日、恰も聖母マリアの命名日に際せしかば、艦隊及要塞の兵員は賜暇を得、劇場、珈琲店、酒舖、青樓其他興行場に沓至し、歡呼の聲市中に滿ちたり。斯の如くなれば、露艦の將卒は、戰爭の避く可らざるは豫期し居たるも、さすがに今日なりとは思ひ設けざりし所なり。油斷は大敵なり、當時始て我か砲聲を

耳にせし彼が周章の狀如何。我第一、第二、第三の驅逐隊は、夜十時半旅順口港外に到る。望見すれば敵の艦隊は、戰鬪艦レトウ井ザン、同ツエザレウイ、チ、同ヘレイスウイ、ト、同ホベータ、同ベトロパウロスク、同ボルタワの六隻、裝甲巡洋艦バヤーン、巡洋艦バルラダ、同テイヤナ、同アスコリト、同ノーウイ、ケ等にして外に驅逐艦、水雷艇等あり。皆港外に投錨し、艦内何れも寂莫唯探海燈の海上を照らして警戒するものゝ如きあるのみ。一天雲重なりて弦月隱顯し、腥風海波を掠めて何となく物悽し。我隊以爲らく、敵は唯水雷防護のため「ネット」を張りしのみにて、其の他の對戰用意の如きは未だ全く之れを爲さざるなり。噫、是天の我隊に恩寵を賚ふものなり。用意は成れり時分はよろしと、眞夜中正子の刻、我驅逐隊は全速力を以て敵艦目かけて突進せり。偶敵艦近く三千米突許の距離に達せし頃、敵の哨艦我隊を離る一千米突許の所に航行し來る。而も毫も心付かざるものゝ如く、艦首を轉じて西に去る。我隊之を追はず、益猛進して、敵の主力艦隊に肉薄し、約四五百米突の近距離に迫る。是に於て三隊十一隻の我驅逐艦は、一齊に水雷を發射す。敵艦大に驚駭し、狼狽爲す所を知らず、亂射猛撃すれども、而も彼我の距離餘りに近きに過ぎ、彼の發砲せしもの一も其効なし。然るに我の發射せし水雷は、美事に敵の三艦に命中し、戰鬪艦ツエザレウイ、チ、同レトウイザン、巡洋艦バルラダ共に大損害を受けたり。バルラダは、水線下石炭庫に二十八呎四方の大孔を

生じツエザレウイ、チは艦隊左方に傾斜十八度に及び、レトウイザンは傷を被りて、港口に停まりたり。ツエザレウイ、チは我驅逐艦を追はんとせしが能はず、舵を轉じて港内に入らんとして、レトウイザンに妨げられ、逡巡して擱岸し、艦尾に大破損を爲せり。

我驅逐隊は各自其任務を遂行し、初陣の功名美事に成功したれば何れも相携へ凱歌を揚げて歸路に就く。敵艦は之を追撃せんともせず、頻りに發砲したれども我に一の損害なし。此夜襲に参加せし我司令及艦長は左の諸氏なり。

第一驅逐隊司令 大佐 淺井正次郎

電 少佐 篠原利七

白雲 少佐 狹間光太

曙 少佐 九津見雅雄

霞 少佐 大島正毅

隴 大尉 竹村伴吾

朝潮 少佐 松永光敬

第三驅逐隊司令 中佐 土屋光金

曉 大尉 末次直次郎

薄雲 少佐 大山鷹之助

第二驅逐隊司令 中佐 石田一郎

東雲 大尉 吉田孟子

雷 大尉 三村錦三郎

漣 少佐 近藤常松

第二節 主戰艦隊の進撃

旅順口夜襲の我驅逐隊は初度の功名を揚げたる前述の如し。我聯合艦隊の主戰艦隊、第一戰隊、第二戰隊は、八日の夜は圓島附近の洋中に明し、翌九日の朝に至り、各驅逐隊の報告を得たり。韓國西北海面より大連、旅順の方面を偵察すべく先發せる、出羽司令官の率ゆる第三戰隊千歲、高砂、笠置、吉野の四艦は、九日午前八時頃、旅順口外を偵察したるに、港口より煤煙を吐きつゝ進み來る者あるを見て、必定敵の哨艦ならんと待ち構へたるに、何ぞ圖らん我居留民を満載せる英國商船福洲號なり。互に萬歳を交換し、我は同船によりて旅順の敵艦隊の事情を密に察知するを得、更に遊戈せる間に、又商船の來航するを認めたり。就て檢すれば、露艦マンチユリヤなり。高砂は直に之を捕獲す。午前十時卅五分、千歲は駛走して我主力戰隊に報告して曰く、「敵の主力は港外にあり、又敵の大艦三隻傾斜して僚艦の港口通路を塞ぐる者の如し」と。總攻撃の時機は來れり。茲に於て同十時五十分、各艦皆戰鬪序列に就く。戰鬪艦隊は三笠を先鋒に、朝日、富士、八島、敷島、初瀬なり。聯合艦隊司令長官東郷中將は、三笠に在り、第一戰隊司令官梨羽少將は初瀬に在り、又裝甲巡洋艦隊は出雲を先鋒に、吾妻、八雲、淺間常盤、磐手なり。上村司令長官は出雲にあり、三須司令官は磐手にあり。各艦皆鱗次縦陣となり、圓島を右舷に望んで進航す。十時五分、今より漸次に速力を増加し、陣列距離六百米突敵の主戰隊を攻撃せよ」との信號は三笠より報せらる。同十一時卅九分、各艦等しく

戰闘旗を掲ぐ。同十一時四十五分、敵艦を右舷ビームに見る。此時東郷司令長官は、幕僚と共に食卓に就き、三鞭酒を酌んとす。「敵艦隊見ゆ」との報あり、一同起て杯を舉げ、先づ天皇陛下萬歳を三唱す。終りて長官は幕僚を随へ艦橋に上り、各艦に信號せしめて曰く、「勝敗の決は、此一戦にあり。各員一層奮勵努力せよ」と。各艦の將卒皆勇み意氣大に振ふ。此時第三戦隊も來り加はる。正午、旅順黄金山砲臺の下に敵艦隊を見る。敵艦隊の勢力は、戦闘艦ベトロパウロスク、同ホルタワ、同セバストポリ、同ベレスウイト、同ホベータ、巡洋艦バヤーン、同ダイアナ、同アスコリッド、同ボヤーリン、同ノーウヰク、運送船アンガラ等にして、司令長官スタルク中將は、ベトロパウロスクに、司令官ウフトムスキー少將は、ベレスウイトに坐乗各艦を指揮して我艦隊を待つものゝ如く、東亞大守アレキセーフは、其幕僚と共に、黄金山砲臺に在りて、艦隊掩護の砲撃を指揮せり。

斯くて彼我艦隊の距離漸く一万余米突に薄る。而して我艦隊の旅順港口を距る二万一千米突、黄金山砲臺より砲撃を開始せり。而も我は應せず。進むで彼我艦隊の距離七千米突より、八千米突の間に接近したる午後零時十分、敵艦は砲門を開いて射撃を始む。同十二分に至り、啊呷の機正に熟す。旗艦三笠は先づ砲火を開きたり。同十五分、第二戦隊旗艦出雲續いて砲撃す。各艦皆之に倣ひ、右舷の砲門を開く。敵は艦隊及黄金山巒子營の各砲臺より、烈しく

發砲し、彼我の砲聲轟々として海若驚き鬼神怖る。敵は昨夜我驅逐隊の夜襲に不意を打たれ、三艦を傷けられ、無念遣る方なかりしにや、殊更に亂射狂撃、砲彈の注ぐもの雨の如く、而も多くは照準を失して艦體に中らず。時に甲板上に落下するも、我堅甲を貫く能はず。唯彈片の飛散するあるのみ。我艦隊は益々猛進し、約三千五百米突乃至五千二百米突の最近距離に進みて港口に迫る。敵艦周章して、砲撃愈々亂れ、その始め一線に排列して、左舷砲を用ひたりしもの、艦形混亂して、漸く二列縦陣となり、兵氣甚だ揚らず。而かも砲臺の應援を待みて、盛んに砲撃を繼續しつゝあり。同廿七分、我が戦艦より放ちたる十二吋巨砲彈は、巡洋艦バヤーンの石炭庫に命中し、續いて又火藥庫に爆發す。バヤーン大火災を起し、敗走して港口に退く。敵艦にて最も能く戦ふ者は、ノーウヰクにして、次に戦艦ベトロパウロスクなりしが、皆大なる損傷を被りたり。巡洋艦アスコリッド、ダイアナの二艦も亦破損甚だし。同三十分、我諸艦は、一廻轉して左舷及後部の巨砲を以て、集彈猛撃す。敵艦遂に耐へず、砲撃を中止し、ノーウヰクを先頭として港口に退く。我は砲臺の砲撃を避けて深く追はず。同三十三分、打方止む。同五十分、老鐵山頂を北西約八哩に眺めつゝ、南東に退きたり。午後一時八分、等しく戦闘旗を降下せり。夫より全艦相呼應し、凱歌を奏して歸途に就き。同八時四十五分、山東角の燈光を右舷真横に見つゝ進み、翌十日午後聯合艦隊は、韓國牙山の沖に投錨す。巡威島

に在りし驅逐隊、仁川に在りし第四戰隊來り合す。旗艦浪速よりは、瓜生司令官ワリヤーダ、コレイツの二艦を撃滅したる旨を報じ、東郷司令官は、驅逐隊及主力戰隊の戦況を告げ、互に帝國萬歳を三唱し、各艦の意氣更に振ふ。

第三節 彼我の損傷

敵國側の報告を綜合するに、八日夜、驅逐隊の襲撃と、九日の主力戰隊の攻撃にて、損傷を受けたる敵艦は、ツエザレウ井、チ、レトウ井、サン、ベトロバウロス、ク、巡洋艦バヤーン、デイアナの七艦にして、ツエザレウ井、チ、レトウ井、サン、ノーウ井、ク、最も甚だしく、到底大修理を施すにあらざれば、戦闘に従事する能はず。當分は航行にすら堪へず。他は多小の修理を加ふれば、再び戦ふを得べしと、而して、黄金山及饅頭山の砲臺は、激しく我砲彈を浴び、而も飛彈は東港内繫船地、舊市街に達し、砲臺及家屋の破損甚しく、黄金山と饅頭山との中間砲臺の如きは、直ちに沈黙したり。其の死傷者は、艦隊に於て、士官負傷四、兵員戦死二十一、同負傷九十七を出し、砲臺にては、兵員戦死一、重傷三、輕傷三を出したりと傳ふ。砲戰約四十分、我艦隊の砲火の威力又大なりと謂ふべし。我艦隊に在りては、三笠艦は最先頭にありしを以て、最も敵の集彈を受け、比較的損傷多かりしも、左したる損傷なく、毫も戦闘力を損滅すること

なし。警手は、最殿艦なりしも、廻轉の際先鋒に立ちたりしを以て、又敵彈の集注を受け、多少の損傷あり。將卒の壯烈なりしは、警手の一等兵曹町田軍治、饅頭山砲臺の敵彈にて即死し、少尉候補生梶原文夫、電話任務に當りしが、其の彈片を受け、臀部より股間を撃たれ、重傷を蒙り死す。三等水兵藤崎左久良、負傷し、後ち死亡す。旗艦三笠に在りては、第一艦隊主理吉村幹三郎、機關長機關大監山本安次郎、少尉候補生澤本齊、各輕傷を負ひ、同艦乗組一等信號兵瀧澤甚左衛門、重傷を受く。又第一艦隊參謀大尉松村菊男は、旗艦に在りて後部艦橋に執務中、敵の十吋砲彈、メーノンマストの、ロヤートップに命中し、破片飛んで左大腿部に重傷を負ひたり。初瀬航海長千坂智次郎、海圖室に在りて執務中、敵彈の破片を受け、微傷す。又富士艦にては、砲術長少佐山中幹は、敵彈雨注の間に立ち、メガホンを取り、今や號令を發せんとする刹那、午後零時二十分、饅頭山砲臺より發射せる敵の二十八吋砲彈、飛び來り、瀑裂して大破片、少佐の右腹部を貫き、最も壯烈なる戦死を遂ぐ。同艦中尉三浦容夫亦戦死し。上等信號兵曹小野光長、重傷し、後死亡す。又警手は、ノーウ井、クよりの砲彈を受け、艦部士官室を打ち貫かれ。中尉高橋節、五番砲塔下に負傷す。少尉候補生青木貞之助、上等兵曹大隅爲吉亦負傷す。此戦闘に於て、我死傷者總數五十八、内士官戦死三、同負傷六、兵員戦死一、同負傷四十八、負傷後死者二なり。

海戦の捷報は、二月十一日、紀元節の佳辰を以て天聴に達す。天皇陛下之を嘉尚し給ひ、左の優詔を東郷司令長官に賜へり。

聯合艦隊ハ陸兵ノ韓國上陸任務ヲ完クシ其西岸ヲ掃ヒ、敵艦ヲ旅順ニ撃テテ、其數隻ヲ破リ、氣聲大ニ振フト聞ク。朕太ダ之ヲ嘉ス。將士益奮勵セヨ。

各艦の將卒 聖旨を拜聞し感激して已ます。

此の海戦中茲に特筆すべきは皇族の御勇戦にして、聯合艦隊司令長官東郷中將が報告したる、第一公報の終に曰く、

艦隊に御乗艦の各殿下は、皆御無事なり、我將卒一般の戦闘に従事せる状況は、頗る沈着にして、恰も平生の演習に異らず。戦闘後に於ける士氣は、益々旺盛にして、舉動は彌々沈着なり。

と伏見宮博恭王殿下は三笠に於て、専ら後部の十二吋砲を指揮し給ひ、之が爲めに士氣更に一段に振ひたり。

第五章 交戦後の兩國々情及浦鹽艦隊

第一節 宣戦の公布

我聯合艦隊が、仁川及旅順の海戦に於て、先づ全捷を博せりとの報、一たび我國に傳へらるゝや、首府東京を始として全國都鄙到處非常の喝采歡呼を以て之を迎へ、祝捷の各種催し會は引續き舉行せられたり。當時國民の意氣頓に揚り、多年の積鬱一時に散し盡せるが如く感じ、極東の妖雲、之を掃蕩するは此時に在りと爲し、祝捷すると同時に敵愾の氣象彌々顯はれ、各種の奉公事業は開始せられ、幾多の祈禱祭は行はれ、國家を擧げ、生命財産を傾けて、有終の戦果を收めんと期したり。之に反して、露國に於ては、仁川及旅順に於ける敗報を得、朝野共に震駭し、徒らに自國艦隊の不用意と日本が宣戦に先つて進撃せしを憤慨し、都鄙騷擾し、宮中の舞踏會は之が爲に延期となり、莫斯科に於ける當局攻撃の集會開かるゝに至り人心恟々たり。

我國に在りては、神武天皇即位紀元二千五百六十四年二月十一日の佳辰の前日、即ち十日を以て宣戦の大詔を煥發せらる。

宣戦ノ詔勅

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ、忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス。

朕茲ニ露國ニ對シテ戰ヲ宣ス。朕カ陸海軍ハ宜ク全力ヲ極メテ交戦ノ事ニ從フベク、朕ガ百僚有司ハ宜ク各其職務ニ率ヒ其ノ權能ニ應ジテ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スベ

シ、凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ遺算ナカラムコトヲ期セヨ。
 惟フニ文明ヲ平和ニ求メ、列國ト友誼ヲ篤クシテ、以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ、各國
 ノ權利利益ヲ損傷セズシテ、永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スベキ事態ヲ確立スルハ、朕
 夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ、且暮敢テ違ハザラムコトヲ期ス。朕ガ有司モ亦能ク朕ガ意
 ヲ體シテ事ニ從ヒ、列國トノ關係年ヲ逐フテ益親厚ニ赴クヲ見ル。今不幸ニシテ露國ト
 疊端ヲ開クニ至ル、豈朕ガ志ナラムヤ。
 帝國ノ重ヲ韓國ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ズ。是レ兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラ
 ズ、韓國ノ存亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル所ナレバナリ。然ルニ露國ハ其清國トノ盟約及列
 國ニ對スル累次ノ宣言ニ拘ハラズ、依然滿州ニ占據シ、益々其ノ地位ヲ鞏固ニシテ終ニ
 之ヲ併吞セムトス。若シ滿州ニシテ露國ノ領有ニ歸セン乎、韓國ノ保全ハ支持スルニ由
 ナク極東ノ平和亦素ヨリ望ムベカラズ。
 故ニ朕ハ此ノ機ニ際シ、切ニ妥協ニ由テ時局ヲ解決シ、以テ平和ヲ恒久ニ維持セムコトヲ
 期シ、有司ヲシテ露國ニ提議シ、半歲ノ久シキニ亘リテ屢次折衝ヲ重ネシメタルモ、露國
 ハ一モ交讓ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘズ、曠日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ、陽ニ平和
 ヲ唱道シ、陰ニ海陸ノ軍備ヲ増大シ、以テ我ヲ屈從セシメムトス。凡ソ露國ガ始ヨリ平和

ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ毫モ認ムルニ由ナシ、露國ハ既ニ帝國ノ提議ヲ容レズ、韓國
 ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ、帝國ノ國利ハ將ニ侵迫セラレントス。事既ニ茲ニ至ル、帝國ガ
 平和ノ交渉ニ依リ求メムトシタル將來ノ保障ハ、今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ
 朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ナルニ倚賴シ、速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ、以テ帝國ノ光榮ヲ保全
 センコトヲ期ス。

御名 御璽

明治三十七年二月十日

内閣總理大臣	伯爵	桂太一郎
海軍大臣	男爵	山本權兵衛
農商務大臣	男爵	清浦奎吾
大藏大臣	男爵	曾根荒助
外務大臣	男爵	小村壽太郎
陸軍大臣		寺內正毅
司法大臣		波多野敬直
逓信大臣		大浦兼武
文部大臣		久保田讓

炳乎たる大詔、露國が多年極東に於ける暴横誦詐なる政策を粉碎して、以て東洋の平和を

永遠に保持せんとするに在り、韓國及滿洲に於ける領土の保全と利權の擴張とは、今や其の保障を砲火の間に求めざるべからざるに至れり。鳳詔を拜するもの誰か感奮せざらんや。世論は已に戰捷の報に勃然として高まりしもの、今更に一段の高潮に達したり。宣戰詔勅發布の翌日、即ち紀元節の佳辰を以て、天皇陛下は宮中賢所神殿皇靈殿に於て、親しく宣戰の奉告祭を行はせ給ひ、岩倉典長をして御告文を奏聞せしめたまふ。尋いで十四日勅使を遣はして伊勢大廟に奉告祭を擧げさせ給ひ、十五日奉告使を靖國神社に遣はされ、大和畝傍御陵、橿原神社、京都泉山御陵にも各々奉告使を差遣せしめらる。

十一日には又た宮中に大本營を置かせ給ふ旨仰出され、陸軍に勅語を下し給ひ、百萬の貔貅相次で滿洲の戰場に向ふ。

我宣戰の大詔煥發せられたる當日、乃ち十日を以て露國も亦た宣戰を公布せり。其詔勅に曰く、

朕ガ忠實ナル臣民ニ左ノ事項ヲ宣ス、
朕ガ旨トスル平和ヲ維持スル目的ヲ以テ、朕ハ東洋ニ於ケル靜謐ヲ鞏固ナラシムルニ全力ヲ盡シタリ。此ノ平和ノ目的ヲ以テ、朕ハ韓國ノ事態ニ關シ、兩帝國ノ間ニ存在スル協約ヲ改訂セントノ日本政府ノ提議ニ對シ同意ヲ與ヘタリ。然ルニ該問題ニ付開カレ

タル商議ハ未ダ終了セザルニ、日本ハ朕ガ政府ノ最近回答ニ於テ爲シタル提議ノ外交關係ノ斷絶ヲ知照シ來レリ。

此外交關係ノ斷絶ハ即チ軍事行動ノ開始ヲ意味ストノ豫告ヲ與フルコトナクシテ、日本政府ハ其ノ水雷艇ヲシテ旅順口砲壘ノ外側ニ在リタル、朕ノ艦隊ヲ突然襲撃セシメタリ。

朕ハ朕ガ大守ヨリノ報告ニ接スルヤ、朕ハ直ニ干戈ヲ以テ日本ノ挑戰ニ應ズベキコトヲ命ジタリ。

朕ハ此ノ決意ヲ爲スニ當リ、深ク上帝ノ救護ヲ禱リ、朕ノ臣民ガ其ノ祖國ヲ防護スルガ爲メニ、皆齊シク趨テ朕ノ命ニ從フコトヲ疑ハズ、朕ハ偏ニ朕ノ名譽アル陸海軍ニ上帝ノ加護ヲ禱ル。

試みに交戰兩國國民の範圍を去つて、虚心怛懷、宣戰詔勅の兩者を對照し來らば、交戰の理非曲直、自ら明白なるものあらむ。

第二節 兩國外交官の撤退

露國の奸譎なる言辭を事に托して協商談判を遅々たらしめ、陰に兵備の充實に汲々たる、

是れ平和を愛好するの誠意なきなり。是を以て我政府は二月四日の御前會議に於て、愈々國交を斷ち自由行動を執るべきに決し、翌五日を以て其通告を在露公使栗野慎一郎に傳へたり。その翌六日午後、栗野公使は國交斷絶の公文を露國外務大臣ラムスドルフ伯に致したり。此日東京に在りても、我外務大臣小村壽太郎は我國駐在露國公使ローゼンと最後の會見を遂げ、事の已むを得ざるに至りしを告げ、並に外交は全く斷絶せられたり。八日我政府は在東京露國公使館の撤退を要求す。九日在帝國露國公使館撤退することとなりたるを以て、我政府は特に帝國に在留する露國臣民の保護に就き注意すべき旨を訓令したり。同日韓國仁川に在りては露國臣民は我在仁川駐在領事に投降を申出で、其處置を待てり。在東京露國公使男爵ローゼンは、久しく本邦に駐劄して能く我國情に通じ、協商に當りて誠實に眷々として平和の維持に盡瘁したり。我皇室及朝野共に其の苦衷を諒とせり。十日天皇陛下は特に三宮式部長を、皇后陛下は香川皇后宮大夫を露國公使館に差遣し給ひ、ローゼン及ローゼン夫人に優渥なる聖旨を傳へしめられ、又別に貴重なる器物を下賜し給ふ。翌十一日夜、ローゼンは夫人令嬢及一等書記官クダシエフ、二等書記官アルセニエフ、公使館附武官サモエロス大佐、通譯官ルーンズ、同トロートゾル、同ウキルレムの各館員及其家族等を伴ひ、九時十分新橋發の汽車にて横濱に向ふ。我國務大臣及列國使臣並

に内外朝野の紳士貴婦人之を送る。政府は多數の憲兵、巡查をして沿道を警戒し、危害なからしむ。ローゼンは即夜佛國汽船アールラ號に乘じ、翌十二日朝、横濱を抜錨して本國に向ふ。而して帝國に居留する露國國民の利益保護は、彼之を佛國政府に倚賴し、帝國駐在佛國使臣之を取扱ふことゝなれり。

我栗野公使は、五日國交破裂の通牒を爲すと同時に、帝國公使館員を率ひて露京を撤退するの準備を命せられ、十日公使館の國旗を巻き、館員一等書記官秋月左都夫、二等書記官日下部三九郎、同丸尾直利、三等書記官小田徳五郎、外交官補高橋橘太郎、二等通譯官田野豊、及其家族等を隨へて露國を去れり。韓國に在りては、我駐韓公使林權助は、駐韓露國公使バプロフに撤退を請求し、彼、十二日遂に韓國京城を去り、仁川より佛國軍艦パスカルに塔乗して上海に向ひたり。

而して露國及露領に駐在せし我外交官は、五日及六日を以て任地を退去するを命せらる。露領浦鹽斯德駐在貿易事務官川上俊彦は、同地、並にニコリスク、ババロフスク等に居住せる邦民總數四千三百餘人を同地に集合せしめ、二月六日、同十三日の兩回に悉く我國に歸還せしめたり。在牛莊帝國領事瀨川淺之進は、牛莊及山海關等の居留民二百三十餘名を九日を以て天津に送り、十二日鐵嶺方面に居住せし者等と共に牛莊を引拂ひたり。露國オデ

ツサ駐在帝國領事飯島龜太郎は十日を以て全館員を率ひ露國を去る。旅順口大連に在りし我居留民は芝罘駐在領事水野幸吉に伴はれて九日芝罘を撤退せり。而して公使館領事館等の撤退後に於ける露國在留の帝國民の保護は北米合衆國政府に托し、以て露國及滿洲に於ける帝國民の利益を保護せしめたり。

國交は斷たれ、交戦は開始せられ、宣戰詔勅は降れり。是に於て、十一日英、米、伊、西の四國、十二日清、佛、丁、和、暹、埃の六國、十三日獨、伯の二國、十六日比、律、賓、政、廳、十七日、埃、國等は、何れも局外中立を宣言したり。

第三節 捕獲審檢所并に國防令と違法問題

二月六日、露國東清鐵道會社汽船エカテリノスラウ號は浦鹽斯德より本國オデツサは航行の途中、釜山沖に於て帝國軍艦濟遠に拿捕せらる。同日同處に於て露國東清鐵道會社の汽船ムグデン號は武器食糧を積み長崎より浦鹽に航行中、軍艦平遠に拿捕せらる。翌七日露國貿易航業會社所有船ロシヤ號は青泥窪より唐津に向ふ途中、韓國九針岩附近に於て軍艦臺中丸に拿捕せらる。同日東清鐵道會社汽船アルガン號は青泥窪より航行中、韓國八口浦附近に於て軍艦吾妻に拿捕せらる。九日、露國東亞汽船會社汽船マンチユリア號は

兵器、彈藥、糧食等を満載し、露都を發して旅順に向ひ航行中、旅順口東南十八海里沖にて軍艦龍田に拿捕せらる。翌十日、嚴原寄港中の露國捕鯨會社所有船アレキサンダー號、長崎碇泊中の同レスニツク號共に拿捕せらる。同日露國捕鯨會社所有船ニコウイ號及ミハイル號は韓國長箭洞沖に於て軍艦宮古に拿捕せらる。同日橫濱寄港中の露國カムチャッカ商工業會社汽船コチツク號又拿捕せられたり。戰時禁制品を搭載したる諸國汽航ヘルムスは二月九日旅順口の東南三十海里の沖合にて我軍艦に誰何せられ、一先づ長崎に抑留せらるゝに至れり。事態斯の如くにして露國運送船並に諸外國汽船の拿捕せらるゝもの陸續として相踵ぐ。是を以て、二月十日捕獲審檢所及高等捕獲審檢所を設置せられ、前者を佐世保に後者を樞密院事務所に置く。當日審檢所長官、評定官及檢察官の補任あり。即ち高等捕獲審檢所長官には樞密顧問官子爵田中不二麿、同評定官には樞密顧問官男爵西德二郎、判事寺島直、海軍中將有馬新一、法制局長官一本喜徳郎、判事井上正一、同富谷注太郎、海軍少將橋元正明、外務省政務局長山座圓次郎、同檢察官には樞密院書記官長都築馨六、司法次官石渡敏一、之に補し、又捕獲審察所長官には判事松室致、同評定官には判事米村壯宣、同山口武洪、外務省參事官安達峰三郎、海軍大佐太田三次郎、法制局參事官上山滿之進、主理相良維男、同檢察官には檢事水上長次郎、同山本辰六郎、之に補す。

同日、防禦海面令を發布せられ、東京灣口、函館灣、小樽灣、佐世保軍港、竹敷要港、長崎港口、舞鶴軍港を防禦海面區域と指定せらる。十四日、長崎、佐世保、對馬、函館の各地に戒嚴令を宣告せられ、臨戰地として警戒頗る嚴密なり。

露國に在りては仁川及旅順に於ける戰敗を以て屈辱となし、憤懣に禁へずやありけむ、日本が宣戰に先ちて軍事的行動を開始したるを以て國際公法違反なりと主張し、其外交文書の辭令を巧みにし、二月廿二日外務大臣ラムスドルフより在外露國の代表者に回牒して之を列國に哀訴せしむ。其要は日本が韓國の中立を無視し、宣戰に先ち其軍艦二隻を擊破し、又抗敵開始前に其船舶を捕獲したる事等を以て違法となすなり。而も詭辯誣妄なるを以て列國敢て顧るものなし。帝國政府は痛切なる駁論を列國に致し、露國が眞實に平和を愛するに念なかりし所以より、極東に於ける陸海の軍備を擴張するに汲々たりし事實を曝露し、其後れて人に制せられしを悔めるの實相を詳述して、結論するに、以下の意を以てせり。曰く、獨立の行動は一切を意味す、敵對行為の開始亦固より其内に在りと。又宣戰の公布は敵對行為開始の必要條件に非ざること、國際法學者の悉く一致する所にして、現に近時の戰爭に於ては、宣戰公布は、交戰開始後に於てするを以て其常とせりと喝破し、露國が自己の利益の場合には國交斷絶の前に於てすらフィンランドニ出兵したる例を

舉げて之を詰り、殆ど答ふるに辭なからしめたり。戰爭は理正しく力強なるもの勝つ。妄りに強辯曲説するも、戰局の推移には何等の價値があらん。

第四節 浦鹽艦隊の蠻行

仁川及旅順に於ける戰敗の報は浦鹽斯德に傳へられたり。而して同港には露國太平洋艦隊枝隊裝甲巡洋艦グロムボイ同ロシヤ同リユリツク及びボカチールの四隻あり。旅順の本隊は帝國艦隊に擊碎せられ、對馬海峽の監視は頗る嚴にして、連絡全く斷たれたる今は、四隻のもの全く孤立の姿となれり。是を以て彼は士氣を鼓舞し、傍ら日本國民を恐怖せしめんと目的を以て、運送船支那號を隨へ浦鹽を出動し、二月十一日、我が津輕海峽に現出せり。恰も我商船奈古浦丸(總噸數一千八十四噸)は其前日十日午後十時、羽前酒田港を出で、米穀等の荷物を積込み、男女各二名の船客を載せて北海道小樽に向ひ航行中、十一日午前十一時卅分頃、陸奥國艦作崎の正西十海里を進航せしに、左方約四海里の距離に同艦隊を發見したり。奈古浦丸は確に其の露艦なるを知りたるも、南東の強風吹き荒み、奔浪狂濤の間に掀翻せられつゝ、速力を減して進航せる内に、稍接近し最早避くるに途なし。船員一同は死を覺悟せり。露艦は空砲を發射し、信號して曰く「汝を赦さず早く船を見棄てよ」續い

て「十五分間に船を見棄て去れ」との信號を爲したり。奈古浦丸は直に端艇を卸しつゝ「我は商船なれば撃沈を免せ」と信號せしに、答ふる間もなく、四艦は奈古浦丸を圍み實弾を發射し始めたり。我は漸くして救命艇を卸して乗り移らんとする刹那、敵弾は端艇の附近に落下し、船員一名海中に墜ちて即死し、同一名負傷す。既にして敵弾は船體を打ち貫きたり、乗員の要用品は勿論、船内必要の書類すら持出す猶豫もなし。船員は本船の沈没するを見棄てつゝ、端艇を漕いで陸地に向はんとせしに、ロシヤ、グロンボイは左右より端艇を砲撃せしを以て、已むなく露艦に向ひたれば、二艦は之を收容したり、船員三十七名、乗客四名、露艦にては各自の所持品を點檢し、金錢又は時計其他目ぼしき物品を押收し、三室に分ちて監禁し、浦鹽に連れ歸りたり。奈古浦丸は約一時間の后沈没せり、之と同時に我商船全勝丸（總噸數三百十五噸）も露艦に出會したるが、奈古浦丸の撃沈さるゝを見るや、全速力にて難を避け、幸にして高浪の爲め船影を蔽はれ、竟に渡島國松前郡福島に逃るゝことを得たり。斯くて、奈古浦丸乗組員は浦鹽に赴きて後、極めて冷遇を受け、同月十九日に至り、獨逸汽船ストルベルヒ號に乗じて、長崎に歸還するを得たり。

夫れ敵國の商船に對するや、國際公法上、先づ停船臨檢の手續を經、而して後撃沈すべきものは之を撃沈し、釋放すべきものは之れを釋放せざるべからず。然るに露艦隊の暴横なる

何等の手續をも履まずして全く武装なき商船を砲撃し、人命を損傷し、貨財を喪失す、是れ國際の公法を無視するものなり。露國軍隊の暴戾なる行動は多くは斯の如し、何ぞ他國に向ひ國際公法違反を責むるの資格あらんや。宜なる哉、列國の嗤笑を招き、又其同情を得る能はざるに至りしと。而して斯る暴行を敢てしたる敵艦四隻の勢力は前表に明らかなるを以て今は之を記さずと雖、只速力の快速なる備砲の強大なるは特記せざる可からず、尙ほ四隻の外義勇艦隊數隻を有す、而して此時前司令官少將スターケルベルグは既に轉職となり、大佐ライツェンスタイン代つて其艦隊に司令官たり、後中將ベゾブラゾフを以て之れが司令官に任命せり。

第六章 第二次旅順攻撃

第一節 初度攻撃後の我艦隊

東郷司令長官は二月八日及九日の旅順口攻撃を行ひてより如何にしたりしか。旅順砲臺の威力に畏怖して再び攻撃を續行する能はざるか。其艦隊は多大の損害を被りたるものなるべきかと、風説は此の如し。當時風説の如く攻撃は續行せられず、我聯合艦隊は實に二月十日午後を以て韓國牙山に集合せり。賢にして膽勇なる我司令長官何ぞ無爲にして止

むべき計劃は豫定の通り遂行せらるゝと雖も、而も勝に乘じて逃ぐるを追はず、却て根據地に歸る。是れ詩人の所謂「山雨來らんとして風樓に滿つ」なるものか、異日世界の耳目を聳動せしめたる、彼の旅順口閉塞の壯舉は、實に此時に於て用意せられたるものぞかし。

我聯合艦隊は、十一日午前十一時三十分紀元節の祝意を表す。牙山碇泊の大小各艦船艇は、齊しく滿艦飾を施し、正午には皇禮砲二十一發を發射し、各艦船艇乗員一同は御眞影を奉拜し、懇に皇運の無窮と武運の長久とを祈る。蓋し戰地にありての祝賀式、各員一層に忠誠を誓ひ、義膽を練るを覺へたり。午後零時十分滿艦飾は撤せられ、艦隊は出動の準備に着手す。戰團の部署は定まれり。同日午後五時二十分、田羽司令官の率ゐる第三戰隊先づ拔錨し、同二十五分第一戰隊同三十分、第四、第五の兩驅逐隊出航し、翌十二日午前八時四十三分上村中將の率ゐる第二戰隊出港す。目的は旅順口第二次攻撃を爲すにあり。斯くて巡洋艦千代田、高千穂、砲艦大島、赤城を始め多數の驅逐艦、水雷艇、及運送船は或は來り、或は去り、韓海一面往く者復る者いづれ旭日の旗を翻さるはなし。而も仁川及旅順に戰勝も、宣戰の大詔は降下せられたる折柄とて、往來皆萬歳を交換し、愉快を感ぜざるはなし。十二日先各艦隊巡威島に着するや、東郷司令長官は第四、第五の兩驅逐隊に旅順口、第二次の襲撃をなすべく命じたり。右二隊は遂に第一、第二、第三の三驅逐隊が旅順口の攻撃に奇功を奏せし時、

即ち八日の夜、大連灣方面を索敵し、何の得る所もなく歸りしものなりしを以て、此命に接し、各員雀躍して之を悦ぶ。唯だ此日天候險惡、風雪強くして波浪高く、其遂行の困難なるを察し、東郷長官は一時中止を命じたり。

第二節 襲撃後の敵艦隊

二月八日及九日、我艦隊の攻撃を受けてより、旅順の露國艦隊は、旅順口各砲臺の警戒須臾も怠らず、以て我艦隊の襲撃に備ふ。然れども、彼既に我驅逐隊の夜襲に水雷の爆發を受け、主力艦隊の砲弾に多大の損傷を被り、戰團艦ツレサレウイツチ及レトウイザンの如きは殆ど致命の大傷を負ひ、共に港口通路に攔岸し、巡洋艦バルラタ亦た大破して自由を失ひ、戰團艦ホルタワ、巡洋艦ノーウイツク同デイアナ同アスゴルド等も皆多少の損傷を受けたり。彼は此等の者を港内に引き入れ、復舊修理に忙殺され居るを以て自ら出で、我艦隊を撃破する能はず。隨て將卒の士氣頗る沮喪せり。唯だ彼は驅逐艦、水雷艇をして絶へず港外を警邏せしめ、夜に入れば各砲臺よりは多數の探海燈を照射し居れり。斯くて十一日スタルク提督は布設水雷母艦エニセー一號總噸數二千五百噸をして日本艦隊の來襲に備ふべく、大連灣口に水雷を敷設せしめたりしが、同艦は自己の敷設したる水雷に觸れ、瞬時にし